

第1部

令和3年度に講じた 男女共同参画社会の 形成の促進に関する 施策

I あらゆる分野における女性の参画拡大

第1分野

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第1分野

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第1節 政治分野

令和3（2021）年6月10日に議員立法により、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第67号）が成立し、同月16日に公布・施行された。同法による改正により、政党は、候補者の数に関する目標設定に加え、新たに、候補者の選定方法の改善等に自主的に取り組むよう努めるものとされたほか、政治分野における男女共同参画の推進は、政党等が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むこととされ、また、国及び地方公共団体は、公職等としての活動と家庭生活との両立支援に係る取組等を積極的に進めることができる環境整備を行うとともに、性的な言動等に起因する問題の発生の防止に資する研修の実施等の必要な施策を講ずることとされた。

ア 政党、国会事務局等における取組の促進

- 令和3（2021）年7月から8月にかけて、丸川珠代内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から各政党に対し、衆議院議員及び参議院議員の候補者に占める女性の割合を35%以上とすることを努力目標として念頭に置きながら、数値目標の設定や積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の自主的な取組等を実施するよう要請を行った。具体的な要請事項は以下のとおり。
 - ・ 政治分野における男女共同参画の推進に関する

法律（平成30年法律第28号）の趣旨に沿って、国政選挙における女性候補者の割合を高めること。具体的には、同法第4条の規定を踏まえた数値目標の設定や、候補者の一定割合を女性に割り当てるクォータ制等の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の自主的な取組及び議員活動と家庭生活との両立支援策等の環境整備を実施すること

- ・ 政党内役員的女性割合を高めるため、数値目標の設定や積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の自主的な取組を実施すること 等あわせて、政治分野における男女共同参画の推進に関する各政党における取組状況や各政党の抱える課題を調査し公表した。【内閣府（男女共同参画局）】
- 両立支援策を始めとした男女の議員が活躍しやすい環境整備について、令和3（2021）年10月に衆議院事務局及び参議院事務局に要請した。【内閣府（男女共同参画局）】

イ 地方議会・地方公共団体における取組の促進

- 地方議会において女性を含めたより幅広い層が議員として参画しやすい環境整備について地方議員や全国議長会との意見交換を行った。その際、議会運営や住民参加の取組等におけるデジタル化への対応等も含めて検討を行った。また、候補者となり得る女性の人材育成のため、各地方議会における「女性模擬議会」等の自主的な取組について情報提供を行った。【総務省】
- 内閣府では、出産・育児・介護等に伴う欠席事由の明文化や出産に係る産前・産後期間の具体的

な規定の有無など、各地方議会における議員活動と家庭生活との両立支援に係る会議規則の整備状況について、令和3（2021）年7月1日時点の状況を調査し、調査結果を公表した。【内閣府（男女共同参画局）】

- 内閣府では、令和3（2021）年度から、各地方議会におけるハラスメント防止研修の実施状況に加え、ハラスメント防止に関する規定の整備状況及び相談窓口の設置状況についても調査し、公表を行った。【内閣府（男女共同参画局）】
- 内閣府では、令和3（2021）年10月から11月の1か月間、地方議員を対象にハラスメント事例の調査を行った上で、『令和3年度政治分野におけるハラスメント防止研修教材』等の作成に関する検討会』を令和4（2022）年1月から2月に計2回開催し、同検討会での議論を踏まえ、各議会等でハラスメント防止研修を実施する際に活用できる動画の研修教材を作成した。【内閣府（男女共同参画局）】

ウ 政治分野における女性の参画状況の情報収集・提供の推進

- 政治分野における女性の参画状況等を調査し、「見える化」を推進している。毎年、「女性の政治参画マップ」、「都道府県別全国女性の参画マップ」及び「市区町村女性参画状況見える化マップ」を作成し、内閣府男女共同参画局ホームページで公表している。【内閣府（男女共同参画局）】
- 地方公共団体の議会の議員及び長の男女別人数並びに国政選挙における立候補届出時の男女別人数の調査結果を提供するとともに、地方公共団体に対する当該調査等への協力の依頼を行った。【総務省】

エ 人材の育成に資する取組

- 内閣府では、地方議会・地方公共団体における「女性のための政策参画講座」等の人材育成や、「オンライン委員会・オンライン会議」等の議員活動と家庭生活との両立に資する取組を含む取組を調査した上で、『令和3年度政治分野におけるハラスメント防止研修教材』等の作成に関する検討会』を令和4（2022）年1月から2月に計2回開催し、同検討会での議論を踏まえ、事例集を

作成した。

総務省では、男女が共同して政治に参画することの意義や政治分野における女性の参画状況等を含め、男女共同参画をテーマとする啓発活動を実施した。【内閣府（男女共同参画局）、総務省】

- 各種研修や講演等の場において活用可能な男女共同参画の推進状況や女性の政治参画支援に関する情報等の資料の提供を行っている。【内閣府（男女共同参画局）】

第2節 司法分野

ア 検察官

- 女性検察官の積極的な登用を進めるとともに、法務省ホームページや検察庁パンフレットに女性検察官の活躍を掲載して、女性検察官の登用拡大に向けた取組を進めた。【法務省】
- また、子育て中の検察官の継続就業に向け、育児休業中の検察官に対して職務に関する情報提供を行い、育児休業中に実施された研修につき、復帰後に研修の機会を付与するほか、保育所確保のための早期内示の実施、勤務先周辺の保育所等に関する情報提供を行うなど、仕事と家庭の両立支援に関する取組を進めている。【法務省】

イ 法曹養成課程

- 法曹となり得る人材のプールを拡大すべく、法科大学院の公的支援の取組の枠組や、ロールモデルとなる女性法曹による教育等を通じ、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組を促進している。【文部科学省】

第3節 行政分野

ア 国の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(ア) 国家公務員に関する取組

- 内閣官房内閣人事局及び各府省等は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成

27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)に基づき策定した行動計画を活用し、また、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和3年1月29日一部改正)及び同指針により各府省等が定める取組計画に基づき、女性職員の活躍推進及び男女全ての職員の「働き方改革」によるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取組を積極的に推進している。また、各府省等において、数値目標を設定した事項の進捗状況及び取組の実施状況を公表している。【内閣官房、内閣府(男女共同参画局)、全府省】

- 内閣府では、各府省等、衆議院事務局、衆議院法制局、参議院事務局、参議院法制局、国立国会図書館及び最高裁判所等の取組について、「女性活躍推進法『見える化』サイト」で比較できる形での更なる「見える化」を行っている。令和3(2021)年度は、新たに就職活動中の学生等に対してSNS等を通じた周知・広報を行った。【内閣府(男女共同参画局)】
- 各府省等や大学等と連携し、より多くの女子学生等に公務を志望してもらうことを目的として、内閣官房内閣人事局においては、「女子学生霞が関インターンシップ」を1回、「国家公務員1DAY for Women」を1回、人事院においては、「女性のための公務研究セミナー」を1回、「女子学生のための国家公務員試験制度ガイダンス」を3回開催している。このほか、性別に関わりなく様々な切り口で公務への関心を高めてもらうことを目的として、内閣官房内閣人事局においては「国家公務員1DAY」を1回、「大学ガイダンス」を18回、「少人数座談会」を83回、「国家公務員の出身高等学校への派遣」を6回、人事院においては「WEB国家公務員セミナー」を10回、「技術×国家公務員仕事OPEN」を2回開催している。また、ツイッター、インスタグラム等のSNSやウェブサイトを積極的に活用し、働き方改革の取組やワーク・ライフ・バランスの実践例、職業生活への多様な支援等について具体的で分かりやすい情報発信を行うなど、女性の国家公務員志望者の拡大に向けた広報活動を行っている。さらに、管理職以上の官職も含めた外部女性人材の採

用・登用に取り組んでいる。【内閣官房、全府省、(人事院)】

- 内閣官房内閣人事局及び各府省では、女性職員の登用拡大に向けて、職域の固定化を解消するなど積極的な職域の拡大、研修や多様な職務機会の付与による積極的・計画的な育成や相談体制の整備を進めている。また、出産・育児期等の前後又は育児期で時間制約があるような場合でも、本人の意向を考慮し、働く場所や時間の柔軟化を活用するなどして重要なポストを経験させ、登用につなげるなど、柔軟な人事管理やキャリア形成支援を進めている。

人事院においては、女性職員を対象とした研修の実施を通じて、相互啓発等による業務遂行能力の伸長、マネジメント能力開発、人的ネットワーク形成等の機会を付与した。また、「女性職員登用推進セミナー」の実施を通じて、本府省及び地方機関の人事管理・人材育成の責任を有する管理職の意識啓発を図った。【内閣官房、全府省、(人事院)】

- 内閣官房内閣人事局及び各府省では、キャリアパスにおける転勤の必要性について再検討を行い、育児、介護等がキャリアパスの支障にならないよう職員に対する十分な配慮を行うよう取り組んでいる。【内閣官房、全府省】
- 内閣官房内閣人事局及び各府省では、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」等に基づき、的確な勤務時間管理による超過勤務縮減や各種休暇の取得促進に取り組んでいる。また、テレワークやフレックスタイム制等を活用した働く時間と場所の柔軟化等の働き方改革を進め、仕事と生活の両立を図りながら活躍できる環境整備に取り組んでおり、令和3(2021)年8月には、「国家公務員テレワーク・ロードマップ」(平成27年1月21日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づくテレワーク推進計画を各府省等で策定し、各府省等は同計画に則り推進している。

人事院においては、現行のフレックスタイム制の柔軟化など、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について検討を行うため、令和4(2022)年1月から、有識者による研究会

を開催している。【内閣官房、全府省、(人事院)】

- 内閣官房内閣人事局及び各府省では、特に子供が生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・育児休業を取得できるような環境の実現に向けて、組織の実情を踏まえて必要な工夫も加えつつ、管理職による本人の意向に沿った取得計画の作成、取得中の業務運営の確保、幹部職のリーダーシップ発揮、人事当局の積極的な関与、人事評価への反映等の育児休業等の取得に向けた取組を進めており、令和2(2020)年4月から6月までに子供が生まれた男性職員のうち99.0%が子の出生後1年以内に育児に伴う休暇・休業を取得し、取得者のうち88.8%が1か月以上の休暇・休業を取得している。【内閣官房、全府省】
- 内閣官房内閣人事局及び各府省では、女性職員の活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する管理職の理解促進や行動変容を促すため、講師による講義とケーススタディを内容とするオンラインセミナーや全管理職向けのeラーニングの研修を実施している。【内閣官房、全府省】
- 内閣官房内閣人事局及び各府省では、女性職員の活躍及び男女のワーク・ライフ・バランスを進め、限られた時間を効率的にいかすことを重視する管理職を人事評価において適切に評価することを徹底するため、マネジメントに係る行動の能力評価における重点的な評価や、業績評価におけるマネジメントに関する目標の設定・評価等の取組を進めているとともに、「国家公務員のためのマネジメントテキスト」の作成・配布、多面観察などの取組を通じて管理職のマネジメント能力の向上を図っている。【内閣官房、全府省、(人事院)】
- 人事院では、一般職国家公務員について、人事院規則10-10(セクシュアル・ハラスメントの防止等)、人事院規則10-15(妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等)、人事院規則10-16(パワー・ハラスメントの防止等)等に基づき、ハラスメントの防止等の対策を講じている。

内閣官房内閣人事局及び各府省では、ハラスメントの防止等のための人事院規則等に基づき、研修やセミナー、ハラスメント防止週間における職員に対する一層の周知啓発、苦情相談体制の整備、

ハラスメントが生じた場合の被害職員の救済及び行為職員に対する厳正な処分等の迅速かつ適切な措置等を実施している。

人事院では、「国家公務員ハラスメント防止週間」(毎年12月4日から同月10日まで)を定め、職員の意識啓発等を図る講演会を開催したほか、ハラスメント防止等についての認識を深め、各府省における施策の充実を図るため、各府省担当者会議を開催するとともに、ハラスメント相談員を育成するセミナーを実施した。【内閣官房、全府省、(人事院)】

- 各府省が実施する子宮頸がん検診・乳がん検診について、女性職員が受診しやすい環境整備を行っている。【内閣官房、全府省、(人事院)】
- 治安、矯正、安全保障等の分野で働く国家公務員の女性の採用、育成及び登用並びに生活環境・両立環境の整備を進める。【警察庁、法務省、国土交通省、防衛省】

(イ) 国の審議会等委員等の女性の参画拡大

- 内閣府では、毎年「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」を実施し、各審議会等の女性委員の人数・比率について調査し、公表している。令和3(2021)年度からは、調査・公表を年2回に増やすとともに、委員等に占める女性の割合が40%未満の全ての審議会等について、その要因と目標達成に向けた今後の方策について所管府省に回答を求め、その内容を公表することとした。【内閣府(男女共同参画局)、関係府省】
- 審議会等委員の選任に際しては、各府省において、性別のバランスに配慮するとともに、団体推薦による審議会等委員について、各団体等に対して、団体からの委員の推薦に当たって格段の協力を要請している。内閣府では、令和3(2021)年10月、衆議院事務局及び参議院事務局に対し、審議会等の委員等への指名に際して、第5次男女共同参画基本計画における国の審議会等委員等に占める女性の割合についての成果目標を踏まえた対応に係る要請を行った。【内閣府(男女共同参画局)、関係府省】

(ウ) 独立行政法人、特殊法人及び認可法人における女性の参画拡大

- 内閣府では、毎年「独立行政法人等女性参画状況調査」を実施し、独立行政法人、特殊法人及び認可法人における役員や管理職に占める女性の割合等について調査し、公表している。各府省では、独立行政法人、特殊法人及び認可法人の事業主行動計画の策定を支援するとともに、それぞれの機関の役員や管理職への女性の積極的な登用を推進するよう強く要請している。また、内閣府では、令和3(2021)年3月9日に開催したすべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議における総理指示を踏まえ、各府省が所管の独立行政法人、特殊法人及び認可法人等に対して女性の登用促進を要請した状況について取りまとめ、公表した。【内閣府(男女共同参画局)、厚生労働省、関係府省】

イ 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(ア) 地方公務員に関する取組

- 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報の公表について、数値目標を設定した項目の進捗状況及び取組の実施状況が経年で公表されることを徹底するよう依頼するとともに、各団体の取組について、「女性活躍推進法『見える化』サイト」で比較できる形での更なる「見える化」を行っている。【内閣府(男女共同参画局)、総務省】
- テレワークの推進等による職場の働き方改革や徹底した時間外勤務の縮減、休暇の取得促進を行うため、テレワークの導入・実施に係る積極的な取組や、時間外勤務の上限規制及び健康確保措置の実効的な運用等について、各団体に対し必要な助言を行っている。【内閣府(男女共同参画局)、総務省】
- 男性職員の育児等に係る状況を把握し、育児に伴う休暇・休業等の取得を呼びかけるとともに、周囲のサポート体制や代替要員の確保を図り、気兼ねなく育児休業等を取得できる職場環境の整備を促進するため、国家公務員における取組や取得率が大きく上昇した団体の取組事例を各団体に対し周知し、更なる取組を推進している。【内閣府(男女共同参画局)、総務省】
- 地方公共団体における女性職員の活躍及び働き方改革の好事例を収集・周知することにより、各地方公共団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を促進するため、刊行物において、地方公共団体における先進事例を収集・周知しているほか、地方公共団体における妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に取り組む団体における取組事例を収集・周知する冊子を作成している。【総務省】
- 令和3(2021)年度の「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」の中で、地方公共団体における職員の通称又は旧姓使用に関する規定等の整備状況を調査し、公表した。また、職員が旧姓を使用しやすい職場環境づくりを推進している。【内閣府(男女共同参画局)、総務省】
- 非常勤職員を含めた全ての女性職員が、その個性と能力を十分に発揮できるよう、育児休業や介護休暇等の普及・啓発の実施や、ハラスメント等の各種相談体制の整備等を促進している。あわせて、男性に比べて女性の割合が高い非常勤職員について、各地方公共団体における会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査を実施し、その結果を踏まえ、制度の適切な運用について助言を行った。【総務省】
- 消防吏員の女性比率については、令和8(2026)年度当初までに5%に増加させることを全国の目標としており、消防本部等に対し数値目標の設定による計画的な増員の確保、女性消防吏員の職域の拡大等、ソフト・ハード両面での環境整備に取り組むよう引き続き要請するとともに、消防署所等における職場環境の整備が図られるよう、女性専用施設(浴室・仮眠室等)の整備に要する経費を支援した。また、消防吏員を目指す女性の増加を図るため、女子学生等を対象とした職業説明会の開催や消防本部に対する女性消防吏員活躍推進アドバイザーの派遣、先進的取組の支援に加え、ターゲットを明確にした採用PR広報等を展開するなどの取組を推進した。
警察では、男女共同参画に関する施策についての都道府県警察の幹部職員への教育を実施するなど、女性がその個性と能力を十分に発揮して活躍できるような様々な取組を推進している。また、

令和8（2026）年度当初までに地方警察官に占める女性の割合を全国平均で12%程度とすることを目標として、各都道府県警察が、それぞれにおいて策定している計画等を踏まえ女性警察官の採用・登用の拡大に向けた取組を推進しており、令和3（2021）年4月1日現在で、その割合は10.6%となっているほか、女性警察官の職域は全ての分野に拡大しており、警察署長を始めとする幹部への登用も進んでいる。【警察庁、総務省】

（イ）地方公共団体の審議会等委員への女性の参画拡大

- 各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する数値目標や、これを達成するための様々な取組、女性比率の現状、女性が1人も登用されていない審議会等の状況等を調査し取りまとめて提供し、審議会等委員への女性の参画を促進している。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】

第4節 経済分野

ア 企業における女性の参画拡大

- 女性の活躍状況の把握・分析、その結果を踏まえた目標設定、目標達成に向けた取組を内容とする事業主行動計画の策定、女性の活躍状況に関する情報公表等、女性活躍推進に向けて企業等が行う積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の取組を促進している。また、改正された女性活躍推進法に基づき、新たに義務付けられる取組内容について、あらゆる機会を通じて事業主に対し周知し、円滑な施行及び実効性の確保を図るとともに、新たに義務付けられる中小企業等に対して説明会への講師派遣や個別企業訪問により、女性活躍についての取組を支援した。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省】
- 女性活躍推進法に基づき、女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行った上で、課題解決に適切な取組目標及び数値目標を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定・公表して取組を行った結果、数値目標を達成した中小企業事業主に対して助成

金を支給した。【厚生労働省】

- 社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、女性活躍推進法第24条及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定。以下「公共調達等取組指針」という。）に基づき、国及び独立行政法人等が、総合評価落札方式又は企画競争方式による調達を行うときは、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定を取得する等したワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を実施している。

内閣府では、毎年度、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点評価を実施した調達の件数や金額等を調査し、公表している。令和3（2021）年度は初めて、国の各機関の個々の調達における加点の適用状況やワーク・ライフ・バランス等推進企業の落札状況等について大規模な実態調査を実施し、その結果を令和4（2022）年3月に男女共同参画会議の下に置かれた第13回計画実行・監視専門調査会へ報告した。また、本取組の実施状況や関係法令の改正を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の受注機会の増大に向けて、

「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」（平成28年3月22日内閣府特命担当大臣（男女共同参画）決定。以下「公共調達等実施要領」という。）を改正し、国の各機関等に対し、本取組の全面的な実施や、加点割合の引上げ等、取組の更なる推進を要請した。さらに、努力義務となっている地方公共団体に対しても、国の取組に準じた施策の積極的な実施を要請した。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省】

- 金融庁では、企業における女性の活躍に関し、投資判断に有効な企業情報の開示を促進するため、有価証券報告書等において企業の判断で行う情報開示の好事例を取りまとめ、周知を行った。また、女性等の管理職への登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべきとする内容を盛り込んだコーポレートガバナンス・

コードの再改訂の公表を令和3（2021）年6月に行い、その内容に沿った取組を上場会社に促した。企業のガバナンスにおけるジェンダー平等の確保の重要性に鑑み、金融審議会において有価証券報告書等における開示の在り方を含め、コーポレートガバナンスの改善に向けてジェンダーの視点も踏まえた検討を行った。【金融庁】

- 内閣府では、有価証券報告書に掲載された女性役員に係る情報の集計及び開示の取組を通じ、女性の活躍に積極的に取り組む企業が評価されるよう努めている。令和3（2021）年度は、新たに、業種別に企業ごとの女性役員割合の分布状況を取りまとめ、公表した。【内閣府（男女共同参画局）】
- 女性役員の登用が進んでいない要因について調査を行うとともに、女性役員の社内登用促進のため、社内取締役役に占める女性割合の高い企業に対し既存の人事慣行の見直し事例や人材育成等の取組事例の調査を行った。また、諸外国における企業役員等の女性比率の向上を目的としたクオータ制等の制度・施策等について、それらの導入経緯、内容等に関する調査を行った。【内閣府（男女共同参画局）】
- 女性を始め多様な人材の能力を最大限発揮させるダイバーシティ経営の推進では、令和2（2020）年度に策定した中堅・中小企業向けの「ダイバーシティ経営診断シートや手引き2.0行動ガイドライン」などのツールの周知セミナー、ワークショップ等を計7回開催し、延べ240名を超える参加者に対して各ツールの目的・使用方法などの普及を行った。【経済産業省】

イ 女性の能力の開発・発揮のための支援

- 「女性リーダー人材バンク」の管理運営を通じて、企業へ役員に登用可能な人材の情報を提供している。【内閣府（男女共同参画局）】
- 「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」では、令和3（2021）年11月に野田聖子内閣府特命担当大臣（男女共同参画）出席の下、企業経営者や地方自治体の長等がオンライン上で一堂に会し意見交換を行うリーダーミーティングを開催した。また、令和4（2022）年1月、2月にはそれぞれ秋田県、愛知県にて地域シンポジウムを

開催し、各地方における企業経営者等に対し、会への参加を呼び掛けた。その他、好事例を掲載した冊子を作成し、参加者の取組の共有や、会の周知に使用した。【内閣府（男女共同参画局）】

- 女性活躍推進法に基づき、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、地域の経済団体、金融機関、教育機関、NPO等などの多様な主体による連携体制の下、女性活躍推進法の一部改正に伴い、一般事業主行動計画の策定について新たに義務対象となる中小企業の計画策定への支援など、地方公共団体が地域の実情に応じて支援を行う取組を地域女性活躍推進交付金により支援した。【内閣府（男女共同参画局）】

ウ 女性起業家に対する支援等

- 女性の起業を後押しするため、「女性、若者／シニア起業家支援資金」等による資金繰り支援を実施している。【経済産業省】
- 女性の起業を後押しするため、各省関係者・自治体・女性起業家支援機関をメンバーとして令和2（2020）年に設立した「わたしの起業応援団」は、令和4（2022）年2月現在、260以上の機関が参画している。令和3（2021）年度は新たに、実際に起業を志す女性に対して、本ネットワーク会員のうち複数機関が連携して伴走支援を行う事業を実施した。女性起業家に対する多角的な支援を実施するとともに、支援提供機関にとっても、アドバイザーからの助言やハンズオン支援を通じた支援ノウハウの共有により、スキル向上、連携強化を図った。本事業により培われたノウハウ、スキーム、連携の在り方等を調査報告書として取りまとめ、本ネットワーク内で共有し、次年度以降に活用を予定している。令和4（2022）年2月には第2回関係者連絡会議を実施した。また、支援者の育成のための研修等も実施した。【内閣府（男女共同参画局）、経済産業省】
- 女性も含めた後継者の事業承継を後押しし、中小企業・小規模事業者の事業統合・再編を促すため、予算・税制等を含めた総合的な支援策を推進している。【経済産業省】

第5節 専門・技術職、各種団体等

- 内閣府では、専門・技術職、経済団体、労働組合、職能団体（日本医師会、日本弁護士連合会等）

など、様々な分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況について「女性の政策・方針決定参画状況調べ」の中で取りまとめ、公表している。【内閣府（男女共同参画局）】

第2分野

雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

第1節 ワーク・ライフ・バランス等の実現

ア ワーク・ライフ・バランスの実現のための長時間労働の削減等

- 法定労働条件の履行確保及び長時間労働是正のための監督指導体制の充実強化を行っている。【厚生労働省】
- 年次有給休暇の取得促進のため、10月の「年次有給休暇取得促進期間」及び夏季、年末年始、ゴールデンウィークの連続した休暇を取得しやすい時季に合わせて集中的な広報等を実施し、機運の醸成を図っている。【厚生労働省】
- 勤務間インターバル制度について、新たに周知リーフレットを作成し導入促進を促すとともに、職種・業種等の特性を踏まえた、導入マニュアルの作成・周知や好事例の周知、助成金の活用等により企業への導入促進を図っている。【厚生労働省】
- 労働時間等の設定に関する特別措置法（平成4年法律第90号）について、パンフレットを用いて周知を図り、労使の自主的な働き方の見直しを促進している。【厚生労働省】
- 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月閣議決定）を踏まえた取組を着実に推進するとともに、メンタルヘルスの確保等、職場における健康確保対策を推進している。【厚生労働省】
- 改正された女性活躍推進法等に基づき、①職業生活に関する機会の提供と②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の両面からの目

標設定や、情報公表を促進している。【厚生労働省】

- 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行っている。【厚生労働省】

イ 多様で柔軟な働き方の実現

- 多様で柔軟な働き方の実現に向けた企業の取組を促進する。
 - ・ 男性の育児休業の取得を促進するため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等を内容とする育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）の改正を令和3（2021）年6月に行ったところであり、その円滑な施行を図っている。【厚生労働省】
 - ・ 短期の育児休業の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合であっても、その月の社会保険料を免除することを内容とする全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）により健康保険法等の改正を行った（令和4（2022）年10月施行予定）。【厚生労働省】
 - ・ 中小企業事業主に対して、「育休復帰支援プラン」モデル及び「介護支援プラン」モデルの普及促進を図るとともに、プランの策定を支援している。【厚生労働省】

- 働き続けながら子育てや介護を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に助成金を支給している。【厚生労働省】
 - 時間単位の年次有給休暇制度について、周知リーフレットの配布、働き方・休み方改善ポータルサイトでの導入事例の掲載、助成金の活用等により企業への導入促進を図っている。【厚生労働省】
 - 労働者一人一人のライフステージに応じ、勤務地・職務・労働時間を限定した「多様な正社員」制度の導入促進に向けたセミナーのWeb開催、支援員による導入支援の実施や「多様な人材活用で輝く企業応援サイト」への企業の好事例掲載等により、周知を図っている。【厚生労働省】
 - 時間を有効に活用でき、場所の制約を受けない勤務形態であるテレワークについて、適正な労務管理下における良質なテレワークの定着・促進や、中小企業への導入促進に向けて、テレワーク導入経費の助成や専門家による無料相談対応など各種支援策を推進している。【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】
 - 転職に関する企業のニーズや動向を捉え、企業の転職に関する雇用管理のポイントを整理した「転職に関する雇用管理のヒントと手法」の周知を通じて、労働者の仕事と家庭生活の両立の推進を図っている。【厚生労働省】
 - 勤務地を指定した働き方を選択し、正社員としてのキャリアを継続できる「勤務地限定正社員」を導入する企業に対し、勤務地（転勤の有無を含む。）等の労働条件について、労働契約の締結時や変更の際に個々の労働者と事業者との間で書面による確認が確実に行われるよう、勤務地変更（転勤）の有無や転勤の場合の条件が明示されるような方策について検討している。【厚生労働省】
 - 不妊治療と仕事との両立を支援する企業内制度の導入に向けたマニュアルの周知、不妊治療のための休暇制度・両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組み、実際に利用させた中小企業事業主に対する助成等を通じ、その導入に取り組む事業主を支援し不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を推進している。【厚生労働省】
- 労働省】
- 中小企業における女性の活躍推進を図るため、育児休業中の代替要員を確保しやすくするための取組を推進するとともに、地域の中小企業・小規模事業者が抱える経営課題の解決に資する地域内外の女性・シニア等の多様な人材を確保できるよう、企業の魅力発信やマッチングの促進等を行った。【厚生労働省、経済産業省】
- 先進企業の経営者からダイバーシティ推進に対する考えや取組、今後の課題等について話を聞くとともに、事例紹介を通じて、ダイバーシティ・マネジメントに対する理解を深めるため企業の管理職等を対象とした「ダイバーシティ・マネジメントセミナー」を日本経済団体連合会と共催するなど、企業の経営者、業界単位の企業ネットワーク、経済団体等と連携し、女性の活躍の必要性に関する経営者や管理職の意識改革、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた経営者のコミットメントを促すため、経営者・管理者向けセミナーを開催した。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】
- 「少子化対策地域評価ツール」の活用促進等により、地域コミュニティによる支え合い、職住育近接のまちづくり、男女にとって魅力的な働き方など、各地方公共団体における女性活躍に資する具体的な取組を推進する。【内閣官房】
- 令和3（2021）年6月、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めている数値目標の期限が令和2（2020）年であることを機に、数値目標のこれまでの動向や、政労使の取組、仕事と生活の調和連携推進・評価部会委員の提言等を取りまとめた「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）総括文書 -2007~2020-」を公表した。【内閣府（男女共同参画局）】
- 保育サービスの利用の事務手続や入園・入学の準備、日常的な対応（通園時の紙おむつへの記名や使用済み紙おむつの持ち帰り、日々の連絡帳への記入等）が、子育て世帯が仕事と子育てを両立するに当たり、負担になっている等の声がある現状を受け、仕事と子育ての両立を阻害したり、父親の育児参画を阻んだりする身近な慣行等について、事例の収集・分析を行った。【内閣府（男女共同参画局）】

- 企業・団体の経営者・管理職・担当者や仕事と生活の調和に取り組むすべての人が取組にいかせるよう、仕事と生活の調和に関するメールマガジン「カエル！ジャパン通信」を配信し、好事例の情報提供を行った。また、読者に対しアンケート調査を実施し、内容の充実・強化を図った。【内閣府（男女共同参画局）】

ウ 男性の子育てへの参画の促進、介護休業・休暇の取得促進

- 育児等を理由とする男性に対する不利益取扱いや、企業における育児休業等に関するハラスメントを防止するための対策等を推進している。【厚生労働省】
- 企業における男性社員の育児休業等取得促進のための事業主へのインセンティブ付与や、取得状況の情報開示（「見える化」）を推進している。【金融庁、厚生労働省】
- 「男女共同参画週間」などの啓発活動や表彰の実施を通じて、男性の仕事と育児の両立の促進を図るとともに、男性の家事育児への参画等に関する社会的な機運の醸成を図った。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、厚生労働省】
- 公共交通機関、都市公園や公共性の高い建築物において、ベビーベッド付き男性トイレ等の子育て世帯に優しいトイレの整備等を推進するほか、子供連れの乗客等への配慮等を求めることにより、男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備を行っている。【国土交通省】
- 男性が、妊娠・出産の不安と喜びを妻と分かち合うパートナーとしての意識を高めていけるよう、両親共に参加しやすい日時設定やオンラインでの開催など、両親学級等の充実等により、父親になる男性を妊娠期から側面支援している。【厚生労働省】
- 関係省庁、民間企業・経済団体等と連携して、配偶者の出産直後の子育てを目的とした休暇取得の促進を図る理念に賛同する企業とも協力して、さんきゅうパパロゴマークを利用した広報啓発等を実施するとともに、子育て応援コンソーシアムにおいて企業の取組事例を取り上げた。【内閣府】
- 介護のために働けなくなることを防止するため、仕事と介護が両立できる職場環境が整備され

るよう、育児・介護休業法の履行確保を図る。また、介護支援専門員（ケアマネジャー）等が仕事と介護の両立に関する制度等の知識を習得するための研修カリキュラムを用いた研修の実施等により、介護支援専門員や、家族を介護する労働者等に介護休業制度等が広く周知されるよう取り組んでいる。【厚生労働省】

エ 女性の就業継続に向けた人材育成

- 企業による女性の就業継続に向けた研修の実施等を支援している。【厚生労働省】
- 労働者の主体的なキャリア形成を支援するため、キャリア形成サポートセンターの整備などを通じ、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールであるジョブ・カードを活用しながら、労働者が身近に、必要な時にキャリアコンサルティングを受けることができる環境を整備している。【厚生労働省】

第2節

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び各種ハラスメントの防止

ア 男女雇用機会均等の更なる推進

- 法違反があった場合には是正指導を行うなど、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）の履行確保に取り組み、事業主が報告の求めに応じない場合や、勧告をされたにもかかわらず違反を是正しない場合には、過料、企業名の公表等により同法の実効性を確保することとしている。【厚生労働省】
- コース等で区分した雇用管理制度を導入している企業に対して、実質的な男女別雇用管理とならないようコース別雇用管理についての指針や間接差別の範囲を定めた省令の周知徹底を図っている。【厚生労働省】
- 男女雇用機会均等法等の関係法令や、制度について、労使を始め社会一般を対象として幅広く効果的に周知するとともに、学校等の教育機関においても、学習指導要領に基づき、社会科、公民科、家庭科等において、男女の平等や相互の協力、男

女が共同して社会に参画することの重要性等について指導するなど、その制度等の趣旨の普及に努めている。【文部科学省、厚生労働省】

- 男女雇用機会均等に関する労使紛争については、男女雇用機会均等法等に基づく紛争解決の援助制度及び調停を活用し、円滑な紛争解決を図っている。【厚生労働省】
- 固定的な性別役割分担意識が払拭され、女性が活躍しやすい環境となるよう、改正された女性活躍推進法の施行後5年の見直しを積極的に検討している。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省】

イ 男女間の賃金格差の解消

- 労働基準法（昭和22年法律第49号）第4条や男女雇用機会均等法の履行確保を図るほか、男女間の賃金格差の要因の解消に向け、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定、情報公表、えるばし・プラチナえるばし認定の取得促進等の取組を推進している。【厚生労働省】

ウ 職場や就職活動における各種ハラスメントの防止等

- 企業におけるハラスメント防止措置の推進を図るため、説明会の開催やパンフレット等の作成・配布等により、改正された男女雇用機会均等法等の周知・啓発を図るほか、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報・啓発を行っている。【厚生労働省】
- 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメントの防止措置を定めた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）及びそれらに基づく指針の履行確保に取り組んでいる。【厚生労働省】
- フリーダイヤルやメールによるハラスメント被害者等からの相談対応事業を実施している。【厚生労働省】
- 就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメントの防止のため、学生の就職・採用活動開始時期等に関する実態調査を実施した。改正された男女雇用機会均等法に基づく指針で示した望まし

い取組の周知啓発や、都道府県労働局等の総合労働相談コーナーで相談を受け付ける等関係省庁が連携し適切に対応している。

また、大学等の対応事例について、学生支援担当者が集まる会議等を通じて周知啓発を行った。

【内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

- 性的指向・性自認（性同一性）に関するハラスメント防止に取り組むとともに、性的マイノリティに関する企業の取組事例の周知等を通じて、企業や労働者の性的指向・性自認（性同一性）についての理解を促進している。【厚生労働省】

第3節

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等による女性の参画拡大・男女間格差の是正

- 女性の活躍状況の把握・分析、その結果を踏まえた目標設定、目標達成に向けた取組を内容とする事業主行動計画の策定、女性の活躍状況に関する情報公表等、女性活躍推進に向けて企業等が行う積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の取組を促進している。また、改正された女性活躍推進法に基づき、新たに義務付けられる取組内容について、あらゆる機会を通じて事業主に対し周知し、円滑な施行及び実効性の確保を図るとともに、新たに義務付けられる中小企業等に対して説明会への講師派遣や個別企業訪問により、女性活躍についての取組を支援した。（再掲）【内閣官房、内閣府（男女共同参画局）、総務省、厚生労働省】
- 女性活躍推進法に基づき、女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行った上で、課題解決に適切な取組目標及び数値目標を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定・公表して取組を行った結果、数値目標を達成した中小企業事業主に対して助成金を支給した。（再掲）【厚生労働省】
- 社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、女性活躍推進法第24条及び公共調達等取組指針に基づき、国及び独立行政法人等が、総合評価落札方式又は企画競争方式による調達を行うと

きは、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を取得する等したワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を実施している。

内閣府では、毎年度、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点評価を実施した調達の件数や金額等を調査し、公表している。令和3（2021）年度は初めて、国の各機関の個々の調達における加点の適用状況やワーク・ライフ・バランス等推進企業の落札状況等について大規模な実態調査を実施し、その結果を令和4（2022）年3月に男女共同参画会議の下に置かれた第13回計画実行・監視専門調査会へ報告した。また、本取組の実施状況や関係法令の改正を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の受注機会の増大に向けて、公共調達等実施要領を改正し、国の各機関等に対し、本取組の全面的な実施や、加点割合の引上げ等、取組の更なる推進を要請した。さらに、努力義務となっている地方公共団体に対しても、国の取組に準じた施策の積極的な実施を要請した。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省】

- 金融庁では、企業における女性の活躍に関し、投資判断に有効な企業情報の開示を促進するため、有価証券報告書等において企業の判断で行う情報開示の好事例を取りまとめ、周知を行った。また、女性等の管理職への登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべきとする内容を盛り込んだコーポレートガバナンス・コードの再改訂の公表を令和3（2021）年6月に行い、その内容に沿った取組を上場会社に促した。企業のガバナンスにおけるジェンダー平等の確保の重要性に鑑み、金融審議会において有価証券報告書等における開示の在り方を含め、コーポレートガバナンスの改善に向けてジェンダーの視点も踏まえた検討を行った。（再掲）【金融庁】
- 内閣府では、有価証券報告書に掲載された女性役員に係る情報の集計及び開示の取組を通じ、女性の活躍に積極的に取り組む企業が評価されるよう努めている。令和3（2021）年度は、新たに、業種別に企業ごとの女性役員割合の分布状況を取りまとめ、公表した。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）】

- 女性役員の登用が進んでいない要因について調査を行うとともに、女性役員の社内登用促進のため、社内取締役に占める女性割合の高い企業に対し既存の人事慣行の見直し事例や人材育成等の取組事例の調査を行った。また、諸外国における企業役員等の女性比率の向上を目的としたクォータ制等の制度・施策等について、それらの導入経緯、内容等に関する調査を行った。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）】
- 女性の就業支援に向けた研修等が効果的に実施されるよう、女性関連施設等の職員を対象として1,310件の相談対応や62件の講師派遣を実施した。【厚生労働省】
- ライフプランに応じた上位職へのキャリアパスの明確化、メンタリングやスポンサリングを含むキャリア形成支援プログラムの開発・実施、女性管理職のネットワークの構築、経営者・管理職向けのセミナーの開催等の取組を通じ、企業による女性の役員・管理職の育成に向けた取組を支援している。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省】
- 建設産業、海運業、自動車運送事業等（トラック運転者、バス運転者、タクシー運転者、自動車整備士）女性の参画が十分でない業種・職種において、ICTの活用による生産性の向上、多様な人材が働きやすい環境の整備、人材確保に向けた情報発信・普及啓発等を図ることも含め、女性の就業及び定着を促進している。【厚生労働省、国土交通省】
- 観光庁では、観光産業における人材の確保と定着に向けて、女性活躍推進のモデル事業を実施し、子育てしながら働きやすい観光地域づくりを支援した。【国土交通省】

第4節

非正規雇用労働者の待遇改善、正規雇用労働者への転換の支援

ア 非正規雇用労働者の待遇改善や正規雇用労働者への転換に向けた取組の推進

- 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けて、令和2（2020）年4月に施行された短時

- 間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）及び改正された労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づく報告徴収等により、同法の着実な履行確保を図っている。【厚生労働省】
- 生産性の向上等に取り組む中小企業への支援強化や、下請取引の適正化など、賃上げしやすい環境整備に一層取り組みつつ、最低賃金について、継続的な引上げを図っており、令和3（2021）年度は、全国加重平均で28円引上げ、930円となった【厚生労働省、経済産業省】
 - キャリアアップ助成金の活用促進等により非正規雇用労働者の正規雇用労働者への転換等を推進している。【厚生労働省】
 - 非正規雇用労働者の能力開発を図り、企業内でのキャリアアップ、企業の枠を超えたキャリアアップを推進している。また、キャリア形成サポートセンター事業等を通じてキャリアコンサルティング機会の充実に取り組んでいる。さらに、公的職業訓練について、地域における産業の動向やニーズを踏まえて訓練の内容を見直し、必要な訓練を実施した。【厚生労働省】
 - 正規雇用労働者と短時間労働者・有期雇用労働者の均衡のとれた賃金決定を促進するため、公募した研修生等に対し職務分析・職務評価の意義や手法について研修を実施し、企業に対し適切な助言を行うことができる専門家を育成した。【厚生労働省】
 - 企業における非正規雇用労働者の待遇改善等を支援するため、平成30（2018）年度より47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」において、労務管理の専門家による個別相談支援やセミナー等を引き続き実施している。【厚生労働省】
- ### イ 公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・推進
- 有期契約労働者について、労働契約法（平成19年法律第128号）に規定されている無期労働契約への転換（無期転換ルール）等の更なる周知徹底を図っている。【厚生労働省】
 - 派遣労働者について、労働者派遣法に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との不合理な待遇差の解消を図るとともに、正規雇用労働者化を含むキャリアアップの支援や派遣労働者に対する雇用安定措置等を通じた一層の雇用の安定と保護等を図っている。【厚生労働省】
 - 非正規雇用労働者の産前産後休業、育児休業及び介護休業の法制度の内容について、非正規雇用労働者及び事業主に対する周知・徹底を図っている。【厚生労働省】
 - 令和4（2022）年10月及び令和6（2024）年10月に予定されている短時間労働者への被用者保険の適用拡大に向けて、周知・専門家活用支援事業等を実施し、企業・従業員の双方に改正内容と意義が理解されるよう、周知・広報を行っている。【厚生労働省】
 - 国の行政機関で働く非常勤職員の給与については、平成29（2017）年5月に、平成30（2018）年度以降、特別給（期末手当／勤勉手当）に相当する給与の支給を開始すること等について各府省等間で申し合わせたが、当該申合せに沿って各府省において取組を行った結果、着実に処遇改善が進んできている。
人事院では、令和3（2021）年7月に、国の行政機関で働く非常勤職員の給与に関する指針を改正し、常勤職員と職務、勤務形態等が類似する非常勤職員の特別給に相当する給与については、常勤職員に係る支給月数を基礎として支給するよう努めることとした。
総務省では、地方公共団体の臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するための改正法（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号））の施行（令和2（2020）年4月1日）により、各地方公共団体で導入された会計年度任用職員制度について、施行状況に関する調査を実施し、その結果を踏まえ、制度の適切な運用について助言を行った。
また、国の行政機関で働く非常勤職員の休暇・休業について、人事院では、令和3（2021）年12月に、不妊治療のための休暇（出生サポート休暇）、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇をいずれも有給で新設するとともに産前休暇及び産後休暇を有給化するための改正人事院規則等

を公布・発出し（令和4（2022）年1月施行）、同年2月には、育児休業・介護休暇等の取得要件を緩和するための改正人事院規則等を公布・発出した（同年4月施行）。

地方公共団体に働く会計年度任用職員の休暇・休業について、国家公務員と同様に制度の措置が行われるよう、総務省から各地方公共団体に対して通知を発出した。【内閣官房、総務省、（人事院）】

第5節

再就職、起業、雇用によらない働き方等における支援

ア 再就職等に向けた支援

- 厚生労働省では、子育て中の女性等に対して再就職支援を行うマザーズハローワーク及びマザーズコーナーにおいて、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、仕事と子育てが両立しやすい求人確保、保育所情報等の提供、再就職に資する各種セミナー等を実施している。また、公的職業訓練において、介護分野や医療事務分野など多くの女性が活躍している分野での訓練コースの設定、育児により決まった日時に訓練を受講することが困難な者等を対象としたeラーニングコースの設定、子育て中の女性が受講しやすい託児サービス付きの訓練コースや短時間の訓練コースによる支援等を実施している。【厚生労働省】
- 多様な年代の女性の社会参画を推進するため、関係機関との連携の下、キャリアアップやキャリアチェンジ等に向けた意識醸成や相談体制の充実を含め、学習プログラムの開発等、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルの開発や、普及啓発を行っている。【文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

イ 起業に向けた支援等

- 女性の起業を後押しするため、「女性、若者／シニア起業家支援資金」等による資金繰り支援を実施している。（再掲）【経済産業省】
- 女性の起業を後押しするため、各省関係者・自治体・女性起業家支援機関をメンバーとして令和2（2020）年に設立した「わたしの起業応援団」は、令和4（2022）年2月現在、260以上の機

関が参画している。令和3（2021）年度は新たに、実際に起業を志す女性に対して、本ネットワーク会員のうち複数機関が連携して伴走支援を行う事業を実施した。女性起業家に対する多角的な支援を実施するとともに、支援提供機関にとっても、アドバイザーからの助言やハンズオン支援を通じた支援ノウハウの共有により、スキル向上、連携強化を図った。本事業により培われたノウハウ、スキーム、連携の在り方等を調査報告書として取りまとめ、本ネットワーク内で共有し、次年度以降に活用を予定している。令和4（2022）年2月には第2回関係者連絡会議を実施した。また、支援者の育成のための研修等も実施した。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）、経済産業省】

- 女性も含めた後継者の事業承継を後押しし、中小企業・小規模事業者の事業統合・再編を促すため、予算・税制等を含めた総合的な支援策を推進している。（再掲）【経済産業省】

ウ 雇用によらない働き方等における就業環境の整備

- 商工業等の自営業も含む小規模事業者の実態の把握及び課題抽出に努めている。【経済産業省】
- 家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃の決定及び周知、労災保険特別加入の促進等により家内労働者の労働条件の改善を図っている。【厚生労働省】
- フリーランスについて、多様な働き方の拡大、高齢者雇用の拡大などの観点からも、これを安心して選択できる環境を整えるため、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省連名で策定した「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」について、周知・活用を図るとともに、発注事業者とフリーランスとの取引におけるトラブルに迅速に対応できるよう、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）や下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）に基づく執行体制の充実を図っている。
また、令和2（2020）年11月から、フリーランスと発注者等とのトラブルについて、ワンストップで相談できる窓口（フリーランス・トラブル110番）を設置しており、丁寧な相談対応を行っ

ている。

さらに、労働者災害補償保険の活用を図るための特別加入制度について、令和3（2021）年4月1日より対象範囲の一部拡大を行い、引き続き

要望等を踏まえて対象範囲の拡大の検討を行っている。【内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省、経済産業省】

第3分野

地域における男女共同参画の推進

第3分野

地域における男女共同参画の推進

第1節

地方創生のために重要な女性の活躍推進

ア 地方の企業における女性の参画拡大

- 地域女性活躍推進交付金により、多様で柔軟な働き方の定着や女性デジタル人材、管理職・役員の育成など女性活躍の取組や、様々な課題・困難を抱える女性への支援に加えて、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等のきめ細かい支援ができるよう新たに「つながりサポート型」の事業の実施を可能とし、地方公共団体が、民間団体を含む多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて行う取組を支援した。また、各地方公共団体が行う男女共同参画社会の実現に向けた取組については地方財政措置が講じられており、自主財源の確保を働きかけた。なお、地域女性活躍推進交付金による事業の採択を行うに当たり、有識者で構成される選定審査委員会を令和3年度は5回開催し、交付を決定した。【内閣府（男女共同参画局）】
- 現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業の促進及び人手不足に直面する地域の中小企業等の人材確保に資することを目的として、都道府県が官民連携型のプラットフォームを形成し、地域の実情に応じて、「掘り起こし」、「職場環境改善支援」、「マッチング」等の一連の取組を一体的かつ包括的に実施できるよう支援している。【内閣官房、内閣府】

- 女性や若者等の移住・定着の推進のため、地域を支える企業等への就業と移住や、地域における社会的課題の解決に資する起業と移住への支援を行う地方公共団体の取組等について地方創生推進交付金を活用して支援した。【内閣官房、内閣府】
- 女性も含めた後継者の事業承継を後押しし、中小企業・小規模事業者の事業統合・再編を促すため、予算・税制等を含めた総合的な支援策を推進している。（再掲）【経済産業省】
- 「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」では、令和3（2021）年11月に野田聖子内閣府特命担当大臣（男女共同参画）出席の下、企業経営者や地方自治体の長等がオンライン上で一堂に会し意見交換を行うリーダーミーティングを開催した。また、令和4（2022）年1月、2月にはそれぞれ秋田県、愛知県において地域シンポジウムを開催し、各地方における企業経営者等に対し、会への参加を呼び掛けた。さらに、好事例を掲載した冊子を作成し、参加者の取組の共有や、会の周知に使用した。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）】
- 女性の活躍状況の把握・分析、その結果を踏まえた目標設定、目標達成に向けた取組を内容とする事業主行動計画の策定、女性の活躍状況に関する情報公表等、女性活躍推進に向けて企業等が行う積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の取組を促進している。また、改正された女性活躍推進法に基づき、新たに義務付けられる取組内容について、あらゆる機会を通じて事業主に対し周知し、円滑な施行及び実効性の確保を図るとともに、新たに義務付けられる中小企業等に対して説明会への講師派遣や個別企業訪問により、女性

活躍についての取組を支援した。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)、厚生労働省】

- 女性活躍推進法に基づき、女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行った上で、課題解決に適切な取組目標及び数値目標を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定・公表して取組を行った結果、数値目標を達成した中小企業事業主に対して助成金を支給した。(再掲)【厚生労働省】
- 社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、女性活躍推進法第24条及び公共調達等取組指針に基づき、国及び独立行政法人等が、総合評価落札方式又は企画競争方式による調達を行うときは、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を取得する等したワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を実施している。
内閣府では、毎年度、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点評価を実施した調達の件数や金額等を調査し、公表している。令和3(2021)年度は初めて、国の各機関の個々の調達における加点の適用状況やワーク・ライフ・バランス等推進企業の落札状況等について大規模な実態調査を実施し、その結果を令和4(2022)年3月に男女共同参画会議の下に置かれた第13回計画実行・監視専門調査会へ報告した。また、本取組の実施状況や関係法令の改正を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の受注機会の増大に向けて、公共調達等実施要領を改正し、国の各機関等に対し、本取組の全面的な実施や、加点割合の引上げ等、取組の更なる推進を要請した。さらに、努力義務となっている地方公共団体に対しても、国の取組に準じた施策の積極的な実施を要請した。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)、厚生労働省】
- 「女性リーダー人材バンク」の管理運営を通じて、企業へ役員に登用可能な人材の情報を提供している。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)】
- 建設産業、海運業、自動車運送事業等(トラック運転者、バス運転者、タクシー運転者、自動車整備士)女性の参画が十分でない業種・職種において、ICTの活用による生産性の向上、多様な人材が働きやすい環境の整備、人材確保に向けた情報発信・普及啓発等を図ることも含め、女性の

就業及び定着を促進している。(再掲)【厚生労働省、国土交通省】

- 観光庁では、観光分野における女性活躍推進に向けて、その重要性について啓発活動を行うとともに、観光産業における人材の確保と定着に向けた、モデル事業を実施し、女性活躍推進にかかる取組を含めた事例集を作成し、ノウハウ等を全国へ展開した。(再掲)【国土交通省】
- 女性の起業を後押しするため、「女性、若者／シニア起業家支援資金」等による資金繰り支援を実施している。(再掲)【経済産業省】
- 女性の起業を後押しするため、各省関係者・自治体・女性起業家支援機関をメンバーとして令和2(2020)年に設立した「わたしの起業応援団」は、令和4(2022)年2月現在、260以上の機関が参画している。令和3(2021)年度は新たに、実際に起業を志す女性に対して、本ネットワーク会員のうち複数機関が連携して伴走支援を行う事業を実施した。女性起業家に対する多角的な支援を実施するとともに、支援提供機関にとっても、アドバイザーからの助言やハンズオン支援を通じた支援ノウハウの共有により、スキル向上、連携強化を図った。本事業により培われたノウハウ、スキーム、連携の在り方等を調査報告書として取りまとめ、本ネットワーク内で共有し、次年度以降に活用を予定している。令和4(2022)年2月には第2回関係者連絡会議を実施した。また、支援者の育成のための研修等も実施した。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)、経済産業省】

イ 地方における多様で柔軟な働き方の実現

- 各地方公共団体において、子育てのサポート体制、男女の働き方、まちのにぎわいなどの要素による地域特性の「見える化」等を通じて、具体的な取組を分野横断的に検討するための「少子化対策地域評価ツール」の活用を促進すること等を通じ、地域コミュニティによる支え合い、職住育近接のまちづくり、男女にとって魅力的な働き方など、地域の実情に応じて行われる地方公共団体の取組への支援策も活用しながら、各地方公共団体における女性活躍に資する具体的な取組を推進している。【内閣官房】

- 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行っている。(再掲)【厚生労働省】
- 多様で柔軟な働き方の実現に向けた中小企業の実践を促進している。
 - ・ 中小企業事業主に対して、「育休復帰支援プラン」モデル及び「介護支援プラン」モデルの普及促進を図るとともに、プランの策定を支援している。(再掲)【厚生労働省】
 - ・ 時間を有効に活用でき、場所の制約を受けない勤務形態であるテレワークについて、適正な労務管理下における良質なテレワークの定着・促進や、中小企業への導入促進に向けて、テレワーク導入経費の助成や専門家による無料相談対応など各種支援策を推進している。(再掲)【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】
 - ・ 中小企業における女性の活躍推進を図るため、育児休業中の代替要員を確保しやすくするための取組を推進するとともに、地域の中小企業・小規模事業者が抱える経営課題の解決に資する地域内外の女性・シニア等の多様な人材を確保できるよう、企業の魅力発信やマッチングの促進等を行った。(再掲)【厚生労働省、経済産業省】

ウ 地方議会・地方公共団体における取組の促進

- 地方議会において女性を含めたより幅広い層が議員として参画しやすい環境整備について地方議員や全国議長会との意見交換を行った。その際、議会運営や住民参加の取組等におけるデジタル化への対応等も含めて検討を行った。また、候補者となり得る女性の人材育成のため、各地方議会における「女性模擬議会」等の自主的な取組について情報提供を行った。(再掲)【総務省】
- 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報の公表について、数値目標を設定した項目の進捗状況及び取組の実施状況が経年で公表されることを徹底するよう依頼するとともに、各団体の取組について、「女性活躍推進法『見える化』サイト」で比較できる形での更なる「見える化」を行っている。(再掲)【内

閣府(男女共同参画局)、総務省】

エ 地域に根強い固定的な性別役割分担意識等の解消

- 性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)について、気付きの機会を提供し解消の一助とするため、調査研究を行い、公表した。また、これに基づき、チェックシート・事例集を作成し、公表した。【内閣府(男女共同参画局)】
- 誰もが簡単に利用できる、様々な「職業」や「社会生活場面」を想定した性別による固定的役割分担に捉われないフリーイラスト素材を作成し、内閣府男女共同参画局ホームページで提供を行った。【内閣府(男女共同参画局)】
- 「男女共同参画週間」では、地方公共団体の具体的な男女共同参画週間の取組の掲載や「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」において、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、男女共同参画に関する意識の浸透を図っている。【内閣府(男女共同参画局)】

第2節

農林水産業における男女共同参画の推進

ア 農林水産業における政策・方針決定過程への女性参画の推進

- 地方公共団体、農林水産団体等に対する令和3(2021)年8月の通知発出等を行い、地域をリードできる女性農林水産業者を育成し、農業委員や農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員及び土地改良区等の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組などを一層推進している。また、農林水産省として、全国約2,000箇所の地方公共団体、農林水産団体等に対して、女性の登用促進や具体的な目標の設定等についての働きかけを行っている。【内閣府(男女共同参画局)、厚生労働省、農林水産省】
- 農場現場の方針策定に参加する女性を増やすため、農業委員、農業協同組合役員等に必要な知識やスキル習得を支援している。【農林水産省】
- 女性が役員の過半を占める農業法人等が事業を実施する場合に貸付限度額を引き上げる特例措置

を設けた融資の内容を、農林水産省ホームページに掲載し幅広く周知することにより、役員等への女性登用を促進している。【農林水産省】

- 女性農業者のネットワークづくりなどに関する好事例を展開するとともに、その取組や経験を継承していくための世代間交流を促進している。【農林水産省】
- 地域レベルの女性グループの形成やその取組を支援するとともに、女性グループ活動の活性化に向けて、組織力・経営力向上のための研修会を支援している。【農林水産省】
- 人・農地プランの作成・実行に向けた地域の話し合い等の取組における女性農業者の参画を推進している。【農林水産省】
- 林業や山村地域の活性化を促進するため、森林資源をいかした起業活動に意欲のある女性林業従事者等を対象として、事業開発に関するワークショップを9回実施し、9名の女性起業家を育成している。【農林水産省】
- 水産業における女性の参画を推進するとともに、水産業経営の改善を図るため、起業的取組を行う女性グループの取組、女性の経営能力の向上や女性が中心となって取り組む加工品の開発、販売等の実践的な取組を支援し、優良な取組の全国各地への普及を推進している。【農林水産省】

イ 女性が能力を発揮できる環境整備

- 認定農業者制度において夫婦での共同申請が可能であることをホームページやチラシ等で改めてPRするとともに、農業経営改善計画の新規認定及び更新を希望する申請者に対し、認定を行う市町村等において夫婦での共同申請を提案することとし、女性の農業経営への参画を推進している。【農林水産省】
- 「農業女子プロジェクト」や「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」における企業や教育機関との連携強化、地域活動の推進により女性農林水産業者が活動しやすい環境を作っている。【農林水産省】
- 家族経営協定の締結による就業条件の整備を推進している。また、家族経営協定を締結した女性農業者に対する融資の活用を促進するため、対象となる資金の内容を農林水産省ホームページに掲

載し幅広く周知している。【農林水産省】

- 女性の活躍推進に取り組む優良経営体(WAP: Women's Active Participation in Agriculture)や女性農林漁業者の活躍の事例の普及を推進している。【農林水産省】
- 女性グループが行う漁業生産活動に対する融資の活用を推進することにより、女性が行う水産業に関連する経営や起業等を支援している。【農林水産省】
- 女性の就農希望者等に対し、就農相談会、農業法人による会社説明会、就農促進PR活動、農業者による農業高校への出前授業等を通じて、農業への理解を促進し、円滑な就農を支援している。【農林水産省】
- 女性農業者へ農業者年金のPRを積極的に実施することにより、令和3(2021)年度に842人の新規加入を得ている。【農林水産省】
- 女性の農業体験・研修の受入体制づくりに向けたマニュアル作成、研修会の開催、労働時間の管理、休日・休憩の確保、託児スペース、男女別トイレ、更衣室等の整備、キャリアパスの提示やコミュニケーションの充実など、女性が働きやすい環境づくりを推進している。また、農林水産業で働く女性にとっても扱いやすく、かつ高性能な機械の開発や普及など、スマート農林水産業の推進を行っている。【農林水産省】
- 子育て世代の女性農業者の育児の負担を軽減するため、託児・農作業を地域で一体的にサポートする体制づくりを支援している。【農林水産省】
- 女性の発想から農山漁村の魅力の掘り起こし・磨き上げ・発信を促進し、また、農山漁村のポテンシャルを引き出して地域の活性化や所得向上に取り組む優良事例を取りまとめ、令和3(2021)年11月に農林水産省ホームページに掲載し幅広く周知している。【農林水産省】

第3節 地域活動における男女共同参画の推進

- 内閣府では、地域の防災活動で活躍する女性リーダーを対象としたワークショップを開催し、女性が防災活動を行うに当たっての課題を抽出した。また、地域の防災に取り組む主体となる地方

公共団体、自主防災組織、自治会・町内会等に対し、防災活動に女性が参画するための取組についてヒアリングを実施し、好事例の収集を行った。【内閣府（男女共同参画局）、総務省、文部科学省、関係府省】

○ 内閣府では、自治会・町内会等へのヒアリング等を踏まえ、女性防災リーダーの育成を含め、女性が地域の防災活動で活躍するための取組事例・ノウハウ集を作成した。【内閣府（男女共同参画局）、総務省、文部科学省、関係府省】

第4分野

科学技術・学術における男女共同参画の推進

第1節

科学技術・学術分野における女性の参画拡大

ア 科学技術・学術分野における女性の採用・登用の促進及び研究力の向上

- 独立行政法人のうち国立研究開発法人における役員や管理職に占める女性比率を調査し、公表した。【内閣府（男女共同参画局）】
- 文部科学省では、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月閣議決定）に基づき、計画に掲げられた大学における女性研究者の新規採用割合に関する数値目標（2025年度までに、理学系20%、工学系15%、農学系30%、医学・歯学・薬学系合わせて30%、人文科学系45%、社会科学系30%）の達成に向けた取組を産学官の総力を結集して推進している。また、研究等とライフイベントの両立を図るための支援や環境整備、女性リーダーの育成・登用、次代を担う女性及びその保護者への科学技術系の進路に対する興味関心の醸成等の取組を促進している。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、文部科学省、関係府省】
- 男女共同参画会議の下に置かれた計画実行・監視専門調査会において、科学技術・イノベーション推進事務局、文部科学省科学技術・学術政策局を交えて、研究者等の女性活躍推進を議題に議論を行ったほか、科学技術政策担当大臣等政務三役と総合科学技術・イノベーション会議有識者議員との会合においても同様の議題について議論を行

うなど、連携を強化し施策を推進した。「統合イノベーション戦略2021」（令和3年6月閣議決定）において、男女共同参画及び女性活躍促進の視点を踏まえた具体的な取組を明記した。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）】

- 国が関与する科学技術プロジェクト等における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を推進するなど、科学技術・学術に係る政策・方針決定過程への女性の参画を拡大している。【内閣府、文部科学省】
- 日本学術会議において、学術分野における男女共同参画を推進するため積極的な調査等を行った。【内閣府】
- 研究者・技術者及び研究補助者等に係る男女別の実態を把握するとともに統計データを収集・整備し、分野等による差異、経年変化を分析した。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、総務省、文部科学省、関係府省】

イ 科学技術・学術分野における女性人材の育成等

- 女性研究者・技術者の採用の拡大や研究現場を主導する女性リーダーの育成に向けて、上位職へのキャリアパスの明確化、メンタリングを含めたキャリア形成支援プログラムの構築、その他女性研究者・技術者の採用及び登用に関する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組について、国立研究開発法人管轄府庁を通じて要請した。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省、関係府省】
- 女性研究者・技術者の就業継続や研究力の向上

に向けた女性研究者・技術者のネットワーク形成支援、メンター制度の導入、ロールモデル情報の提供、定期的な研修や相談窓口の活用及び各種ハラスメントのない職場環境の整備等を促進している。

内閣府では、科学技術・学術分野で活躍する女性ロールモデル情報を、ウェブサイト「理工チャレンジ（リコチャレ）～女子中高生・女子学生の理工系分野への選択～」(以下「理工チャレンジホームページ」という。)及びオンラインシンポジウム「進路で人生どう変わる？理系で広がる私の未来2021」サイトへ掲載し、周知した。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省、関係府省】

- 大学、研究機関、学術団体、企業等の経営層や管理職が多様な人材をいかした経営の重要性を理解し、女性研究者・技術者の活躍推進に積極的に取り組むよう、男女共同参画に関する研修等による意識改革を促進している。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省、関係府省】
- 男女双方に対する研究と出産・育児・介護等との両立支援や、女性研究者の研究力向上及びリーダー経験の機会の付与、博士後期課程へ進学する女子学生への支援の充実等を一体的に推進する、ダイバーシティ実現に取り組む大学等を支援している。【文部科学省】
- 内閣府では、女子生徒等の理工系分野進路選択における地域性の影響についての調査研究を実施し、地域によって異なる進路選択の実態の把握及び進路選択に影響を与える要因と地域性の関係について分析を行った。【内閣府(男女共同参画局)】

第2節

男女共同参画と性差の視点を踏まえた研究の促進

- 体格や身体の構造と機能の違いなど、性差等を考慮した研究・技術開発の実施の促進を検討している。【内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係府省】
- 国が関与する公募型の大型研究はもとより競争的研究費について、採択条件に、事業の特性も踏まえつつ、男女共同参画の視点の有無と取組状況を評価する方法の検討を進めている。【内閣府、文部科学省、関係府省】

- 国が関与する競争的研究費において、事業の特性も踏まえつつ、採択条件に、出産・育児・介護等に配慮した取組を評価する方法の検討を進めている。【内閣府、文部科学省、関係府省】
- 多様な価値観を持つ評価者の育成や配置、研究現場における性別役割分担など固定観念の打破、性別や年齢による差別がない人事運用や優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用等の促進を検討している。【内閣府、文部科学省、関係府省】

第3節

男女の研究者・技術者が共に働き続けやすい研究環境の整備

ア 研究活動と育児・介護等の両立に対する支援及び環境整備

- 厚生労働省では、大学、研究機関、企業等において、男女の研究者・技術者が仕事と育児・介護等を両立できるようにするため、長時間労働の解消、短時間勤務やフレックスタイム勤務、テレワークによる多様な働き方の推進、育児・介護等に配慮した勤務形態や両立支援制度の確立、キャリアプランや育児・介護等に関する総合相談窓口の設置など、延長保育の実施等を促進している。【文部科学省、厚生労働省】
- 文部科学省では、出産・育児等のライフイベントと研究との両立や女性研究者の研究力の向上を通じたリーダーの育成を一体的に推進するダイバーシティ実現に向けた大学等の取組を支援する「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ事業」を実施している。【文部科学省】
- 文部科学省では、女性研究者の研究環境整備や研究力向上に取り組む機関の連携を図り、他機関への普及・展開を行う全国ネットワークの構築、海外事例の調査分析等を踏まえた支援方策の検討や、女性教員比率等ダイバーシティ環境情勢の状況に応じた国立大学の運営費交付金の配分を行っている。加えて、内閣府子ども・子育て本部、文部科学省、厚生労働省では、子育て中の研究者の多様な保育ニーズに対応できる学内の保育施設やサポート制度等の充実を促進している。育児・介護等により研究から一時的に離脱せざるを得ない

場合において、研究期間の延長や中断後の研究再開を認める等、ライフイベントが発生しても研究を継続できるよう競争的研究費制度の取組の促進について検討している。【内閣府、文部科学省、関係府省】

- 若手研究者のポスト拡大に向けた施策や、若手研究者向けの研究費等の採択において、育児・介護等により研究から一時的に離脱した者に対して配慮した応募要件となるよう促す競争的研究費制度の取組の促進について検討している。【内閣府、文部科学省、関係府省】
- 独立行政法人日本学術振興会の「特別研究員(RPD)事業」では、博士の学位取得者で優れた研究能力を有する者が、出産・育児による研究中断後、円滑に研究現場に復帰して大学等の研究機関で研究に専念し、研究者としての能力を向上できるよう支援している。【文部科学省】

イ 大学や研究機関におけるアカデミック・ハラスメントの防止

- 大学や研究機関に対して、各種ハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、各種ハラスメント防止等の周知徹底を行う。また、各種ハラスメントの防止のための相談体制の整備を行う際には、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう促す。また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底を促進する。【文部科学省】

第4節

女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成

ア 次代を担う理工系女性人材の育成

- 内閣府及び文部科学省では、Society 5.0の実現に向けてAIやIoT等のIT分野の人材育成を強化するため、オンラインシンポジウム「進路で人生どうかわる？理系で広がる私の未来2021」を実施した。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省、経済産業省、デジタル庁】

- スーパーサイエンスハイスクールの充実等、高等学校における理数教育の強化を通じて、女子生徒の科学技術に関する関心を高めた。国立研究開発法人科学技術振興機構では、女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切な理系進路の選択を可能にするため、大学や民間企業等の女性研究者・技術者を始めとした科学技術分野を背景に持った社会人や理系分野で学ぶ大学生等と女子中高生の交流機会の提供や、実験教室・出前授業の実施等、地域や企業等と連携した取組などを実施する大学等に支援を行う「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」を実施した。【文部科学省】
- 内閣府では、理工系分野における女性活躍の好事例やロールモデルの紹介等を通じ、理工系女性人材の育成について、企業による取組を促進している。【内閣府（男女共同参画局）】
- 文部科学省では、国立大学における、女性研究者等多様な人材による教員組織の構築に向けた取組や女子生徒の理工系学部への進学を促進する取組等を学長のマネジメント実績として評価し、運営費交付金の配分に反映した。また、私立大学等経常費補助金において、女性研究者を始め子育て世代の研究者を支援することとしており、柔軟な勤務体制の構築等、女性研究者への支援を行う私立大学等の取組を支援した。【文部科学省】
- 内閣府では、59団体、113イベント、6,300名以上の生徒等が参加した夏のリコチャレの活動、103団体148名が参加した理工系女子応援ネットワーク会議を通して関係府省や経済界、学界、民間団体等産学官から成る支援体制等を活用した地域における意識啓発や情報発信等を実施し、地域の未来を担う理工系女性人材の育成や地方定着につながる取組を促進した。【内閣府（男女共同参画局）】
- 内閣府では、大学と小・中・高等学校が連携して授業開発・授業研究を行う際、男女共同参画の視点にも配慮するよう促す資料を教員向け研修資料として登録するなど、普及に努めた。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省】
- 文部科学省では、海洋人材の育成に当たっては、新たに建造する船において、居住環境を含め、女性に配慮した環境整備を促進している。【文部科

学省】

イ 理工系分野に関する女子児童・生徒、保護者及び教員の理解促進

- 内閣府では、理工チャレンジホームページを通して大学、研究機関、学術団体、企業等の協力の下、女子児童・生徒、保護者及び教員に対し、理

工系選択のメリットに関する意識啓発、理工系分野の仕事内容、働き方及び理工系出身者のキャリアに関する理解を促す取組やイベントの情報発信を行った。また、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への気付きと払拭に取り組み、女子生徒の理工系進路選択を促進している。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、文部科学省】

Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

第5分野

女性に対するあらゆる暴力の根絶

第1節

女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- 内閣府では、女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」を国民運動として、「性暴力を、なくそう」を重要テーマとして設定し、効果的な広報啓発を一層推進した。また、被害者自身が被害と認識していない場合があることや、被害を受けていることを言い出しにくい現状があることも踏まえ、女性に対する暴力に関する認識の向上や、悪いのは被害者ではなく加害者であり、暴力を断じて許さないという社会規範の醸成を図った。【内閣府（男女共同参画局）、法務省、関係府省】
- 内閣府では、様々な状況に置かれた被害者に情報が届くよう、官民が連携した広報啓発を実施するとともに、若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ指導的立場にある者、地方公共団体において若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発事業を担当している行政職員及び若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発事業を行っている民間団体等を対象に、若年層における女性に対する暴力の現状や、効果的な予防啓発の手法等について学ぶオンライン研修教材を作成し、提供するとともに、オンライン研修を実施した。【内

閣府（男女共同参画局）、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、外出自粛や休業などが行われ、生活不安・ストレスにより、配偶者からの暴力（DV）の増加や深刻化が懸念されることから、内閣府では、令和2（2020）年4月から新たな相談窓口として、「DV相談＋（プラス）」（以下「DV相談プラス」という。）を開始した。DV相談プラスでは、多様なニーズに対応できるよう、電話相談対応（24時間）、SNS・メール相談、WEB面談対応、10の外国語での相談対応を行うとともに、各地域の民間支援団体とも連携し、必要な場合には、同行支援なども行うこととしている。令和2（2020）年度にDV相談プラスに寄せられた相談件数は、5万2,697件となっている。令和3（2021）年度は、令和3（2021）年4月から令和4（2022）年1月までの間、4万5,798件の相談が寄せられている。

また、令和2（2020）年10月から、最寄りの配偶者暴力相談支援センター等につながるDV相談ナビに、全国共通短縮番号「#8008（はれれば）」を導入し、相談窓口の更なる周知を図っている。令和2（2020）年度に、全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、12万9,491件であり、前年度の約1.1倍に増加している。令和3（2021）年度は、令和3（2021）年

4月から令和4（2022）年1月までの間、10万3,708件（暫定値）の相談が寄せられている。

さらに、令和2（2020）年度から、民間シェルター等と連携してDV被害者支援等を進める都道府県等に交付金を交付し、民間シェルター等に対して、財政支援を実施している。具体的には、母子一体で受け入れるための改修や心理的ケア等の専門的な相談支援を行う専門職配置等の取組を支援しており、令和3（2021）年度は、計26自治体（57団体）に対して、交付決定をしている。

【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】

- 内閣府では、性犯罪・性暴力被害者支援のため、令和2（2020）年10月から、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）の全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」を導入し、その周知を図るとともに、若年層等の性暴力被害者が相談しやすいよう、SNS相談「Cure time（キュアタイム）」を実施した。さらに、令和3（2021）年10月から、性犯罪・性暴力の夜間の相談や救急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して支援する「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」を設置し、性犯罪・性暴力被害者支援の充実を図った。令和3（2021）年度上半期にワンストップ支援センターに寄せられた相談件数は2万9,425件であり、前年度同期の約1.3倍となっている。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、厚生労働省】
- 被害者と直接接することとなる警察官、検察職員、更生保護官署職員、地方出入国在留管理局職員、婦人相談所職員、児童相談所職員、民間団体等について、男女共同参画の視点から被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修機会の拡大等に努めるとともに、関係機関間や職員間の連携を促進している。

内閣府では、性犯罪被害者等が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、ワンストップ支援センターの相談員等を対象としたオンライン研修教材を作成し、提供するととも

に、オンライン研修を実施した。

また、配偶者暴力相談支援センター長、地方公共団体の支援センター主管課等の行政職員及び地方公共団体の支援センター、児童相談所並びに民間シェルター等において相談支援業務に携わる官民の相談員等の関係者を対象として、相談対応の質の向上及び被害者や被害親子に対する支援における官官・官民連携強化のために必要な知識の習得機会を提供するため、オンライン研修教材を作成した。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省】

- 女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮できるよう、検察官に対し、経験年数等に応じて実施する研修において、女性被害者に関する理解・配慮に資する講義を実施した。【法務省】
- 法曹養成課程において、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、国民の期待と信頼に応える法曹の育成に努めている。【法務省、文部科学省】
- 婦人保護事業の見直しに基づく新たな制度の構築に向けた検討を加速するとともに、被害者が実態に即した支援を受けることのできる効果的な支援の在り方等を引き続き検討している。その際、行政、有識者、民間団体等が連携し、実態把握を進めている。【厚生労働省】
- 重大事件等の暴力被害に関する必要な検証を行い、重大な被害につながりやすい要因を分析し、今後の対応に活用している。【警察庁、関係府省】
- 内閣府では、男女間の取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に対応する施策の検討に必要な基礎資料を得ることを目的に平成11（1999）年度から実施している「男女間における暴力に関する調査」について、法令改正等を踏まえ、調査項目を見直した上で、令和2（2020）年度調査を実施する等、男女間における暴力の実態の把握を行った。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】
- 法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置するなどして、夫・パートナーからの暴力やセクシュアルハラスメント等、女性の人権問題に関する相談体制のより一層の充実を図っている。令和3（2021）年における「女性の人権ホットライン」にて相談に応じ

た件数は1万3,847件である。【法務省】

第2節

性犯罪・性暴力への対策の推進

- 内閣府では、男女間の取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に対応する施策の検討に必要な基礎資料を得ることを目的に平成11（1999）年度から実施している「男女間における暴力に関する調査」について、法令改正等を踏まえ、調査項目を見直した上で、令和2（2020）年度調査を実施する等、男女間における暴力の実態の把握を行った。（再掲）

法務省では、性犯罪に関する罰則や刑事手続の在り方に関し、「性犯罪に関する刑事法検討会」を開催し、同検討会において、性犯罪に関する刑事の実体法・手続法の在り方に関する様々な論点について、法改正の要否・当否の議論が行われ、令和3（2021）年5月、検討結果として、更なる検討に際しての留意点が示されるなどした報告書が取りまとめられた。

この報告書を踏まえて検討し、近年における性犯罪の実情等に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため、所要の法整備を早急に行う必要があると考え、令和3（2021）年9月、法制審議会に対し、性犯罪に対処するための法整備に関する諮問をし、同年10月以降、刑事法（性犯罪関係）部会において、以下の事項について調査審議が進められている。【内閣府（男女共同参画局）、法務省、関係府省】

- ・ 暴行・脅迫要件、心神喪失・抗拒不能要件の改正
- ・ 対象年齢の引上げ
- ・ 相手方の脆弱性や地位・関係性の利用を要件とする罪の新設
- ・ わいせつな挿入行為の刑法における取扱いの見直し
- ・ 配偶者間において強制性交等罪などが成立することの明確化
- ・ いわゆるグルーミング行為に係る罪の新設
- ・ 公訴時効の見直し
- ・ 被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設

- ・ 性的姿態の撮影行為及びその画像等の提供行為に係る罪の新設
- ・ 性的姿態の画像等を没収・消去することができる仕組みの導入
- 監護者による性犯罪・性暴力や障害者に対する性犯罪・性暴力等の実態把握に努めるとともに、厳正かつ適切な対処に努めるなど、必要な措置を講じている。【法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省】
- 警察では、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」について国民への更なる周知や性犯罪捜査担当係への女性警察官の配置推進等、性犯罪被害に遭った女性が安心して警察に届出ができる環境づくりのための施策を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努めている。【警察庁】
- 警察では、性犯罪に関して被害の届出がなされた場合には、被害者の立場に立ち、明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除いて、即時に受理することを徹底するとともに、被害届受理時の説明によって、被害者に警察が被害届の受理を拒んでいるとの誤解を生じさせることがないように、必要な指導を行っている。【警察庁】
- 警察では、性犯罪等の被害者は、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的な疾患に苦しむケースが少なくない現状を踏まえ、捜査関係者を含む関係者において、被害者の精神面の被害についても的確に把握し、事案に応じた適切な対応を図っている。【警察庁、関係府省】
- 警察では、特に電車内等における痴漢に対する徹底した取締りを行うとともに、鉄道事業者等と連携した車内放送やポスター掲示等による痴漢防止の広報・啓発活動を行っている。また、国土交通省においては、車両新造時や大規模改修時において車両防犯カメラの設置を進めるなど車内の防犯関係設備の充実を図っている。【警察庁、国土交通省】
- 内閣府では、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金の抜本的な拡充により、ワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化を図り、地方公共団体による被害者支援に係る取組の充実を図った。
また、全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」

プ)」を周知するとともに、性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して支援を実施する「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」を設置した。さらに、若年層等の性暴力被害者が相談しやすいよう、SNS相談「Cure time(キュアタイム)」を実施した。【内閣府(男女共同参画局)、厚生労働省、関係府省】

○ 内閣府では、性犯罪・性暴力被害の相談件数の傾向を把握するため、半年ごとに、ワンストップ支援センターにおける相談件数を集計し、公表している。令和3(2021)年度上半期にワンストップ支援センターに寄せられた相談件数は2万9,425件であり、前年度同期の約1.3倍となっている。【内閣府(男女共同参画局)】

○ 内閣府では、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進するため、担当行政職員及びワンストップ支援センターのセンター長及びコーディネーター、相談員等を対象として、オンライン研修教材を作成し、提供するとともに、オンライン研修を実施した。また、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター全国ネットワーク会議」を開催し、関係機関との連携等について意見交換を行った。さらに、障害者や男性等を含め、様々な被害者への適切な対応や支援を行えるよう、支援事例に関するヒアリングを実施し、支援事例集を作成した。【内閣府(男女共同参画局)、警察庁、厚生労働省、関係府省】

○ 警察では、被害者からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分に配慮するとともに、被害者が安心して事情聴取に応じられるよう、女性警察官等の配置を推進しているほか、全ての警察署に被害者用事情聴取室を整備している。

法務省、警察庁及び厚生労働省においては、被害児童が繰り返し事情を聞かれることによる二次被害を防止して心理的負担を軽減するとともに、記憶の汚染を防止して信用性の高い供述を確保するため、検察庁、警察及び児童相談所が連携し、被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係

機関の代表者が聴取を行う取組を実施しており、被害児童の事情聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどしている。また、法務省及び警察庁においては、被害者の事情聴取の在り方等について、精神に障害がある性犯罪被害者に配慮した聴取(代表者聴取)の取組の試行を行うほか、より一層適切なものとなるような取組を検討し、適切に対処している。また、被告人の弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者の人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努めている。【警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省】

○ 内閣府では、性犯罪被害者等が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、ワンストップ支援センターの相談員等を対象としたオンライン研修教材を作成し、提供するとともに、オンライン研修を実施した。(再掲)

法務省では、被害者に対する不適切な対応による更なる被害を防止する観点も含め、支援に従事する関係者に対して、必要な知識・技能を習得させることを目的とした研修を実施した。また、検察官に対し、経験年数等に応じて実施する研修において、性犯罪に直面した被害者の心理や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての講義を実施した。【内閣府(男女共同参画局)、法務省、関係府省】

○ 医療機関における性犯罪被害者の支援体制、被害者の受入れに係る啓発・研修を強化し、急性期における被害者に対する治療、緊急避妊等に係る支援を含む、医療機関における支援を充実させるとともに、支援に携わる人材の育成に資するよう、とりわけ女性の産婦人科医を始めとする医療関係者に対する啓発・研修を強化している。【厚生労働省、関係府省】

○ 性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、警察庁においては、医療費・カウンセリング費用の公費負担制度の効果的な運用を図っている。

内閣府では、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金により、ワンストップ支援センターにおける医療費・カウンセリング費用について補助を行っており、「夜間休日対応のコールセンター設置に伴う相談対応の整備及び性犯罪・性暴力被害

者に対する急性期の医療費支援について（通知（令和2年12月25日）」により、急性期の医療的支援を必要とする被害者が、ワンストップ支援センターを通じて医療機関を受診した場合には、被害者の居住地及び被害の発生地に関わらず、医療費支援が受けられるよう依頼した。厚生労働省は、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた医師、看護師、医療関係者等や民間支援員の活用を促進している。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、厚生労働省】

- 厚生労働省では、医師や看護師を養成する教育の中で、性犯罪被害等に関する知識の普及に努めている。【文部科学省、厚生労働省】
- 厚生労働省では、被害者の心のケアを行う専門家の育成等相談体制の充実を図っている。【厚生労働省】
- 関係府省や都道府県警察において、13歳未満の子供を対象とした暴力的性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有し、その所在を確認するとともに、性犯罪者に対する多角的な調査研究を進めるなど、効果的な再犯防止対策を進めている。【警察庁、法務省】
- 法務省では、刑事施設及び保護観察所において性犯罪者に実施している専門的プログラムの更なる拡充について検討を行うほか、仮釈放中の性犯罪者等にGPS機器の装着を義務付けること等について、諸外国の法制度・運用や技術的な知見等に関する調査を実施している。【法務省】
- 二次被害防止の観点から被害者支援、捜査、刑事裁判手続における被害者のプライバシー保護を図るとともに、メディア等を通じた的確な情報発信により性犯罪に対する一般社会の理解を増進している。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、関係府省】
- 内閣府では、女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」を国民運動として、「性暴力を、なくそう」をテーマとして設定し、効果的な広報啓発を一層推進した。また、被害者自身が被害と認識していない場合があることや、被害を受けていることを言い出しにくい現状があることも踏まえ、女性に対する暴力に関する認識の向上や、悪いのは被害者ではなく加害者であり、暴力を断じて許さないという社会

規範の醸成を図った。（再掲）

予防啓発のポスターやリーフレットを作成し、国の関係機関や地方公共団体、全国の図書館等に配布し、鉄道会社の駅構内でもポスターを掲示するなど広く周知を行った。女性に対する暴力の根絶を呼びかけるパープル・ライトアップは、初めて全国47都道府県が参加し、迎賓館赤坂離宮を始めとする全国のランドマークやタワー等、過去最高の342か所で実施された。また、地方公共団体等による展示、広報、イベント等、各地で様々な意識啓発のための取組が行われた。日本経済団体連合会を通じて企業の賛同の呼びかけを行い、5つの企業でパープルリボンバッジの着用やポスターの掲示等の協力があつた。

さらに、全閣僚に対して、令和3（2021）年11月12日から25日までの2週間、シンボルマークであるパープルリボンの着用を依頼した。「女性に対する暴力撤廃の国際デー」である11月25日には、野田聖子内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が、性暴力の実態や性暴力対策の強化について、有識者等と意見交換を行った。

- 令和3（2021）年度から毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、SNS（Twitter、Facebook）等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開した。ポスターやリーフレットを作成し、国の関係機関や地方公共団体、全国の大学や図書館に配布した。また、鉄道会社の駅構内においてポスターを掲示するなど広く周知を行った。

令和4（2022）年度の月間に向けて、若年層のアダルトビデオ出演などの被害予防のため、ポスター・リーフレットを作成し、大学等に配布するとともに、啓発動画を作成し、文部科学省から各教育委員会を通じて、高校等についても周知を依頼した。啓発動画については、SNS（Twitter、Facebook等）で周知を実施したほか、広く一般に向けて首都圏の主要な路線のトレインチャンネルで周知を行った。さらに、若年層に影響力をもつインフルエンサーを登用し、18、19歳を含む10～20代を対象にした若年層の性暴力被害予防に関するオンラインイベントを実施した。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】

第3節

子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

- 文部科学省では、生命を大切にする、性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないよう、幼児期から子供の発達段階に配慮した教育の充実を図るため、内閣府と共同で作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材等について、全国の学校や保護者への周知を図った。さらに、当該教材を活用したモデル事業を49校で実施し、指導モデルの作成を行うなどの取組を進めている。【内閣府(男女共同参画局)、文部科学省、関係府省】
- 学校等の子供が活動する場において、子供に対するわいせつ行為が行われないよう、行政機関が保有する情報を集約・活用し、有償、無償を問わずその職に就こうとする者から子供を守ることができるような仕組みの構築等について検討し、子供をわいせつ行為から守る環境整備を段階的に実施するよう取組を始めたところ、厚生労働省では、性的虐待による被害等を受けた児童に対する相談援助が適切に行われるよう、児童相談所体制整備事業（SNS等相談事業）により、SNSを活用した相談体制の整備を行った児童相談所に対する支援を行っている。また、子供や家庭からの相談について、全国どこからでも相談を行うことができるSNSの全国共通アカウントを開設し、各自自治体がSNSによる相談に対応する新たな仕組みの構築を検討している。【法務省、文部科学省、厚生労働省】
- 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者の児童相談所等への通告義務を周知徹底するとともに、児童相談所、警察等においては、性的虐待の認知・把握に努め、被害児童の保護、被害児童に配慮した聴取（代表者聴取）、加害者の検挙と適切な処罰等に向けた必要な施策を実施している。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】
- 若年女性を対象に、NPO等の民間団体が公的機関等と密接に連携し、夜間の見回り・声かけ、インターネット上での相談などのアウトリーチ支援や居場所の確保、自立支援等を実施する若年被害女性等支援事業において、相談支援体制及び医

療機関との連携体制等の強化を図り、3自治体（6団体）が実施した。【厚生労働省】

- 内閣府は、性的な暴力被害を受けた子供に対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアや支援が実施されるよう、ワンストップ支援センターの相談員等を対象としたオンライン研修教材を作成し、提供するとともに、オンライン研修を実施した。

文部科学省では、児童虐待の防止のため、学校・教育委員会において、これまで発出した通知等に基づき、学校等から児童相談所等への定期的な情報提供や児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等について周知している。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】
- 内閣府では、被害児童の負担を軽減しつつ、適正な診断・治療等ができるよう、医療関係者等を対象としたオンライン研修教材を提供するとともに、オンライン研修を実施した。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省】
- 文部科学省では、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充、児童生徒等が個別に相談できる場所の確保等を通じ、学校等で性被害に関する相談を受ける体制を強化するとともに、相談を受けた場合の教職員の対応方法等について「生命（いのち）の安全教育」教材の指導の手引きの周知や研修を充実させている。【文部科学省】
- 警察では、通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪の前兆となり得るつきまとい等の行為に対する捜査・警告を的確に実施している。【警察庁】
- 文部科学省では、第204回国会（令和3（2021）年）で成立した教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）について、その規定や立法趣旨を踏まえた適切な運用がなされるよう、基本指針の策定等の必要な取組を実施した。また、児童生徒に対して性暴力等に及んだ教員については原則として懲戒免職とすることや告発を遺漏なく行うことについて各教育委員会へ徹底するよう指導するとともに、懲戒免職処分歴等の情報の検索可能な期間を直近40年間に大幅延長した「官報情報検索ツール¹」の

更なる活用を促すなど、実効的な方策を速やかに検討・実施した。

厚生労働省では、保育士資格についても、「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」での議論も踏まえ、教員と同様の対応として、児童へわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を含む、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正案を第208回国会（令和4（2022）年）に提出した。【文部科学省、厚生労働省】

- 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」（令和3年12月閣議決定）を踏まえ、教育・保育施設等やこどもが活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など）等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けて必要な検討を進めることとしている。【内閣官房、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、関係府省】
- 子供の性被害防止プラン（「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」。平成29年4月犯罪対策閣僚会議決定。）に基づき、政府全体で児童買春・児童ポルノ等の対策を推進している。厚生労働省では、子供の家庭内性被害について、早期発見に重点を置いた事実に基づく基礎知識の整理を行い、効果的な対応の在り方について検討し、的確な実践に繋げていくことができるよう、児童相談所職員等に向けた啓発資料を作成し、周知を行った。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】
- 内閣府では、アダルトビデオ出演被害問題・「JKビジネス」問題等の若年層を対象とした性暴力被害に関し、取締等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化等の施策を総合的に推進した。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】
- アダルトビデオ出演被害を含む若年層の性暴力被害の実態調査を実施した。【内閣府（男女共同参画局）】
- 令和3（2021）年度から毎年4月を「若年層

の性暴力被害予防月間」と定め、SNS（Twitter、Facebook）等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開した。ポスターやリーフレットを作成し、国の関係機関や地方公共団体、全国の大学や図書館に配布した。また、鉄道会社の駅構内においてポスターを掲示するなど広く周知を行った。

令和4（2022）年度の月間に向けて、若年層のアダルトビデオ出演などの被害予防のため、ポスター・リーフレットを作成し、大学等に配布するとともに、啓発動画を作成し、文部科学省から各教育委員会を通じて、高校等についても周知を依頼した。啓発動画については、SNS（Twitter、Facebook）等で周知を実施したほか、広く一般に向けて首都圏の主要な路線のトレインチャンネルで周知を行った。さらに、若年層に影響力をもつインフルエンサーを登用し、18、19歳を含む10～20代を対象にした若年層の性暴力被害予防に関するオンラインイベントを実施した。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】

- アダルトビデオ出演被害については、令和4（2022）年3月14日、全都道府県に設置されている性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに対して、被害相談があった場合における、弁護士相談や弁護士紹介等の法的支援、警察への相談等の積極的な実施について周知を行った。また、同年3月24日に日本司法支援センター（法テラス）に対し、ワンストップ支援センターにおいて被害相談があった場合の法的支援について協力を求める事務連絡を発出した。加えて、同年3月30日、ワンストップ支援センターに対しても、法テラスとの連携について事務連絡を発出した。

さらに、アダルトビデオ出演被害に対して政府一体となって強力に取り組んでいくため、令和4（2022）年3月31日、当該問題に関する関係府省対策会議（局長級）において、アダルトビデオ出演被害に係る緊急対策パッケージを取りまとめた。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】

- 子供に対する性的な暴力根絶に向けて教育・学

¹ 文部科学省が平成30（2018）年度から教員採用権者（都道府県・指定都市教育委員会、国立・私立学校の設置者等）に提供している、官報に公告された教員免許状の失効の事由、失効年月日等の失効情報を検索できるツール。

習、積極的な広報啓発を実施している。特に、コミュニティサイトやSNS等を通じた性犯罪・性暴力の当事者にならないための教育・学習、啓発活動、子供及び保護者のメディア・リテラシーの向上等の充実を図っている。内閣府では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。平成29年6月23日一部改正）及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」（令和3年6月子ども・若者育成支援推進本部決定。以下「第5次青少年インターネット環境整備基本計画」という。）に基づき、子供がインターネットを上手に、安全に使うスキルを習得するため、中高生の子供を持つ保護者向けのリーフレットを作成し、都道府県等の関係機関に配布するとともに、内閣府ホームページに掲載するなど、子供及び保護者のメディア・リテラシーの向上に努めている。また、7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」において、「ペアレンタルコントロール等によるインターネット利用に係る子供の犯罪被害等の防止」を最重点課題に掲げ、関係省庁、地方公共団体、関係団体等の協力を得て、青少年の非行・被害防止のための国民運動を展開した。

総務省は、関係省庁と連携の下、性や暴力に関するインターネット上の有害な情報から青少年を保護し、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、フィルタリングの普及促進やインターネットの適切な利用等に関する啓発活動等を行っている。

具体的には、子供たちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での出前講座（e-ネットキャラバン）や保護者及び教職員向けの上位講座（e-ネットキャラバンplus）を、情報通信分野等の企業・団体や文部科学省と協力して全国で開催した（令和3（2021）年度は全国2,559箇所で開催）。

また、専門家からのヒアリングを通じて、インターネットに係る実際に起きた最新のトラブル事例を踏まえ、その予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を平成21（2009）年度より毎年内容を更新して公表し、普及を図ってい

る。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省】

- 法務省の人権擁護機関では、順次、SNSを活用した人権相談体制の整備を進めている。【法務省】

第4節

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- 令和3（2021）年3月、男女共同参画会議の下に置かれた女性に対する暴力に関する専門調査会において取りまとめられた「DV対策の今後の在り方」において、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）の附則により、検討を加え必要な措置を講ずることとされている「通報の対象となるDVの形態、保護命令の申立てをすることができるDV被害者の範囲の拡大」や「DV加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方」等について見直しの方向性が示されたことを踏まえ、同年8月、同専門調査会の下に、配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ（WG）を立ち上げ、令和3（2021）年度中9回にわたり開催した。同WGにおいて、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）の見直しに向けた法制面及び同法の運用といった実務面から検討を行い、報告書素案（中間報告）「DV対策の抜本的強化に向けて（仮題）」を取りまとめ、令和3（2021）年12月には同専門調査会に報告した。

また、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に係る施策を抜本的に強化するため、令和4（2022）年1月、野田聖子内閣府特命担当大臣（男女共同参画）を議長とするDV対策抜本強化局長級会議等を立ち上げ、被害者の生活再建に係る手続負担の軽減を含めた配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に係る施策について抜本的な強化を図ることとした。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

- 内閣府では、配偶者暴力相談支援センター長、地方公共団体の支援センター主管課等の行政職員及び地方公共団体の支援センター、児童相談所並びに民間シェルター等において相談支援業務に携

わる官民の相談員等の関係者を対象として、相談対応の質の向上及び被害者や被害親子に対する支援における官官・官民連携強化のために必要な知識の習得機会を提供するため、オンライン研修教材を作成し提供している。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)】

- DVと児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、DV対応と児童虐待対応との連携強化に向けた取組を推進している。【内閣府(男女共同参画局)、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省】

- 内閣府では、令和2(2020)年度から、民間シェルター等と連携してDV被害者支援等を進める都道府県等に交付金を交付し、効果検証等を行っている。令和3(2021)年度は、計26自治体(57団体)に交付金を交付決定した。

被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしている。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図っている。【内閣府(男女共同参画局)、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省】

- 内閣府では、令和2(2020)年10月から、最寄りの配偶者暴力相談支援センター等につながるDV相談ナビに、全国共通短縮番号「#8008(はれれば)」を導入し、相談窓口の更なる周知を図っている。また、令和2(2020)年4月から、DV相談プラスを開設して、多様なニーズに対応できるよう、電話相談対応(24時間)、SNS・メール相談、WEB面談対応、10の外国語での相談対応を行うとともに、各地域の民間支援団体とも連携し、必要な場合には、同行支援なども行うこととしている。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)、厚生労働省】

- 内閣府では、内閣府のホームページ、メールマガジン、SNS(Twitter、Facebook)等を通じて、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ情報の提供をしている。具体的には、配偶者からの暴力の被害者の支援機関である全国の配偶者暴力相談センターの連絡先のほか、配偶者からの暴力の相談窓口である「DV相談ナビ」や「DV相談

プラス」の連絡先等を周知している。【内閣府(男女共同参画局)、警察庁、法務省、厚生労働省】

- 内閣府では、DVに関する相談件数の増減の傾向を把握するため、毎月、各都道府県の配偶者暴力相談支援センター及びDV相談プラスにおける相談件数を集計し、公表している。令和3(2021)年度は、毎月1万4,000~1万6,000件程度の相談が寄せられており、概ね前年度から横ばいで推移している(令和3(2021)年4月~翌年1月の暫定値:14万9,506件)。【内閣府(男女共同参画局)】

- 婦人相談所において、被害者の安全の確保や心身の健康回復を十分に行うとともに、民間シェルター等の積極的活用等による適切かつ効果的な一時保護を実施する。また、婦人相談所一時保護所や婦人保護施設において、被害者に対する心理的ケアや自立に向けた支援、同伴児童への学習支援を推進している。【厚生労働省】

- 被害者は身体的に傷害を受けたり、PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の疾患を抱えることが多いことから、配偶者暴力相談支援センターにおいて、事案に応じて、医師、相談・保護に関わる職員が連携して、医学的又は心理的な援助を行っている。

厚生労働省では、職務関係者に対する研修の充実等により、被害者に対する適切な支援を行うための人材育成を促進している。【内閣府(男女共同参画局)、厚生労働省、関係府省】

- 被害者は複合的な困難を抱えたり生活困窮に陥ることがあるため、配偶者暴力相談支援センター等において、関係機関や民間シェルター等とも連携しつつ、被害者への中長期的な支援として、就業の促進、住宅の確保、医療保険・国民年金の手続、同居する子供の就学、住民基本台帳の閲覧等の制限等に関する制度の利用等の情報提供及び助言を行っている。また、事案に応じて当該関係機関や民間シェルター等と連携して対応に当たるなど、被害者の自立を支援するための施策等について一層促進している。【内閣府(男女共同参画局)、厚生労働省、関係府省】

- 国土交通省では、被害者の住居の安定の確保のため、地域の実情を踏まえた事業主体の判断による公営住宅への優先入居や目的外使用の実施を促

進んでいる。【国土交通省】

- 内閣府においては、配偶者等からの暴力事案の被害者に対する支援の一環として、令和2（2020）年度から、地域の民間団体と連携して試行的に加害者プログラムを実施している。令和3（2021）年度には、自治体を3自治体に増やして試行実施し、その検証結果を踏まえ、地方公共団体で活用可能な「試行のための留意事項」を令和4（2022）年5月に策定した。被害者支援の一環として、加害者の暴力を抑止するための地域社会内でのプログラムについて、試行実施を進め、地方公共団体において民間団体と連携してプログラムを実施するための留意事項の整理など本格実施に向けた検討を行っている。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】
- 厚生労働省では、DVや児童虐待の関係機関相互の連携体制の強化を図り、支援の充実に資することを目的として、各機関の連携方法について事例収集、分析等を通じて、DV・児童虐待を包括的にアセスメントするためのツール・ガイドラインを作成し、周知を行った。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省、関係府省】
- 内閣府では、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等について調査を実施し、交際相手からの暴力の相談件数の把握を行った。令和2（2020）年度の交際相手からの暴力の相談件数は、2,933件であり、令和元（2019）年度の3,120件と比べると、ほぼ横ばいで推移している。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省】
- 非同棲交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）については、令和2（2020）年度に作成した「生命（いのち）の安全教育」の中学生以上の教材の中で取り上げているところであり、教育・学習、若年層に対する予防啓発の充実を図っている。また、今年度、文部科学省において、生命の安全教育の教材や指導の手引きを活用したモデル事業を実施した。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省】

第5節 ストーカー事案への対策の推進

- 内閣府では、配偶者暴力相談支援センター長、地方公共団体の支援センター主管課等の行政職員及び地方公共団体の支援センター、児童相談所並びに民間シェルター等において相談支援業務に携わる官民の相談員等の関係者を対象として、相談対応の質の向上及び被害者や被害親子に対する支援における官官・官民連携強化のために必要な知識の習得機会を提供するため、オンライン研修教材を作成した。（再掲）

ストーカー行為は事態が急展開して重大事案に発展するおそれ大きいものであることを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、効果的な被害者支援及び被害の防止に関する広報啓発を推進している。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省】
- 内閣府では、令和2（2020）年度から、民間シェルター等と連携してDV被害者支援等を進める都道府県等に交付金を交付し、効果検証等を行っている。令和3（2021）年度は、計26自治体（57団体）に交付金を交付決定した。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】
- 緊急時における被害者の適切かつ効果的な一時保護を実施するとともに、避難のための民間施設における滞在支援等を行うなど、被害者等の安全確保のための取組を促進するとともに、自立支援を含む中長期的な支援を推進している。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、国土交通省】
- 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしている。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図っている。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】
- 文部科学省では、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して

周知するための学習・参加型のシンポジウムの開催や児童生徒向けの啓発資料の作成・配布等を実施した。

総務省では、関係省庁と連携の下、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、インターネットの適切な利用等に関する啓発活動等を行っている。

具体的には、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での出前講座（e-ネットキャラバン）を情報通信分野等の企業・団体や文部科学省と協力して全国で開催した（令和3（2021）年度は全国2,559箇所で開催）。また、インターネットに係る実際に起きた最新のトラブル事例を踏まえ、その予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を平成21（2009）年度より毎年内容を更新して公表し、普及を図っている。

（再掲）【内閣府（男女共同参画局）、総務省、文部科学省、関係府省】

- ストーカー事案に係る相談・支援窓口や事案対処の方法について、広報啓発を推進している。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省】
- 加害者に対する迅速・的確な対応を徹底するとともに、関係機関が適切に連携を図りながら、様々な段階での加害者に対する更生のための働きかけ、受刑者等に対するストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施・充実、ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチ等、加害者更生に係る取組を推進している。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、関係府省】
- 厚生労働省では、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究を実施している。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、厚生労働省、関係府省】

第6節

セクシュアルハラスメント防止対策の推進

- 職場におけるセクシュアルハラスメントは個人としての尊厳や人格を不当に傷つける、決してあってはならない行為である。厚生労働省では、改正された男女雇用機会均等法及びこれに基づく

指針について、事業主が講ずべき措置の内容だけでなく、就職活動中の学生等への対応も含めた望ましい取組の内容を含めて周知を行うとともに、外部相談窓口の活用も含めた有効な相談体制の整備等により、雇用の場における防止対策を推進している。あわせて、セクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病した場合は、労災保険の対象になる場合があることの周知徹底を図っている。【厚生労働省】

- 国家公務員については、内閣官房内閣人事局及び各府省では、人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）に基づき、幹部職員も含めた研修、周知啓発等の防止対策や、行為職員に対する厳正な対処、外部相談窓口の適切な運用等の救済措置により組織的、効果的に推進している。人事院では、一般職国家公務員について、人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）に基づき、セクシュアルハラスメントの防止等の対策を講じている。「国家公務員ハラスメント防止週間」（毎年12月4日から同月10日まで）を定め、職員の意識啓発等を図る講演会を開催したほか、セクシュアルハラスメント防止等についての認識を深め、各府省における施策の充実を図るため、各府省担当者会議を開催するとともに、ハラスメント相談員を育成するセミナーを実施した。【内閣官房、全府省、（人事院）】
- 文部科学省では、国公立学校等に対して、セクシュアルハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、セクシュアルハラスメントの防止等の周知徹底を行っている。【文部科学省】
- 文部科学省では、教職員や部活動関係者等の教育関係者への研修等による服務規律の徹底、被害者である児童生徒等、更にはその保護者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備、被害者の精神的ケアのための体制整備等の推進を促している。また、被害の未然防止のための児童生徒、教職員等に対する啓発・教育の実施を促進している。【文部科学省】
- 文部科学省では、研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクシュアルハラスメントの予防のための取組や被害者の精神的ケアのための体制整備等を促進している。【文部科学省、

厚生労働省、関係府省】

- 厚生労働省では、性的指向・性自認（性同一性）に関するハラスメント防止に取り組むとともに、性的マイノリティに関する企業の取組事例の周知等を通じて、企業や労働者の性的指向・性自認（性同一性）についての理解を促進している。（再掲）
【厚生労働省】

第7節 人身取引対策の推進

- 内閣官房、警察及び法務省では、出入国在留管理庁の各種手続等において認知した人身取引（性的サービスや労働の強要等）被害者等に関する情報や警察における風俗営業等に対する立入調査や取締り等あらゆる警察活動を通じて得られた情報とともに、各国の在京大使館、NGO関係者、弁護士等からの情報提供を通じて得られた情報を、関係行政機関において共有し、人身取引被害の発生状況、国内外のブローカー組織の現状等の把握・分析に努めている。【内閣官房、警察庁、法務省、関係府省】
- 内閣府では、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、一般社団法人日本旅行業協会、国際移住機関（IOM）、その他の関係機関等に配布するとともに、我が国における人身取引の実態、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護に係る取組に関するSNS等による広報を実施し、被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼びかけた。また、人身取引の需要者を対象としたポスター、リーフレット及び動画を作成し、交通広告やSNSを始めとした広報啓発を行った。ポスター等においては、人身取引が重大な犯罪であること、事例を挙げて法律違反となり刑罰が科せられる可能性があること、具体的な法定刑、国の内外を問わず処罰の対象であること等を明記しているほか、「あなたの身近な人の行為は人身取引かもしれません。加害者や被害者らしい人を見かけた場合は、最寄りの警察署や地方出入国在留管理局に連絡してください。」等と呼び掛けている。
警察庁では、人身取引被害の警察等への連絡を

呼び掛けるリーフレットを多言語で作成し、人身取引被害者等の目に触れやすいところへの配布・国際空港におけるデジタルサイネージによる放映を行うとともに、NGOと意見交換しながら人身取引の実態を分かりやすく示した資料を作成し、警察庁ウェブサイトに掲載するなど、被害を受けていることを自覚していない、又は被害を訴えることができずにいる潜在的な被害者に対し、被害の申告先や相談窓口の周知を図った。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、外務省、厚生労働省】

- 令和4（2022）年2月、人身取引対策関連法令執行タスクフォースにおいて「人身取引取締りマニュアル」を改定した。同タスクフォースによる関係行政機関の連携強化、同マニュアルの活用等を通じて、関係機関の職員が認識を共有し、緊密な連携の下、人身取引事犯並びに売春事犯及び風俗関係事犯等の人身取引関連事犯の取締り及び厳正な対処の徹底を図っている。【内閣官房、警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省】
- 内閣府では、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、人身取引を含む女性に対する暴力の根絶を図るため、地方公共団体を始め広く関係団体と連携して広報啓発を実施するほか、関係行政機関が協調して、人身取引に対する政府の取組等について、ポスター・パンフレットの作成、ホームページへの掲載等を通じて、国民に対して情報提供を行い、広く問題意識の共有を図るとともに協力の確保に努めた。
【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】

第8節 インターネット上の女性に対する暴力等への対応

- インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、インターネットの安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進している。
内閣府では、第5次青少年インターネット環境整備基本計画に基づき、青少年がインターネットの利用に起因する犯罪やトラブルに巻き込まれる

ことを防止し、スマートフォンやSNS等を安全・安心に利用できるよう、関係省庁、地方自治体、関係団体等と連携、協力して、青少年が初めて自分のスマートフォン等を手にする時期でもある卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置いた啓発活動「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を実施している。また、地域が自立的・継続的に青少年のインターネット利用環境づくりを実施できるようにするための連携体制を構築することを目的とした「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を栃木県、群馬県、大阪府において開催した。

総務省は、関係省庁と連携の下、性や暴力に関するインターネット上の有害な情報から青少年を保護し、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、フィルタリングの普及促進やインターネットの適切な利用等に関する啓発活動等を行っている。

具体的には、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での出前講座（e-ネットキャラバン）や保護者及び教職員向けの上位講座（e-ネットキャラバンplus）を、情報通信分野等の企業・団体や文部科学省と協力して全国で開催した（令和3（2021）年度は全国2,559箇所で開催）。また、インターネットに係る実際に起きた最新のトラブル事例を踏まえ、その予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を平成21（2009）年度より毎年内容を更新して公表し、普及を図っている。（再掲）

文部科学省では、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するための学習・参加型のシンポジウムの開催や児童生徒向けの啓発資料の作成・配布等を実施した。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省】

- リベンジポルノやいわゆるディープフェイクポルノ等に関し、事案に応じて各種法令を適用することにより、違法行為に対して厳正に対処する。また、プロバイダ等の事業者と連携し、公表された私事性的画像記録の流通・閲覧防止を図るほか、とりわけ、若年層に対する教育・学習の充実を図っている。

総務省は、関係省庁と連携の下、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、インターネットの適切な利用等に関する啓発活動等を行っている。

具体的には、子供たちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での出前講座（e-ネットキャラバン）を、情報通信分野等の企業・団体や文部科学省と協力して全国で開催した（令和3（2021）年度は全国2,559箇所で開催）。また、インターネットに係る実際に起きた最新のトラブル事例を踏まえ、その予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を平成21（2009）年度より毎年内容を更新して公表し、普及を図っている。これらの施策の中で、自画撮りに関する予防策等を啓発した。（再掲）【警察庁、総務省、法務省、文部科学省】

- インターネット上の児童ポルノ画像や人を著しく羞恥させ、又は不安を覚えさせるような方法で、衣服等で覆われている内側の人の身体又は下着を盗撮した画像等の流通防止対策を推進している。また、インターネット・サービス・プロバイダによるブロック等などの自主的な取組を引き続き支援し、児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進している。【警察庁、総務省、経済産業省】

第9節 売買春への対策の推進

- 売買春に係る要保護女子に対しては、様々な支援を必要とする女性であるという観点から、関係機関における連携を促進し、総合的な支援の充実を図るとともに、売買春の被害に遭うおそれのある若年層の女性を早期に発見し、福祉等の支援につなぐことができるアウトリーチ機能を持った民間団体と協力し、福祉による生活支援や宿所の提供、自立支援など、売春を未然に防ぐための施策を推進している。

警察では、支援を必要としている女性に対し、公的機関や民間団体が実施する支援内容等の情報提供を行い、支援を希望する者について関係機関につなぐなどの取組を始めている。【警察庁、厚生労働省】

- 警察では、関係法令の厳正かつ適切な運用を行い、取締りを強化しており、出会い系サイト等を利用した売春あっせん組織を摘発するなどしている。売春防止法（昭和31年法律第118号）の見直しを含めて検討を行っている。【警察庁、法務省、厚生労働省】
- 売買春の防止に向けた広報啓発及び教育・学習

の充実を図った。また、令和3（2021）年度から毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開した。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）、法務省、文部科学省、厚生労働省】

第6分野

男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

第1節 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

ア 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組

- 男女の均等な機会及び待遇の確保の徹底、男女間の賃金格差の解消、女性の就業継続や再就職の支援、女性に対する各種ハラスメントの防止、カエル！ジャパンキャンペーンの推進やメールマガジン「カエル！ジャパン通信」の発行等によるワーク・ライフ・バランスの推進等に向けた取組を行っている。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省】
- 厚生労働省では、令和4（2022）年10月及び令和6（2024）年10月に予定されている短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に向けて、周知・専門家活用支援事業等を実施し、企業・従業員の双方に改正内容と意義が理解されるよう、周知・広報を行っている。【厚生労働省】
- 配偶者等からの暴力の被害者に対する支援においては、女性に対する暴力が貧困や様々な困難につながる場合もあることに留意し、就業による自立支援に加え、日常生活の自立や社会的な自立等の支援を、幅広いネットワークによって切れ目なく実施している。【内閣府（男女共同参画局）、法務省、厚生労働省、国土交通省、関係府省】
- 困難を抱える者の課題は、経済的困窮を始めとして、就労活動困難、病気、住まいの不安定、家庭の課題、メンタルヘルス、家計管理の課題、就

労定着困難、債務問題など多岐にわたり、こうした課題を複数抱える者が存在する。これを踏まえ、厚生労働省では、複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じ、包括的な支援を行いその自立を促進するため、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく相談支援、就労支援、多様な就労機会の提供、居住確保支援、家計相談支援等を実施している。【厚生労働省】

イ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり

- 厚生労働省では、ひとり親家庭の実情に応じ、マザーズハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター等において、ひとり親を含む子育て中の女性等に対するきめ細かな就職支援を実施している。また、ひとり親家庭の親等の就労支援に資する職業訓練や各種雇用関係助成金の活用を推進している。さらに、就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の親に対する給付金等の支給を実施している。加えて、企業に対して、ひとり親の優先的な雇用について協力を要請し、助成金を通じて企業の取組を支援するとともに、マザーズハローワーク等において、協力企業に関する情報を提供している。【厚生労働省】
- ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、以下の取組を含めた総合的な支援を展開している。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省、国土交通省】

- ・ 国土交通省では、ひとり親世帯や住宅困窮度の高い子育て世帯に対し、公営住宅への優先入居や、民間賃貸住宅を活用したセーフティネット登録住宅の推進、登録住宅の改修、入居者負担の軽減、居住支援等への支援を通じ、住まいの確保を支援している。
- ・ 厚生労働省では、ひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得支援や学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進している。
- ・ 厚生労働省では、児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けにより経済的な支援を実施するとともに、引き続き支給要件の周知等を図っている。
- ・ 内閣府では、デジタル化社会到来の中で、女性が経済的に自立できるよう、女性デジタル人材の育成など、多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて地方公共団体が行う取組を、地域女性活躍推進交付金により支援した。
- 厚生労働省では、ひとり親家庭を対象とした様々な支援情報を提供している。また、ひとり親家庭の相談窓口において、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制を整備している。【厚生労働省】
- 養育費の取決め等を促進するため、以下の取組を実施している。【法務省、厚生労働省】
 - ・ 法務省では養育費の重要性に関する動画の配信やパンフレット（養育費等に関するQ&Aのほか、合意書のひな形及び記入例などを掲載）の各市町村への配布等による効果的な周知・啓発を行った。また、離婚届書に養育費等の取決めの有無をチェックする欄（公正証書かそれ以外かの区別あり。）を加えた。さらに、養育費の確保等に関する実効性の高い法的支援・解決の在り方等について分析を行うため、地方自治体と連携したモデル事業による実証的な調査研究を実施している。第三者から債務者の財産に関する情報を取得する手続を新設するなどした民事執行法（昭和54年法律第4号）の改正法による全ての手続が、令和3（2021）年5月から利用可能となったため、関係機関等への周知をしている。これに加えて、改正法の附帯決議を踏まえ、公的機関による養育費の請求権の履行の確保に関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査を行った。また、経済的に余裕のない者でもこれらの手続を円滑に利用できるようにするため、法律相談援助や弁護士・司法書士費用等の立替えを行う日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助について、関係機関等への周知に努めた。面会交流に関する支援を行っている民間団体や個人向けの参考指針や、それらの団体・個人の一覧表を作成して公表した。子供の最善の利益を図る観点から、養育費制度の見直しを含め、父母の離婚に伴う子の養育の在り方について、引き続き必要な検討を進めている。
 - ・ 厚生労働省では、養育費等相談支援センターや地方自治体における養育費の相談支援について、多様な方法での提供や、身近な地域での伴走型の支援、専門的な相談を更に充実・強化するとともに、離婚前後親支援モデル事業を拡充し、弁護士等による支援を含めた離婚前からの親支援の充実や、関係部署の連携強化を含めた地方自治体の先駆的な取組への支援を実施している。
 - 家庭の経済状況等によって子供の進学機会や学力・意欲の差が生じないように、以下の取組を推進している。【文部科学省、厚生労働省】
 - ・ 生活困窮世帯等に対する学習支援や進路選択に関する相談等の支援のほか、子供や保護者の居場所づくりや生活に関する支援
 - ・ 学校におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置の充実を図るとともに、地域全体で子供の成長を支える地域学校協働活動の一環として、全ての小・中・高校生を対象とした地域住民等の協力による放課後等の学習支援・体験活動を推進
 - ・ 高校中退を防止するため高等学校における指導・相談体制の充実を図るとともに、高校中退者等を対象とした学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体の取組の支援等
 - ・ 教育費に係る経済的負担の軽減
 - 文部科学省では、誰もが、家庭の経済事情に左右されることなく、希望する質の高い教育を

受けることができるよう、教育の無償化・負担軽減に向けた取組を行っている。

例えば、初等中等教育段階における取組として、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、各市町村において行われる学用品費の支給等の就学援助事業に対する助成を行い、予算単価の増額など制度の充実を図っている。

後期中等教育段階における取組として、授業料を支援する「高等学校等就学支援金」を支給しており、令和3（2021）年度においては、令和2（2020）年度に実現した私立高等学校授業料の実質無償化を着実に実施した。

また、低所得世帯（生活保護受給世帯・住民税非課税世帯）を対象に授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」については、給付額の増額を行った。

高等教育段階における取組として、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき、令和2（2020）年4月から、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等を対象として、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校における「高等教育の修学支援新制度」（授業料等減免・給付型奨学金）を開始し、引き続き着実に実施した。また、平成29（2017）年度には無利子奨学金について、貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を実現し、引き続き貸与を実施した。大学院生に対しては、給与型の経済的支援として、ティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）の業務に対する給与を各大学が自主的に支給している。

・ ひとり親家庭の親子への相談支援等

- 内閣府では、子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元（2019）年11月閣議決定）に基づき、官公民の連携・協働プロジェクトとして「子供の未来応援国民運動」を展開している。具体的には、草の根で子供たちに寄り添った活動を行うNPO等の支援団体と、その活動を支援する意思と資源を持つ企業等とのマッチングの促進、民間資金を活用した「子供の未来応援基金」によるNPO等の支援団体に対する活動資金の支援等が挙げられ

る。本基金については、令和3（2021）年度末時点で約17億1,200万円の寄付が寄せられ、令和3（2021）年度には、申請のあった515団体から133団体を審査・選定し、令和4（2022）年4月から実施される活動を支援することが決定された。また、コロナ下において、より深刻となった貧困世帯の子供を支援するとともに、子供が孤独・孤立に陥らないようにするため、子ども食堂や学習支援といった子供の居場所づくりをNPO等への委託等により整備する地方公共団体に対して、「地域子供の未来応援交付金」の補助率を最大10分の10に引き上げ、緊急支援を行った。【内閣府】

- 厚生労働省では、令和3（2021）年、「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」（令和3年3月16日新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議決定）に基づき、高等職業訓練促進給付金の要件の緩和等や償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付の創設による、ひとり親家庭の自立へ向けた支援を行っている。【厚生労働省】

ウ 子供・若者の自立に向けた力を高める取組

- 社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、キャリア教育・職業教育を体系的に充実させている。進路や就職に関する指導も含め、男女共に経済的に自立していくことの重要性について伝えるとともに、自らの学びのプロセスを記述し振り返ることができる教材「キャリア・パスポート」の効果的な活用等を通じて、女性が、長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるような教育を推進している。【文部科学省】
- 若者が充実した職業人生を歩んでいけるよう、就業等の実態を男女別等きめ細かく把握し、新規学校卒業者への支援、中途退学者や未就職卒業者への対応、フリーターを含む非正規雇用で働く若者への支援等を行っている。【文部科学省、厚生労働省】
- ニート、ひきこもり等、困難を有する子供・若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう、子ども・若者総合相談センター、地域若者サポー

トステーション、ひきこもり地域支援センター等において、多様な主体間の連携により、複数の支援を組み合わせるなど、地域の実情に合った切れ目のない支援を行っている。また、高校中退者等を対象に、地域資源を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する地方公共団体の取組の支援を実施した。【内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

- 厚生労働省及び文部科学省では、令和3(2021)年3月に「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げ、同プロジェクトチームにおいて、ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげる方策について検討を行い、同年5月に今後取り組むべき施策をとりまとめた。当該とりまとめ報告を踏まえ、多機関連携によるヤングケアラーの支援の在り方に関する調査研究等の実施、広報啓発のためのシンポジウムの開催を行うとともに、ヤングケアラー支援に向け必要な措置を講じた。【厚生労働省、文部科学省】

第2節

高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

ア 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

- 厚生労働省では、高齢期の女性の貧困について、「年金生活者支援給付金制度」²などを活用し、低年金・無年金者問題に対応している。また、高齢期に達する以前の女性が老後の生活の備えを十分にできるよう、男女共同参画の視点から施策の検討を行い、あらゆる分野で着実に推進している。【内閣府(男女共同参画局)、厚生労働省、関係府省】
- 厚生労働省では、年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けた、65歳までの高年齢者雇用確保措置・70歳までの高年齢者就業確保措置の着実・円滑な実施のため、継続雇用延長・定年引上げ等に係る助成金の支給等による事業主への支援を実施しているほか、全国300か所に設置されている生涯現役支援窓口における高年齢求職者の再就職支援、シルバー人材センターを通じた多様な就業機会の確保や、地域ニーズを踏まえた働く場を創出し、雇用を継続していくことが可能なモデルづくり及び他の地域への展開等を通じた多様な雇用・就業機会の提供等を行っている。こうした施策を通じ、高齢男女の就業を促進するとともに、能力開発のための支援を行っている。【厚生労働省】
- 「健康寿命延伸プラン」(令和元年5月2040年を展望した社会保障・働き方改革本部策定)に基づき、男女共に健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)の延伸を実現するため、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成、疾病予防・重症化予防、介護予防・フレイル対策、認知症予防等を中心に取組を推進している【厚生労働省、経済産業省】
- 厚生労働省では、医療・介護保険制度については、効率化・重点化に取り組みながら質の高いサービスの充実を図っている。【厚生労働省、関係府省】
- 認知症や一人暮らしの高齢者が、社会から孤立することなく、住み慣れた地域の中で、自分らしく暮らし続けられるよう、「認知症施策推進大綱」(令和元年認知症施策推進関係閣僚会議とりまとめ)に基づく取組を進めるとともに、住民等を中心とした地域の支え合いの仕組みづくりを促進している。【厚生労働省、関係府省】
- 厚生労働省では、高齢者が他の世代と共に社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、高齢者の多様な学習機会の提供及び社会参加の取組を促進している。【文部科学省、厚生労働省、関係府省】
- 安定した住生活の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化等、高齢者を取り巻く環境の整備等を推進している。【内閣府、警察庁、国土交通省、関係府省】
- 企業等による、高齢者のニーズや、事故防止や安全対策等の社会課題に合致した機器やサービス、その効果的な活用方法の開発等を支援している。経済産業省では、高齢者や障害者等の自立を

² 令和元(2019)年10月施行。

支援し、介護者の負担軽減を図るため、福祉用具の開発及び実用化を支援した。【総務省、厚生労働省、経済産業省、関係府省】

- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）等を踏まえ、都道府県や市町村に対する支援等を通じ、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応、再発防止が図られるよう取組を推進している。【厚生労働省、関係府省】
- 消費者庁では、消費生活上特に配慮を要する消費者である高齢者や障害者の消費者被害の防止のため、消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づく消費者安全確保地域協議会が構築されるよう、地方公共団体に対する働きかけ等を実施しているほか、高齢者団体、障害者団体及び行政機関等を構成員とする「高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」を開催し、消費者トラブルの情報共有や悪質商法の新たな手口及び対処の方法の情報提供等により、地域の実情に応じた実効性ある見守り活動の実施促進を図っている。また、令和3（2021）年10月1日、厚生労働省と消費者庁の連名で、地方公共団体への通知「重層的支援体制整備事業と消費者安全確保地域協議会制度との連携について」を送付し、地域における福祉部局と消費者部局とのさらなる連携の重要性を示した。さらに、独立行政法人国民生活センターでは、高齢者やその周りの人々に悪質商法の手口やワンポイントアドバイス等をメールマガジンや同センターホームページで伝える「見守り新鮮情報」を発行するとともに、高齢者の悪質商法被害や商品等に係る事故に関する注意情報及び相談機関の情報等を、報道機関への情報提供等の多様な手段を用いて周知を図っている。【消費者庁、関係府省】
- 上記のほか、「高齢社会対策大綱」（平成30年閣議決定）に基づき必要な取組を推進している。【内閣府、関係府省】

イ 障害者が安心して暮らせる環境の整備

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）等を踏まえ、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられること

なく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を推進している。また、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とする改正法が、令和3（2021）年6月に公布された。【内閣府、関係府省】

- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）等を踏まえ障害者虐待防止の取組を進めている。【厚生労働省、関係府省】
- 消費者庁では、消費生活上特に配慮を要する消費者である高齢者や障害者の消費者被害の防止のため、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会が構築されるよう、地方公共団体に対する働きかけ等を実施しているほか、高齢者団体、障害者団体及び行政機関等を構成員とする「高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」を開催し、消費者トラブルの情報共有や悪質商法の新たな手口及び対処の方法の情報提供等により、地域の実情に応じた実効性ある見守り活動の実施促進を図っている。また、令和3（2021）年10月1日、厚生労働省と消費者庁の連名で、地方公共団体への通知「重層的支援体制整備事業と消費者安全確保地域協議会制度との連携について」を送付し、地域における福祉部局と消費者部局とのさらなる連携の重要性を示した。（再掲）さらに、独立行政法人国民生活センターでは、障害のある人やその周りの人々に悪質商法の手口等の情報提供を行っている。また、最新の消費生活情報をコンパクトにまとめた「くらしの豆知識」の発行に当たってはカラーユニバーサルデザイン認証を取得し、デイジー版（デジタル録音図書）を作成し、全国の消費生活センター、消費者団体及び全国の点字図書館等に配布しているほか、国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスにも登録している。【消費者庁、関係府省】
- 国土交通省では、障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進している。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づき、高齢者、障害者等が道路を安全に横断できるよう、音響により信号表示の状況を知らせる音響信号

機、視覚障害者等の安全な交差点の横断を支援する歩行者等支援情報通信システム（高度化PICSを含む。）、信号表示面に青時間までの待ち時間及び青時間の残り時間を表示する経過時間表示機能付き歩行者用灯器、歩行者・自転車と車両が通行する時間を分離して交通事故を防止する歩車分離式信号等のバリアフリー対応型信号機の整備を推進した。また、標識板を大きくする、自動車の前照灯の光に反射しやすい素材を用いるなどして見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備や横断歩道上における視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるエスコートゾーンの整備を推進している。【内閣府、警察庁、国土交通省、関係府省】

- 厚生労働省では、障害者が個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、自立生活援助、就労定着支援などの障害福祉サービス等の充実を図り、障害者の地域における生活を総合的に支援している。【厚生労働省】
- 厚生労働省では、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）や障害者雇用対策基本方針（令和元年厚生労働省告示第197号）等を踏まえた就労支援を行っている。【厚生労働省】
- 上記のほか、障害のある女性は、それぞれの障害の種別ごとの特性、状態により様々な支援が必要であることに加えて、女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、「障害者基本計画（第4次）」（平成30年閣議決定）に基づき、防災・防犯等の推進、自立した生活の支援・意思決定支援の推進、保健・医療の推進等の分野における施策を総合的に推進している。また、「障害者の権利に関する条約」第31条等の趣旨を踏まえ、障害者の実態調査等を通じて、障害者の状況等に関する情報・データの収集・分析を行うとともに、障害者の性別等の観点に留意しつつ、その充実を図っている。【内閣府、外務省、関係府省】

ウ 外国人が安心して暮らせる環境の整備

- 外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性で

あることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、以下の取組を含めた多文化共生施策を総合的に推進している。【総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、関係府省】

- ・ 日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、各種の手續・法令・制度等についての多言語での情報提供や、よりきめ細かな対応を可能とする相談体制の整備、外国人の子供への支援等を進めている。

また、我が国に居住する外国人が安心・安全に生活するために必要な日本語能力を習得し、日本社会の一員として円滑に生活を送ることができるよう、日本語教育の先進的取組に対する支援、日本語教室空白地域解消の推進、日本語教育人材の養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用や、都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりの推進を実施している。

- ・ 外国人が抱える様々な課題を的確に把握するために、専門家の意見等を踏まえつつ、在留外国人に対する基礎調査を実施するとともに、地方公共団体や外国人支援団体等幅広い関係者から意見を聴取し、共生施策の企画・立案に当たって活用することにより、日本人と外国人が安全に安心して暮らせる環境整備を進めている。
- ・ 法務省の人権擁護機関では、外国人に対する偏見や差別の解消を目指して、「外国人の人権を尊重しよう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を行っている。
- ・ 外国人居住の実情を踏まえつつ、行政情報や相談窓口の周知など、外国人が行政情報を適切に把握できるような環境整備を進めている。また、国の行政機関における相談窓口と地方公共団体等が運営する相談窓口の更なる連携を強化している。
- ・ 外国人受入環境整備交付金等により、地方公共団体による多言語での情報提供及び相談を行う一元的な相談窓口の設置・運営の取組を支援する。また、特に通訳人材の確保が難しい言語を中心として、一部の地方公共団体の行政窓口

- に対する通訳支援事案を試行的に実施している。
- 厚生労働省では、配偶者等からの暴力の被害者である在留外国人女性への支援について、人身取引及び配偶者からの暴力に関する専門的知識を持った母国語通訳者の養成等を含め、適切に支援している。【厚生労働省】
 - 内閣官房では、「人身取引対策行動計画2014」（平成26年犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいる。【内閣官房、関係府省】
 - 法務省の人権擁護機関では、日本語を自由に話すことの困難な外国人等からの人権相談については、全国の法務局に「外国人のための人権相談所」を設け、英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語の10言語による人権相談に対応している。
また、「外国語人権相談ダイヤル」及び「外国語インターネット人権相談受付窓口」を設けており、電話・インターネットでも上記と同様の10言語による人権相談を受け付けている。【法務省】

エ 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応

- 性的指向・性自認（性同一性）に関すること、

障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題（部落差別）に関すること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進めている。

また、学校教育において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）や同法に基づき定められた「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月閣議決定、平成23年4月一部変更）に沿って、その教育活動全体を通じ、人権尊重の意識を高めるための指導を進めており、一人一人を大切にする教育の推進を図った。社会教育では、社会教育主事の養成講習等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っている。法務省の人権擁護機関では、全国の法務局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置して相談体制の一層の強化を図っている。【内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

第7分野

生涯を通じた健康支援

第1節

生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

ア 包括的な健康支援のための体制の構築

- 厚生労働省では、女性の身体的・精神的な健康及び女性医療に関する調査・研究を進めているとともに、女性医療に関する普及啓発、医療体制整

備、女性の健康を脅かす社会的問題の解決を含めた包括的な健康支援施策を推進している。【厚生労働省】

- 文部科学省及び厚生労働省では、年代に応じて女性の健康に関する教育及び啓発を行っているとともに、女性の健康の増進に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な措置を講じ、女性が健康に関する各種の相談、助言又は指導を受けることができる体制を整備している。

【文部科学省、厚生労働省】

○ 女性の心身の特性に応じた保健医療サービスを専門的・総合的に提供する体制の整備、福祉等との連携（例：心身を害した女性を治療する医療施設と配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター、自立支援施設等との連携）等を推進している。内閣府では、令和2（2020）年度から、民間シェルター等と連携して先進的な取組を進める都道府県等に交付金を交付し、効果検証等を行うパイロット事業を実施している。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省】

○ 厚生労働省では、女性の心身に多大な影響を及ぼす暴力や貧困等の社会的要因と、女性の疾患や生活習慣との因果関係について調査を行っているとともに、月経関連疾患や更年期障害に対処するための医療者の関与の効果を検証しているなど、女性の生涯にわたる健康維持に向けた保健医療の在り方等に関する調査研究を推進している。その成果の普及啓発に当たっては、行動科学の専門家の知見も活用し、必要な層に必要な情報を効果的に届ける方法を検討している。

あわせて、子宮頸がん検診・乳がん検診の更なる受診率向上に向けた取組を行っている。また、がんを始めとする疾患について、治療と仕事を両立できる環境を整備している。【厚生労働省】

○ 予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性が、緊急避妊薬に関する専門の研修を受けた薬剤師による十分な説明の上、対面で服用すること等を条件に、処方箋なしに緊急避妊薬を適切に利用できるよう、薬の安全性を確保しつつ、当事者の目線に加え、幅広く健康支援の視野に立って検討している。なお、緊急避妊薬を必要とする女性には、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力が背景にある場合もある。そのような場合を含め、ワンストップ支援センターや医療機関等の関係機関を紹介する等の連携を図っている。また、義務教育段階も含め、年齢に応じた性に関する教育を推進している。さらに、性や妊娠に関し、助産師等の相談支援体制を強化している。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省、厚生労働省】

○ 女性の健康の包括的支援に必要な保健、医療、福祉、教育等に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図っているとともに、医学・看護学教育に

おいて女性特有の疾患に関する必要な知識や技術を有する医療職の養成を行っている。【文部科学省、厚生労働省】

○ 令和元（2019）年12月に施行された成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）に基づき、妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援の在り方の検討などを推進している。【厚生労働省】

○ 不適切養育などの成育歴や、生きづらさや社会的孤立などの背景を理由とした、覚醒剤・大麻等の使用者も認められるほか、向精神薬等を悪用した性被害も発生していることから、末端使用者への再使用防止対策及び社会復帰支援施策等並びに向精神薬等の監視・取締りを推進し、警察においては、令和3（2021）年中31件の向精神薬事犯を検挙した。【警察庁、法務省、厚生労働省】

○ 精神障害の労災認定件数が増加しているなどの状況を踏まえ、男女問わず、非正規雇用労働者を含む全労働者に対して、職場のメンタルヘルス対策等を通じた労働者の健康確保のための対策を講じている。ストレスチェック実施や産業医の配置が義務付けられていない中小事業所で働く労働者の健康確保についても、引き続き、支援施策等を推進する等、対策を講じている。【厚生労働省】

○ 月経、妊娠・出産、更年期等ライフイベントに起因する望まない離職等を防ぐため、企業や医療機関、自治体等が連携して、働く女性に対しフェムテックを活用したサポートサービスを提供する実証事業を実施し、令和3（2021）年度は20事業の支援を行った。【経済産業省】

○ 経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」問題が顕在化しており、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題となっていることを踏まえ、以下の取組を行った。

・ 地方公共団体が、女性への寄り添った相談支援の一環として行う生理用品の提供を、地域女性活躍推進交付金により支援した。【内閣府（男女共同参画局）】

・ 多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対し、地方公共団体がニーズに応じた支援を適切に行うための取組を支援する「地域子供の未来

応援交付金」により、子供たちと支援を結び付けるための必要な支援を実施しており、その中で、貧困家庭の子供への生理用品の提供を支援した。【内閣府】

これらの交付金について、文部科学省及び厚生労働省において、各学校や学校設置者、マザーズハローワーク、福祉事務所等における生理用品の提供に関する協力や関係部局の連携、適切な相談支援等を周知、要請した。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、文部科学省、厚生労働省】

- ・ 新型コロナウイルス感染症による女性の生活習慣等への影響を調べる調査の一環として、「生理の貧困」がもたらす健康影響について、令和3（2021）年度に調査を公表している。【厚生労働省】
- ・ 「生理の貧困」に係る取組の横展開に資するよう、令和3（2021）年5月及び7月に、防災備蓄や企業・住民からの寄付を活用した事例など、各地方公共団体における独自の取組を調査し、内閣府男女共同参画局ホームページなどで情報提供を行った。【内閣府（男女共同参画局）】
- ・ 小・中・高等学校等において生理用品の入手に困難が生じている児童生徒が判明した場合は、養護教諭やスクールソーシャルワーカー等が連携し、生活支援や福祉制度につないでいる。【文部科学省】

イ 妊娠・出産に対する支援

- 市町村による妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨や妊婦健診等の保健サービスの推進、出産育児一時金及び産前産後休業期間中の出産手当金、社会保険料免除などにより、妊娠・出産期の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図っている。【厚生労働省】
- 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、関係学会が作成した生殖医療ガイドラインで整理された有効性・安全性等を踏まえて検討を進め、人工授精等の「一般不妊治療」と、体外受精・顕微授精等の「生殖補助医療」について、保険適用を行った。同時に、保険適用の円滑な実施に向け、移行期の治療計画に支障が生じないよう、年度をまたぐ一回の治療を助成金の対象とする経過措置を講じている。【厚生労働省】
- 厚生労働省では、不妊治療や不育症治療に関する情報提供や相談体制を強化するため、不妊専門相談センター機能の拡充を図っている。【厚生労働省】
- 厚生労働省では、不妊治療について職場での理解を深め、男女がともに不妊治療と仕事を両立できる職場環境の整備を進めている。【厚生労働省】
- 国家公務員について、人事院では、令和3（2021）年12月、不妊治療のための休暇の新設等のための改正人事院規則等を公布・発出した（令和4（2022）年1月施行）。休暇の通称は「出生サポート休暇」とし、休暇を使用しやすくするため、施行に向けて、リーフレット、職員向けQ&A等を活用して周知啓発を行った。【（人事院）】
- 小児・AYA世代（Adolescent and Young Adult：思春期・若年成人）のがん患者等が、将来子どもを出産することができる可能性を温存するための妊孕性温存療法に対して、支援を行っている。【厚生労働省】
- 女性健康支援センターなどにおいて、予期せぬ妊娠に関する悩みに対し、専門相談員を配置するなどして相談体制を強化し、市町村や医療機関への同行支援や、学校や地域の関係機関とも連携している。特に、出産前後に配慮を要する場合や、暴力、貧困、孤立、障害等の困難を抱える場合においては、より手厚い支援を行えるようにしている。【厚生労働省】
- 令和3（2021）年3月に改正（適用は同年7月）された母性健康管理指導事項連絡カードの利用を促進し、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な母性健康管理の推進を図っている。また、改正された男女雇用機会均等法の着実な施行により、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止対策を推進している。【厚生労働省】
- 産後うつや早期発見など出産後の母子に対する適切な心身のケアを行うことができるよう、「子育て世代包括支援センター」等の関係機関と連携しつつ、地域の実情に応じ、産後ケア事業の全国展開や産前・産後サポートの実施を通じて、妊産婦等を支える地域の包括支援体制を構築している。出産・育児において、家族・親族の支援を得られにくい女性に対しても、手厚い支援を行って

いる。【厚生労働省】

- 厚生労働省では、産後うつリスクも踏まえ、いわゆるワンオペ育児による負担の軽減のため、男性の育児参画を促している。国土交通省では、公共交通機関、都市公園や公共性の高い建築物において、ベビーベッド付き男性トイレ等の整備等を推進するほか、子供連れの乗客等への配慮等を求めることにより、男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備を行っている。【厚生労働省、国土交通省】
- 国土交通省では、妊婦や子育てに温かい社会づくりに向けて、ベビーカーマークの普及促進を図っている。【国土交通省】
- 厚生労働省では、若手産婦人科医の女性割合の増加などに鑑み、医師の働き方改革による、産科医師の労働環境の改善をしつつ、安全で質が高い周産期医療体制の構築のための産科医療機関の集約化・重点化を推進している。【厚生労働省】
- 出生前診断等に関する法制度等の在り方について、多様な国民の意見を踏まえた上で検討が行われる必要があり、その議論に資するよう、必要に応じ実態の把握等を行った。【厚生労働省】
- 厚生労働省では、遺伝性疾患や薬が胎児へ与える影響などの最新情報に基づき、妊娠を希望している人や妊婦に対する相談体制を整備している。【厚生労働省】

ウ 年代ごとにおける取組の推進

(ア) 学童・思春期

- 学校・行政・地域・家庭が連携し、若年層に対して、以下の事項について、医学的・科学的な知識を基に、個人が自分の将来を考え、多様な希望を実現することができるよう、包括的な教育・普及啓発を実施しているとともに、相談体制を整備している。【文部科学省、厚生労働省】
 - ・ 女性の学童・思春期における心身の変化や健康教育に関する事項（例えば、月経関連症状及びその対応、子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、ワクチンによる病気の予防に関する事項）
 - ・ 医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な

妊娠、葉酸の摂取、男女の不妊、性感染症の予防など、妊娠の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること（プレコンセプションケア）に関する事項

- ・ 学校において、健康診断や体育・保健体育の教科を中心として健康教育を実施するとともに、児童生徒の現代的な健康課題に対応するための体制づくりを推進している。
- 10代の性感染症罹患率、人工妊娠中絶の実施率及び出産数等の動向を踏まえつつ、10代の若者向けに性や妊娠等に関する正しい情報や相談窓口を紹介する健康相談支援サイトを設置し、性感染症の予防方法や避妊方法等を含めた性に関する教育を推進している。
 - また、予期せぬ妊娠や性感染症の予防や必要な保健・医療サービスが適切に受けられるよう、養護教諭と学校医との連携を図る等、相談指導の充実を図っている。【文部科学省、厚生労働省】

(イ) 成人期

- 約8割の女性が就業している³ことから、企業における健診の受診促進や妊娠・出産を含む女性の健康に関する相談体制の構築等を通じて、女性がセルフケアを行いつつ、仕事に向かう体力・気力を維持できる体制を整備している。また、職場の理解も重要なことから、職場等における女性の健康に関する研修や啓発活動の取組を進めている。その際、科学的に正しい情報を行動科学等の専門的知見も活用して効果的に伝えている。【厚生労働省、経済産業省】
- 厚生労働省では、子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率の向上を図っている。【厚生労働省】
- 国家公務員及び地方公務員については、各府省及び地方公共団体が実施する子宮頸がん検診・乳がん検診に関し、女性職員が受診しやすい環境整備を行っている。【内閣官房、総務省、全府省、(人事院)】
- 厚生労働省では、H I V／エイズ、梅毒を始めとする性感染症は、次世代の健康にも影響を及ぼすものであり、その予防から治療までの総合的な

³ 令和元（2019）年における25～44歳の女性人口に占める就業者の割合77.7%（総務省「労働力調査」（基本集計））。

対策を推進している。【厚生労働省】

- 個人が自分の将来を考え、健康を守りながら妊娠・出産を実現することができるよう、以下の事項について、行政・企業・地域が連携し、普及啓発や相談体制の整備を行っている。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】
 - ・ 医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠及びその間隔、子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、男女の不妊など、妊娠の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること（プレコンセプションケア）に関する事項
 - ・ 暴力による支配（配偶者等からの暴力、ハラスメントなど）の予防に関する事項
内閣府のホームページ、メールマガジン、SNS等を通じて、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ情報の提供をしている。（再掲）
 - ・ 睡眠、栄養、運動、低体重（やせ過ぎ）・肥満、喫煙、飲酒など、次世代に影響を与える行動に関する事項
- 文部科学省及び厚生労働省では、思春期から若年成人期⁴までのがん罹患及び治療による、将来の妊娠や年代ごとの健康に関する情報の集積・普及啓発を行い、相談体制の整備を推進している。【文部科学省、厚生労働省】
- 喫煙、受動喫煙及び飲酒について、その健康影響に関する正確な情報提供を行っている。また、喫煙・飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすことなど十分な情報提供に努めている。【厚生労働省】

（ウ）更年期

- 厚生労働省では、女性特有の疾患に対応した検診として、骨粗しょう症検診、子宮頸がん検診、乳がん検診が実施されており、特にがん検診の受診率及び精密検査の受診率の向上を図っている。【厚生労働省】
- 厚生労働省では、性ホルモンの低下等により、心身に複雑な症状が発生しやすく、また更年期以降に発生する疾患の予防が重要で効果的な年代で

あるため、更年期障害及び更年期を境に発生する健康問題の理解やホルモン補充療法等の治療の普及を含め、包括的な支援に向けた取組を推進している。【厚生労働省】

- 厚生労働省及び経済産業省では、更年期に見られる心身の不調については、個人差があるものの、就業や社会生活等に影響を与えることがあり、職場等における更年期の健康に関する研修や啓発活動の取組及び相談体制の構築を促進している。【厚生労働省、経済産業省】
- この時期は、更年期以降に発生する疾患やフレイルを予防するために重要な年代であることから、厚生労働省では、運動や栄養、睡眠などの生活習慣が老年期の健康に及ぼす影響について、老年期の心身の健康に資する総合的な意識啓発に取り組んでいる。また受診率の低い被扶養者への働きかけなど、特定健康診査・特定保健指導の受診率向上を図り、生活習慣病の予防に取り組んでいる。【厚生労働省】

（エ）老年期

- 厚生労働省では、我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、男女共に健康寿命の延伸を実現するため、口腔機能低下、認知機能低下及びロコモティブシンドローム（運動器症候群）等の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等に取り組んでいる。【厚生労働省】
- 厚生労働省では、加齢に伴う心身機能や認知機能の低下により支援が必要な状態（フレイル状態）になることが多いことから、フレイル予防対策を実施している。【厚生労働省】

第2節

医療分野における女性の参画拡大

- 厚生労働省では、女性医師の更なる活躍に向けて、医師の働き方改革を推進するとともに、復職支援や勤務体制の柔軟化（短時間勤務や当直等の配慮）、チーム医療の推進、複数主治医制の導入、医療機関における院内保育や病児保育の整備など、女性医師が活躍するための取組を実施・普及

⁴ AYA世代（Adolescent and Young Adult：思春期・若年成人）

している。【厚生労働省】

- 大学病院等に勤務する非常勤扱いの医師や大学院生などの勤務形態の違い、出産時期による入所困難などの運用上の問題、救急対応による不規則な勤務などにより、保育サービスが利用できず活躍が阻害されることがないよう、事業所内保育や企業主導型保育等も含めた保育所、病児保育、民間のシッターサービスなど、社会全体として様々な保育サービスを利用しやすい環境を整備している。また、医師・看護師及び介護従事者の働き方やキャリアパスの特殊性を考慮し、放課後児童クラブや送迎サービスなど付随するニーズを把握し、支援を強化する。【内閣府、厚生労働省、経済産業省】
- 厚生労働省では、育児等により一定期間職場を離れた女性医師や看護師等の復職が円滑に進むよう、最新の医学・診療知識へのキャッチアップ、相談・職業あっせん等を推進している。【厚生労働省】
- 文部科学省では、医学部生に対するキャリア教育や多様なロールモデルの提示などの取組を進め、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）がもたらす悪影響の除去に努めるとともに、男女を問わず医師としてキャリアを継続するよう支援している。【文部科学省】
- 厚生労働省では、女性医師が出産や育児又は介護などの制約の有無にかかわらず、その能力を正當に評価される環境を整備するため、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）がもたらす悪影響の除去及びハラスメントの防止、背景にある長時間労働の是正のための医師の働き方改革や主治医制の見直し、管理職へのイクボス研修等キャリア向上への取組を推進している。【厚生労働省】

第3節 スポーツ分野における男女共同参画の推進

- 文部科学省では、スポーツ指導者における女性の参画を促進するため、競技団体や部活動等の指導者をめざす女性競技者等を対象として、コーチングのための指導プログラムやガイドブックを活

用し、女性特有の身体的特徴や、ニーズ等への配慮、ハラスメント等についての研修を実施している。【文部科学省】

- 文部科学省では、令和元(2019)年6月にスポーツ庁が決定した「スポーツ団体ガバナンスコード」で設定された女性理事の目標割合(40%)達成に向けて、女性理事のいない各中央競技団体をなくすため、外部からの女性役員の採用に積極的に取り組むスポーツ団体と、女性役員候補者のマッチング等の支援を行っている。【文部科学省】
- 文部科学省では、女性競技者の三主徴(利用可能エネルギー不足、運動性無月経、骨粗しょう症)に対応した医療・科学サポート体制の確立に向けて調査研究を7件実施するとともに、女性競技者や指導者を対象としたセミナーやシンポジウムの開催を通して啓発に取り組んでいる。【文部科学省】
- 厚生労働省では、生涯を通じた健康づくりのため、運動習慣の定着や身体活動量の増加に向けた取組を推進している。【厚生労働省】
- 関係省庁、地方自治体、スポーツ団体、経済団体、企業等で構成するコンソーシアムを設置し、加盟団体が連携・協同して、身近な地域で健康づくりを図るための環境整備を行う等、女性における運動・スポーツへの参加促進に向けた取組を推進している。【文部科学省】
- 地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツに関する指導ができる人材について、各地方公共団体が養成・活用に努めるよう支援している。【文部科学省】
- 文部科学省では、女性競技者の出産後の復帰を支援するため、栄養や心理、トレーニング等の医学サポートを実施するとともに、競技生活と子育ての両立に向け託児や育児サポートに係る支援などの環境整備に取り組んでいる。【文部科学省】
- 文部科学省では、女性競技者に対する男性指導者等からのセクシュアルハラスメントや性犯罪の防止に向けて、知識・技能だけではなく、優れた指導者に求められる資質能力を身につけるためのカリキュラムを導入した指導者研修を実施している。【文部科学省】
- 文部科学省では、競技者に対する性的意図を持った写真や動画の撮影・流布などによるハラスメントの防止に向けて、関係団体・関係省庁と連

携しつつ取組を推進している。【文部科学省】

- 文部科学省では、スポーツ団体ガバナンスコードに基づき、各スポーツ団体において、性別・性

的指向・性自認に基づく差別の禁止及び競技者等に対するセクシャルハラスメント根絶に向けたコンプライアンス教育を実施している。【文部科学省】

第8分野

防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

第8分野

防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

第1節 国の防災・復興行政への男女共同参画の視点の強化

- 令和3（2021）年5月、内閣府男女共同参画局長を新たに中央防災会議幹事、緊急及び非常災害対策本部事務局幹事予定者、特定災害本部本部員予定者に追加した。また、同年7月、8月の大雨により設置された特定災害対策本部においては同局長を本部員に任命し、男女共同参画の視点からの災害対応について関係省庁の間で共有し、取組を促進した。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、関係府省】
- 内閣府では、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン、中央省庁業務継続ガイドライン等の改定に向けて、災害時における男女共同参画の視点からの配慮事項を記載するための情報提供及び案文作成に取り組んだ。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）】
- 内閣府では、内閣府調査チーム派遣予定者への説明会（令和3（2021）年4月、8月）等において、災害対応に携わる職員に対し、男女共同参画の視点からの災害対応に関する講義を実施した。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、総務省、関係府省】

第2節 地方公共団体の取組促進

ア 防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 令和3（2021）年6月、地方公共団体に対し、内閣府政策統括官（防災担当）・内閣府男女共同

参画局長による連名通知を発出し、都道府県・市区町村防災会議における女性委員の割合を引き上げるための取組の促進を要請した。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、総務省】

- 内閣府では、都道府県・市町村防災会議について、女性委員の割合を増大する取組の促進を目的とし、女性を積極的に登用している市町村への質問票送付及びヒアリングを通じた好事例の作成・展開を行った。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、総務省】
- 内閣府では、自治体防災・危機管理責任者研修（第1期令和3（2021）年5月、第2期令和3（2021）年11月）、防災スペシャリスト養成研修（第1期令和3（2021）年9月～10月、第2期令和4（2022）年1月～3月）等の地方公共団体職員を対象とした研修において、男女共同参画の視点からの防災に関する講義を実施するとともに、地方公共団体の災害対策本部について、女性職員や男女共同参画担当職員の配置、構成員となる男性職員に対する男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進等が図られるよう、平常時から働きかけを行った。また、令和3（2021）年7月に熱海市の土砂災害発生に当たり、男女共同参画局の職員を内閣府調査チームの一員として現地へ派遣し、男女共同参画の視点からの避難所の運営状況の確認及び避難者への支援についての情報提供等を実施した。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）】
- 復興庁では、東日本大震災の被災地における復興の取組に男女共同参画を始めとした多様な視点をいかすため、行政や民間団体における各種施策や参考となる事例等の情報を収集し、「男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～」（令和4

(2022)年3月末時点で118事例)として公表した。この事例集等も活用しながら、シンポジウムや研修等を通じてその普及・浸透を図った。【復興庁】

イ 防災の現場における女性の参画拡大

- 内閣府では、地方公共団体職員を対象とした研修等において、男女共同参画の視点からの防災に関する講義及びワークショップを実施し、地方公共団体が作成する地域防災計画や避難所運営マニュアル等において男女共同参画の視点が位置付けられるよう、情報提供や助言等を行った。【内閣府(男女共同参画局ほか関係部局)、総務省】
- 内閣府では、令和3(2021)年度の「防災基本計画」の修正に当たり、市町村が避難所における性暴力やDVの発生を防止することを新たに盛り込み、内閣府政策統括官(防災担当)・内閣府男女共同参画局長による連名通知の発出等を通じて、避難所等における安全・安心の確保に向けた取組の強化のための働きかけを行った。【内閣府(男女共同参画局ほか関係部局)】
- 内閣府では、令和3(2021)年7月から「災害時の男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク」の運用を開始し、平常時からの男女共同参画センター及び地方公共団体の男女共同参画担当課間のネットワークを構築し、災害時における共助の仕組みを強化した。また、同年9月と令和4(2022)年1月に実施した相互支援ネットワークの登録団体向け研修会において、過去の災害時の男女共同参画センターによる取組事例の共有を行った。【内閣府(男女共同参画局)】
- 内閣府では、令和3(2021)年5月、地方公共団体の職員が「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の内容を深く理解し、予防、応急、復旧・復興の各段階において男女共同参画の視点に立った災害対応の取組を実践することを目的とした「実践的学習プログラム」を作成した。作成に当たっては有識者による検討会を開催し(計4回)、2自治体を対象とした研修教材の試行とフィードバック調査、事例集作成のためのヒアリング調査(15団体)を行った。同プログラムは、

地方公共団体職員を対象とした研修や大学等の教育機関への広報を通じて周知・活用徹底を促進している。【内閣府(男女共同参画局ほか関係部局)、総務省】

- 内閣府では、令和3(2021)年6月、地方公共団体に対し、内閣府政策統括官(防災担当)・内閣府男女共同参画局長による連名通知を発出し、防災会議への女性の参画拡大に向けた取組について理解の促進を図った。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)】
- 内閣府では、女性防災士や地域の防災活動で活躍する女性リーダーを対象としたワークショップ、また防災の現場への女性の参画を支援する地方公共団体、自主防災組織、自治会・町内会へのヒアリングを実施し、地域の防災活動における女性の活躍を促進するためのノウハウ・活動事例集を作成した。【内閣府(男女共同参画局)、総務省】
- 令和3(2021)年10月、地方公共団体で災害対応に関わる部局の職員、学校関係者、地域防災リーダー等を対象に「男女共同参画の視点による災害対応研修」を独立行政法人国立女性教育会館(NWEC)と共催し、1,300人超(オンデマンドを含む。)が受講した。同研修では、「中学校における男女共同参画及び多様性配慮の避難所運営訓練」や「地域防災における学校との連携」に関する事例を提供し、男女共同参画の視点に立った防災教育や人材育成、地域の多様な主体との連携についての重要性について理解促進を図った。【内閣府(男女共同参画局)、総務省、文部科学省、関係府省】
- 復興庁では、東日本大震災の被災地における復興の取組に男女共同参画を始めとした多様な視点をいかすため、行政や民間団体における各種施策や参考となる事例等の情報を収集し、「男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～」(令和4(2022)年3月末時点で118事例)として公表した。この事例集等も活用しながら、シンポジウムや研修等を通じてその普及・浸透を図った。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)、復興庁】
- 総務省では、消防吏員の女性比率を、令和8(2026)年度当初までに5%に増加させることを全国の目標としており、消防本部等に対し数値目標の設定による計画的な増員の確保、女性消防

吏員の職域の拡大等、ソフト・ハード両面での環境整備に取り組むよう引き続き要請するとともに、消防署所等における職場環境の整備が図られるよう、女性専用施設（浴室・仮眠室等）の整備に要する経費を支援した。また、消防吏員を目指す女性の増加を図るため、女子学生等を対象とした職業説明会の開催や消防本部に対する女性消防吏員活躍推進アドバイザーの派遣、先進的取組の支援に加え、ターゲットを明確にした女性消防吏員PR広報等を展開するなどの取組を推進した。

【総務省】

- 総務省では、消防団への女性の積極的な入団を促進するため、地方公共団体が地域の企業や大学と連携して消防団員を確保する取組の支援や、地域防災力充実強化大会等を通じ、女性消防団員の活動をより一層活性化させた。また、消防団の拠点施設等における女性用トイレや更衣室等の設置等を進めている。【総務省】

ウ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の活用徹底

- 内閣府では、地方公共団体職員向けの研修や実践的学習プログラムの活用等を通じて、継続的に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図った。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、関係府省】
- 内閣府では、令和3（2021）年7月、8月の大雨による災害発生時、21府県及び6政令市の男女共同参画担当部局に対し、各地域の男女共同参画センターとも連携しながら、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づく取組を要請した。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）】
- 内閣府では、令和4（2022）年1月から「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づく地方公共団体の取組状況をフォローアップするための調査を実施し、「見える化」のための仕組み

の構築に向けた準備をしている。【内閣府（男女共同参画局）】

- 内閣府では、防災分野を専門とする大学等の研究者・有識者への連絡、及び日本防災士会会長宛での事務連絡の発出等を通じ、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」及び「実践的学習プログラム」の周知・活用の依頼を実施した。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）】

第3節

国際的な防災協力における男女共同参画

- 第58回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議（平成26（2014）年）及び第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」（平成27（2015）年）等が求める事項等について、国内において実行されるよう取り組むとともに、防災と男女共同参画の分野における我が国の取組を発信するため、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の概要をとりまとめた英文パンフレットを作成した。また、第66回国連女性の地位委員会を含む各種国際会議の場で積極的に発信し、経済開発協力機構（OECD）閣僚理事会や欧州安全保障協力機構（OSCE）のジェンダーと災害リスク削減に関する報告書等で我が国の取組が好事例として紹介された。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、外務省】
- 外務省では、「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」（令和元（2021）年）⁵に基づき、国際的な防災協力に当たっては、男女共同参画の視点を踏まえて援助を行った。【外務省】

第4節

男女共同参画の視点に立った気候変動問題等の環境問題の取組の推進

- 環境省は、中央環境審議会の委員の半数を女性

⁵ 第3回国連防災世界会議にて「仙台防災枠組2015-2030」を取りまとめると同時に表明した「仙台防災協力イニシアティブ」（平成27年）の後継として、国際社会において「仙台防災枠組2015-2030」を着実に実施し、SDGs実現に向けた取組を推進する観点から、第7回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部（令和元年）にて表明したイニシアティブ。

とするなど、審議会等における女性委員の登用を進めている。また、中央環境審議会では、女性の会長が選出されている。令和4（2022）年1月に、炭素中立型の経済社会変革の道筋の全体像等の検討を行うため、中央環境審議会地球環境部会・総合環境政策部会に新たに設置した炭素中立型経済社会変革小委員会において、委員17名中8名を女性委員とし、女性比率を約半数とした。【経済産業省、環境省】

- 環境省は、環境問題に関する施策の企画立案・実施に当たり、男女別のデータを把握し、女性と男性に与える影響の違いなどに配慮して、取り組んでいる。令和3（2021）年度においては、ナッジ等の行動科学の知見を活用して温室効果ガス排

出削減、熱中症対策、防災対策及び生物多様性保全等に資する意識変革や行動変容を促す実証実験を実施する際に、対象者の性別等の属性情報の収集を行った。今後、当該情報の解析を通じて、施策の効果の個人差及び普遍性の解明並びに一人一人に合った働きかけの開発等に役立てることとしている。【環境省】

- ジェンダー平等や女性のエンパワーメントの視点に立った環境問題を含む様々な地球規模の課題を自分事としてとらえ主体的に解決しようとする「持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）」を推進している。【環境省、文部科学省】

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野

男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

第1節

男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し

ア 働く意欲を阻害しない制度等の検討

- 働き方の多様化を踏まえつつ、働きたい女性が就業調整を意識しなくて済む仕組み等を構築する観点から、税制や社会保障制度等について、総合的な取組を進めている。
 - ・ 内閣府では、令和4（2022）年3月2日、男女共同参画会議の下に置かれた計画実行・監視専門調査会において、女性の視点も踏まえた税制や社会保障制度等について審議を行った。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】
 - ・ 厚生労働省では、社会保障制度については、令和4（2022）年10月及び令和6（2024）

年10月に予定されている短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に向けて、周知・専門家活用支援事業等を実施し、企業・従業員の双方に改正内容と意義が理解されるよう、周知・広報を行っている。【厚生労働省】

- ・ 厚生労働省では、配偶者の収入要件があるいわゆる配偶者手当については、税制・社会保障制度とともに、就業調整の要因となっているとの指摘があることに鑑み、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう、労使に対しその在り方の検討を促すことが重要であり、引き続きそのための環境整備を図っている。【厚生労働省】

イ 家族に関する法制の整備等

- 現在、身分証明書として使われるパスポート、マイナンバーカード、免許証、住民票、印鑑登録証明書なども旧姓併記が認められており、旧姓の

通称使用の運用は拡充されつつあるが、国・地方一体となった行政のデジタル化・各府省間のシステムの統一的な運用などにより、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることはないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知を行った。【関係府省】

- ・ 旅券（パスポート）の旧姓併記については、令和3（2021）年4月1日以降の申請について、旧姓の併記を希望する場合には、戸籍謄（抄）本、旧姓が記載された住民票の写し又はマイナンバーカードのいずれかで旧姓を確認できれば、旧姓の併記を認めるよう要件を緩和するとともに、旅券の身分事項ページで、併記されたものが旧姓であることを外国の入国管理当局などに対して分かりやすく示すため、英語で「Former surname」との説明書きを加えることとしたところであり、その周知に取り組んだ。
- ・ 内閣府では、各種国家資格等における旧姓使用の現状等に関する調査を実施し、302の国家資格等（総務省平成23年「資格制度概況調査結果」に基づき整理）のうち、ほとんどの国家資格等において、旧姓使用ができるまたはできる予定であることを公表した。【内閣府（男女共同参画局）】
- ・ 旧姓の通称使用の拡大の現状と課題について取りまとめ、令和3（2021）年9月30日、男女共同参画会議の下に置かれた計画実行・監視専門調査会へ報告した。【内閣府（男女共同参画局）】
- 法務省では、ホームページに「選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度について）」という項目を設けて、夫婦の氏に関して、国民への情報提供をしているところ、令和3（2021）年10月には、平成22（2010）年に法務省で準備した法案の骨子、戸籍の記載例を盛り込むなど、ホームページの更新を行った。
内閣府において、令和4（2022）年3月に、夫婦の氏の在り方などに関して国民の意識を調査した「家族の法制に関する世論調査」の結果を公表した。法務省のホームページにおいても、その結果を公表するなどした。【法務省、関係府省】
- 女性の再婚禁止に係る制度の在り方等については、令和4（2022）年2月、法制審議会から、

女性に係る再婚禁止期間の廃止等を内容とする民法改正の要綱が答申された。【法務省】

ウ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備

- 子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「新子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受入児童数の拡大などにより、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図っている。
【内閣府、文部科学省、厚生労働省】
- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた共通の給付や小規模保育への給付、地域の事情に応じた認定こども園の普及、地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等地域のニーズに応じた多様な子育て支援策を着実に実施している。
- ・ 待機児童の解消に向け、保育所等の整備を推進するとともに、それに伴い必要となる保育人材の確保、子育て支援員の活用等を推進している。
- ・ 保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4（2022）年2月から実施している。
- ・ 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、事業所内保育等の多様な保育サービスの充実を図っている。
- ・ 就業の有無にかかわらず、一時預かり、幼稚園等における預かり保育等により、地域における子育て支援の拠点やネットワークを充実させている。
- ・ 幼児教育・保育の無償化の着実な実施や保育サービス利用にかかる支援等により、保護者の経済的負担の軽減等を図っている。
- ・ 放課後等デイサービス等の通所支援や保育所等における障害のある子供の受入れを実施するとともに、マザーズハローワーク等を通じ、きめ細かな就職支援等を行うことにより、そうした子供を育てる保護者を社会的に支援している。

○ 子供の事故防止に関連する関係府省の連携を図り、保護者や教育・保育施設等の関係者の事故防止の意識を高めるための啓発活動や、安全に配慮された製品の普及等に関する取組として、令和3（2021）年度は、平成29（2017）年度から定めている「子どもの事故防止週間」を7月19日～25日とし、関係府省庁が連携して集中的な広報活動を行う取組等を実施した。【消費者庁】

○ 子供の安全な通行を確保するため、子供が日常的に集団で移動する経路等の交通安全環境の整備や、地域ぐるみで子供を見守るための対策等を推進している。

未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路については、令和元（2019）年に実施した緊急安全点検の結果を踏まえ、道路管理者により対策を実施する約2万8,000か所のうち約2万3,000か所、警察において対策が必要とされた約7,400か所のうち約7,200か所について対策を完了した（令和3（2021）年3月末時点）。

このほか、令和3（2021）年6月に、下校中の児童が巻き込まれる重大な交通事故が発生したことを受け、全国の公立小学校の通学路について、学校・教育委員会、道路管理者、警察等が連携し、各市町村で構築している推進体制を活用しながら合同点検を実施し、地域の実情に対応した、効果的な対策を検討して可能なものから速やかに対策を講ずるなど、通学路における交通安全の確保に向けた対策を実施した。また、放課後児童クラブの来所・帰宅経路についても、市町村立小学校が行う合同点検を踏まえつつ安全点検を実施し、主たる来所・帰宅経路の設定を行うなど、来所・帰宅経路の安全の確保に向けた対策を実施した。【警察庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

○ 国土交通省では、安心して育児・介護ができる環境を確保する観点から、住宅及び医療・福祉・商業施設等が近接するコンパクトシティの形成や、住宅団地における子育て施設や高齢者・障害者施設の整備、各種施設や公共交通機関等のバリアフリー化、全国の高速度道路のサービスエリアや「道の駅」における子育て応援施設の整備等を推進しており、高速度道路のサービスエリアについては整備が完了した。【国土交通省】

○ 厚生労働省では、医療・介護保険制度について

は、多様な人材によるチームケアの実践等による効率化・重点化に取り組みながら質の高いサービスの充実を図るとともに多様な人材の育成・確保や雇用管理の改善を図った。その際、特に介護分野における人材確保のため、介護の理解促進や介護の魅力発信のためのイベントの開催、多様な働き方や柔軟な勤務形態を介護事業所にモデル的に導入することを通じて、効率的・効果的な事業運営の方法についての実践的な研究を行うモデル事業の実施、介護に関する入門的研修の実施と併せて受講者の介護事業所へのマッチングまでを一体的に行う事業を実施するなど、総合的に介護人材確保の取組を推進した。

介護現場の生産性向上に関する取組を全国に普及するため、生産性向上に資するガイドラインの取組内容に関するセミナーを、介護現場の経営者層・介護従事者層それぞれの職種の役割に応じて、令和3（2021）年度に25回開催した。【厚生労働省】

○ 厚生労働省では、医療・介護の連携の推進や、認知症施策の充実等により、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築に向けた取組を着実に進め、家族の介護負担の軽減を図っている。【厚生労働省】

○ 厚生労働省では、男女とも子育て・介護をしながら働き続けることができる環境の整備に向けて、育児・介護休業法の履行確保を図っている。

また、次世代育成支援対策推進法の周知を行うとともに、仕事と子育ての両立を推進する企業を対象とした認定及び特例認定の取得を促進している。【厚生労働省】

第2節

男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

○ 学校教育において、児童生徒の発達段階に応じて人権尊重の意識を高める教育を推進しており、この一環として、「人権教育研究推進事業」、「学校における人権教育の在り方等に関する調査研究」等を実施し、周知を実施した。【内閣府（男女共同参画局）、法務省、文部科学省、関係府省】

○ 男女共同参画に関連の深い法令・条約等につい

て、分かりやすい広報の工夫等により、その内容の周知に努めた。また、権利が侵害された場合の利用に供するため、男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧等を取りまとめ、令和4（2022）年3月に公表した。

法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、「人権週間」等の多様な機会を通じて、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を行っている。

外務省は、女子差別撤廃条約の意義及び内容を周知するため、女子差別撤廃委員会の現職委員5名を講師に招き、令和4（2022）年3月28日、29日の2日間にわたり「女子差別撤廃条約を知っていますか？」と題したセミナーを開催した。【内閣府（男女共同参画局）、法務省、外務省、関係府省】

- 政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済について、行政相談制度や人権擁護機関等を積極的に活用している。その際、相談に当たる職員、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員・児童委員の研修の充実を図るとともに、男女共同参画に関する苦情処理及び被害者救済体制等（令和3（2021）年4月

1日現在）についての実態把握を行った。

総務省では、行政相談委員の男女共同参画に関する活動の一層の推進を図るため、行政相談委員の全国組織である公益社団法人全国行政相談委員連合協議会を、男女共同参画推進連携会議の構成員として推薦した。

人権擁護機関においては、男女共同参画社会の実現のために、啓発活動に積極的に取り組むとともに、「女性の人権ホットライン」等の人権相談を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。【内閣府（男女共同参画局）、総務省、法務省、厚生労働省】

- 全国の法務局に「外国人のための人権相談所」や「外国語人権相談ダイヤル」、法務省ホームページ上に「外国語インターネット人権相談受付窓口」を設置し、10言語による人権相談を受け付けている。【法務省】
- 男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、政府職員、警察職員、消防職員、教員、地方公務員等に対して、研修等の取組を通じて理解の促進を図った。また、法曹関係者についても、同様の取組が進むよう、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力を行った。【全府省】

第10分野

教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

第1節

男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

ア 校長を始めとする教職員への研修の充実

- 文部科学省では、校長を始めとする教職員や教育委員会が、男女共同参画を推進する模範となり、児童・生徒の教育・学習や学級経営等において男女平等の観点が充実するよう、各教育委員会や大学等が実施する男女共同参画に関する研修につい

て、研修内容及びオンラインを含めた実施方法の充実を促している。【文部科学省】

- 独立行政法人国立女性教育会館において、初等中等教育機関の教職員、教育委員会など教職員養成・育成に関わる職員を対象に、学校現場や家庭が直面する現代的課題について、男女共同参画の視点から捉え理解を深める研修の充実（オンラインの活用を含む。）を図っている。【文部科学省】

イ 男女平等を推進する教育・学習の充実

- 男女共同参画推進連携会議において、主に中学

生を対象にした副教材「みんなで目指す！SDGs×ジェンダー平等」を作成し、各学校や都道府県・男女共同参画センター等での活用を促している。

文部科学省では、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性について指導することとしている。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省】

- 文部科学省では、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、固定観念の打破を図るため、学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを作成するなど、取組を進めている。【文部科学省】
- 文部科学省では、図書館や公民館等の社会教育施設において、学校や男女共同参画センター、民間団体等と連携し、情報・資料の提供等を通じて学習機会の充実を図った。【文部科学省】
- 独立行政法人国立女性教育会館において、関係省庁、地方公共団体、男女共同参画センターや大学、企業等と連携を図りつつ、男女共同参画を推進する組織のリーダーや担当者を対象にした研修や教育・学習支援、男女共同参画に関する専門的・実践的な調査研究や情報・資料の収集・提供等を行い、男女共同参画社会の形成の促進を図っている。【文部科学省】
- 経済産業省では、先進的な教育支援活動を行っている企業・団体を表彰する「キャリア教育アワード」や、教育関係者と地域・社会や産業界等の関係者の連携・協働によるキャリア教育に関するベストプラクティスを表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を実施することで、キャリア教育の普及・推進を図っている。

文部科学省、経済産業省及び厚生労働省では、社会全体でキャリア教育を推進していこうとする気運を高め、キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資することを目的として、「キャリア教育推進連携シンポジウム」を開催した。【文部科学省、経済産業省、厚生労働省】

ウ 大学、研究機関、独立行政法人等による男女共同参画に資する研究の推進

- 独立行政法人国立女性教育会館において、国内外の専門的な資料や情報を取りまとめて整理、提供するとともに、女性アーカイブの構築を進め、全国的にその成果の還元を図っている。【文部科学省】
- 日本学術会議において、ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形成に資する学術研究及び教育制度について、多角的な調査、審議を推進した。【内閣府】

エ 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

- 文部科学省では、次世代を担う若者が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず主体的に多様な進路を選択することができるよう、学校教育段階から男女共同参画意識の醸成を図るため、高等学校・大学で活用できるライフプランニング教育プログラムや、教員が学校現場で生じうる「無意識の思い込み」（アンコンシャス・バイアス）等について理解を深め、指導に役立つ気づきを得るための教員研修プログラムの開発を行った。
また、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育を推進している。【文部科学省】
- 文部科学省では、大学や高等専門学校等における女子生徒を対象としたシンポジウム、出前講座、キャリア相談会の開催を促進している。【文部科学省】
- 文部科学省では、多様な年代の女性の社会参画を推進するため、関係機関との連携の下、キャリアアップやキャリアチェンジ等に向けた意識醸成や相談体制の充実を含め、学習プログラムの開発等、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルを4団体で構築するなど取組を促進している。【文部科学省】
- 文部科学省では、大学入学者選抜において性別を理由とした不公正な取扱いが行われることのないよう、「令和4年度大学入学者選抜実施要項」（令和3年6月高等教育局長通知）により各大学に対

し周知徹底を図るとともに、特に医学部医学科入学者選抜に係る入試情報については、文部科学省のホームページにおいて各大学の男女別の合格率を公表している。【文部科学省】

第2節 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 各教育機関や教育関係団体における意思決定層への女性の登用について、具体的な目標設定を行うよう要請した。各種会議を始め様々な機会を捉えて、都道府県教育委員会等に対して、女性管理職の割合が高い地方公共団体における取組の好事例の横展開を図るとともに、女性の校長・教頭等への積極的な登用を働きかけた。また、第5次男女共同参画基本計画を踏まえ、各教育機関や教育関係団体における意思決定層への女性の登用について、具体的な目標設定を行うよう要請した。その際、学校に関しては校長と副校長・教頭のそれぞれについて目標設定を行うよう促した。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省】
- 改正された女性活躍推進法に基づき、特定事業主である教育委員会や一般事業主である学校法人の更なる取組を促した【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省、厚生労働省】
- 文部科学省では、校長等への女性の登用の加速に関して、特定事業主行動計画等における校長及び副校長・教頭それぞれの女性割合に係る目標と取組の設定、地域の実情や課題を踏まえた女性管理職増加への取組の促進、管理職選考試験の受験要件の必要な見直しについて、各教育委員会に対して依頼を行った。【文部科学省】
- 女性管理職の割合が高い地方公共団体における取組の好事例の横展開を図っている。【文部科学省】
- 文部科学省では、教職員の男女がともに仕事と育児・介護等の両立を図ることができるよう、勤務時間管理の徹底や業務の明確化・適正化等の働き方改革、男性の育児休業取得促進やマタニティ・ハラスメント防止等の両立支援に取り組むよう教育委員会等に対して促した。【文部科学省】
- 文部科学省では、独立行政法人教職員支援機構が実施する校長・教頭への昇任を希望する教員が

参加する各種研修について、第5次男女共同参画基本計画を踏まえ、研修における女性教職員の参加割合を概ね25%以上とすることを目標とし、女性教職員の積極的な参加を促した。【文部科学省】

- 独立行政法人国立女性教育会館において実施してきた女性教員の管理職登用の促進に向けた調査研究の成果を踏まえ、学校教育における意思決定過程への女性の参画等に関する調査研究を更に進めるとともに、その成果を活用した研修等を実施している。【文部科学省】

第3節 国民的広がりを持って地域に浸透する広報活動の展開

- 性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)について、気付きの機会を提供し解消の一助とするため、調査研究を行い、公表した。また、これに基づき、チェックシート・事例集を作成し、公表した。(再掲)【内閣府（男女共同参画局）】
- 誰もが簡単に利用できる、様々な「職業」や「社会生活場面」を想定した性別による固定的役割分担に捉われないフリーイラスト素材を作成し、内閣府男女共同参画局ホームページで提供を行った。(再掲)【内閣府（男女共同参画局）】
- 政府広報を活用し、幅広く丁寧な、男女共同参画に関する国民的関心を高めていくため、政府広報テレビ番組内のお知らせコーナーにおいて男女共同参画週間の直前に「『男女共同参画社会』実現のために」をテーマに、「男性はこうあるべき」、「女性はこうあるべき」といった考え方が、偏見や差別に繋がるということを、クイズを交えて事例を紹介し、「誰もが自分らしく生きることのできる社会」の構築を考える番組を制作した。【内閣府（男女共同参画局）、総務省】
- 総務省は、全国50か所の行政相談センターの相談窓口にも、内閣府男女共同参画局が作成した「女性に対する暴力をなくす運動」のポスターを掲示し、広報に努めた。【総務省】
- 「男女共同参画週間」では、地方公共団体の具体的な男女共同参画週間の取組の掲載や「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」において、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、男女共

同参画に関する意識の浸透を図っている。(再掲)
【内閣府(男女共同参画局)】

- 特定非営利活動法人キッズデザイン協議会が実施しているキッズデザイン賞について、男女共同参画担当大臣賞を選定・表彰し、家事・育児等の手間やストレスの軽減に資する様々な活動や商品・サービスの活用に関する広報活動を展開している。【内閣府(男女共同参画局ほか関係部局)】

第4節

メディア分野等と連携した積極的な情報発信

- 男女共同参画を阻害する固定観念の撤廃を目指すために国連女性機関(UN Women)が進める国際的な共同イニシアティブ「Unstereotype Alliance」と連携するため、Unstereotype Alliance日本支部の活動にサポーター参加をしている。また、令和3(2021)年5月25日、26日に実施されたUAグローバルサミットにおいては、日本での内閣府の活動・取組を紹介した。さらに、男女共同参画に資する広告等の事例を発信する等、同イニシアティブに参画する民間団体との各種会合において意見交換と活動のサポートを行うなど、連携を図っている。【内閣府(男女共同参画局)】
- メディア分野等で働く女性とその業界における女性活躍や男女共同参画の取組等について情報交換するため、メディア分野における意見交換会の場を設け、その成果を地方も含めた業界団体等に周知することにより、各業界における自主的な取組を促進している。【内閣府(男女共同参画局)】

第5節

メディア分野等における政策・方針決定過程への女性の参画拡大及びセクシュアルハラスメント対策の強化

- メディア分野における意見交換会を3回実施し、その中でメディア分野等における意思決定過程への女性の参画拡大に関する取組の好事例を共有・周知するとともに、性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関する調査研究の調査結果や作成したチェックシート・事例集の紹介を行い、メディア分野においても性別に

よる無意識の思い込みによる性別役割分担の解消に向けた取組を行うことの重要性について意見交換を行い、女性登用や意思決定過程への女性の参画拡大の促進となるよう啓発を行った。【内閣府(男女共同参画局)】

- 改正された女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定義務等の対象が拡大する機を捉え、女性活躍推進法の適用がある事業主については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用した。また、女性の登用については、経営者層の自主的な取組が重要であることから、①意思決定過程への女性の参画拡大の取組、②女性の登用について、具体的な目標を設定した取組、③取材現場における女性活躍、政策方針決定過程への女性の参画拡大の取組について、メディア分野における意見交換会に参加の経営者団体等を通じて要請した。【内閣府(男女共同参画局)、厚生労働省】
- メディア・行政間でのセクシュアルハラスメント事案の発生を受け、
 - ・ 政府における取材環境についての意思疎通を図っている。
 - ・ メディア分野の経営者団体等に対して、セクシュアルハラスメント防止や取材に関する政府の取組を周知するとともに、取材現場における女性活躍、メディア分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大などについての要請を行っている。【内閣府(男女共同参画局)、全府省】

第1節

持続可能な開発目標（SDGs）や女子差別撤廃委員会など国連機関等との協調

ア 持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた連携及び推進

- 全国務大臣を構成員とする持続可能な開発目標（SDGs）推進本部（平成28（2016）年設置）において決定されたSDGs実施指針改定版を踏まえ、SDGs達成に向けた取組を広範なステークホルダーと連携して推進・実施した。【外務省、関係府省】
- SDGsにおけるジェンダー平等の実現とジェンダー主流化の達成度を的確に把握するため、全248のSDGグローバル指標のうち、国連がジェンダーに関連していると公表した85指標について、現時点で測定可能な62指標を、日本政府のウェブサイトにおいて、和英併記で公表している。また、このうち17指標について、男女別データを公表している。また、海外及び国内の研究機関等による評価、グローバル指標の検討・見直し状況、ローカル指標の検討状況等に留意し、進捗評価体制の充実と透明性の向上を図った。ジェンダー平等を一層推進すべく、JICAの第5期中期目標にて、国際基準（OECD DAC推奨の基準）に基づくジェンダー案件の要件を定め、プロジェクト（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）におけるジェンダー案件比率に関する指標を導入し、令和4（2022）年度に20%、その後各年度5%ずつの増加を目指し、令和8（2026）年度末に40%まで引き上げることを目標とした。
【内閣府（男女共同参画局）、総務省、外務省、関係府省】

イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等

- 女子差別撤廃条約について、令和3（2021）

年9月に実施状況に関する第9回報告を国連に提出するとともに、男女共同参画会議の下に置かれた計画実行・監視専門調査会へ報告した。【内閣府（男女共同参画局）、外務省、関係府省】

- 女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進めている。令和3（2021）年8月26日、外務省では、個人通報制度関係省庁研究会を開催した。本研究会には、外務省のほか、内閣官房、人事院、内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省の関係者と、2名の外部講師が出席した。自由権規約委員会及び女子差別撤廃委員会による活動の他、個人通報制度に関する最近の状況について研究し、我が国における同制度の導入を巡る論点について議論した。【外務省、関係府省】
- 国際労働機関（ILO）の活動に関する事項について政労使の代表者間で協議を行うILO懇談会においては、未批准の条約について、男女共同参画に関連の深い条約も含めて、定期的に議論を行っている。令和3（2021）年8月のILO懇親会では、雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（ILO第111号条約）について意見交換を行った。【内閣府（男女共同参画局）、外務省、厚生労働省、関係府省】
- 外務省は、女子差別撤廃条約の意義及び内容を周知するため、女子差別撤廃委員会の現職委員5名を講師に招き、令和4（2022）年3月28日、29日の2日間にわたり「女子差別撤廃条約を知っていますか？」と題したセミナーを開催した。（再掲）その他、女子差別撤廃条約を主要なトピックの一つとして取り扱った市民社会主催のイベントにおいて、内閣府男女共同参画局長が女子差別撤廃条約の意義及び内容を周知した。【内閣府（男女共同参画局）、外務省、関係府省】

ウ 北京宣言・行動綱領に沿った取組の推進

- 令和4(2022)年3月、国連女性の地位委員会(CSW)において、「気候変動、環境及び災害リスク削減の政策・プログラムにおけるジェンダー平等とすべての女性・女兒のエンパワーメントの達成」をテーマに、合意結論文書が採択された。我が国からは、野田聖子内閣府特命担当大臣(男女共同参画)が参加し、一般討論及び閣僚級円卓会合にてビデオメッセージ形式でステートメントを述べた。また、国連日本政府代表部と国内女性NGO3団体の共催で行われたサイドイベント「エシカルな意識と行動が世界を変える～環境問題へのあらゆる人の参加に向けて～」において、森まさこ内閣総理大臣補佐官(女性活躍担当)が開会挨拶を行った。さらに第4回世界女性会議にて北京宣言・行動綱領が採択されてから25周年を記念し、国連女性機関(UN Women)、メキシコ政府、フランス政府によって、ジェンダー平等を目指す全ての世代フォーラム(Generation Equality Forum/GEF)が立ち上げられ、令和3(2021)年6月30日～7月2日にフランス会合が開催された。我が国からは、丸川珠代内閣府特命担当大臣(男女共同参画)が「ジェンダーに基づく暴力に関する行動連合ハイレベル・イベント」にてステートメントを述べた。このほか、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)等に積極的に参加し、参加各国との連携を図るとともに、我が国の男女共同参画・女性活躍に係る取組等の情報発信、共有により国際的な政策決定、取組方針への貢献に努めた。ジェンダーに基づく暴力の根絶に向けた、「アジア・太平洋、アフリカの女性交流事業」を実施した。各国の行政官及び支援団体職員を参加者とするオンライン交流会を実施し、知見と経験を共有するとともに、国内有識者による基調講演と、同事業参加者によるパネルディスカッションからなるオンラインの公開セミナーを開催し、野田聖子内閣府特命担当大臣(男女共同参画)及び内閣府男女共同参画局長が登壇し、一般参加者を含めた多数の参加者と、国や地域を超えたジェンダーに基づく暴力の根絶の必要性を共有した。【内閣府(男女共同参画局)、

外務省、関係府省】

- 令和4(2022)年3月8日、「国際女性の日」に寄せて、総理大臣として史上初めて岸田文雄内閣総理大臣からメッセージを発出し、「女性の経済的自立」を政権の目玉政策である「新しい資本主義」の中核と位置付け、打てる手を全て打つ旨の決意を述べた。また、野田聖子内閣府特命担当大臣(男女共同参画)からもメッセージを発出し、ジェンダー平等社会の実現に向けた日本の取組についての説明と、更なる取組への決意を述べた。
【内閣府(男女共同参画局)】

エ UN Women(国連女性機関)等との連携・協力推進

- UN Womenを始めとする国際機関等の取組に積極的に貢献していくとともに、連携の強化等を図っている。令和3(2021)年、日本はUN Womenの活動を支援するための任意拠出として363万66ドルを拠出したほか、アフリカ、中東、アジア、中央アジア地域26か国にて女性の新型コロナウイルス感染予防、生計支援、女性に対する暴力の予防を中心とする支援を行った。また、同機関の執行理事会副議長として同機関の運営に積極的に貢献した。【内閣府(男女共同参画局)、外務省、関係府省】
- 令和3(2021)年6月2日、世界経済フォーラム主催イベント「The Jobs Reset Summit」における「ニューエコノミーにおけるジェンダー平等の加速」をテーマにしたセッションに丸川珠代内閣府特命担当大臣(男女共同参画)が登壇し、コロナ下における日本の取組を紹介するとともに、ポストコロナにおけるジェンダー平等をどのように促進するかについて発言し、各国の閣僚や著名企業のCEO等と意見交換を行った。【内閣府(男女共同参画局)】
- アジア開発銀行研究所主催によるシンポジウムを始めとする男女共同参画社会の推進に資するイベント等において内閣府男女共同参画局長がパネリストとして登壇し、日本政府の経済分野における女性活躍推進の取組について周知した。【内閣府(男女共同参画局)】

第2節

G7、G20、APEC、OECDにおける各種合意等への対応

(G7)

- 令和3(2021)年6月に英国・コーンウォールにて開催された首脳サミットにおいて首脳宣言が取りまとめられ、ジェンダー平等について、独立した項目として4つのパラグラフにわたって述べられた。具体的には、ジェンダー平等は、より良い社会を作っていくための中核であること、3つの優先事項(①女子教育、②女性のエンパワーメント、③女性と女兒への暴力の根絶)からなることが明記され、また、ジェンダーについて様々な分野で横断的に言及された。

(G20)

- 令和3(2021)年8月には、G20イタリア議長国下で、G20では初となる女性活躍担当大臣会合がイタリアのサンタ・マルゲリータ・リグレにてハイブリッド方式で開催され、日本から丸川珠代内閣府特命担当大臣(男女共同参画)がオンラインで開会セッションに登壇し、経済分野における意思決定層への女性参画拡大やその実現のための官民連携の重要性について発言した。同会合では「STEM、金融・デジタルリテラシー、環境と持続可能性」や「労働と経済的エンパワーメント、ワーク・ライフ・バランス」等について議論されたほか、アフガニスタンの女性に関する閣僚会合も開催され、内閣府男女共同参画局長が出席した。会議終了後には、議長声明が発出された。

(APEC)

- APEC地域の枠組みにおいては、令和3(2021)年9月に女性と経済フォーラムにおいて「新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越える女性の経済的エンパワーメント」をテーマに、APEC域内で取組が共有された。フォーラムの成果として「APEC女性と経済フォーラム2021声明」が採択され、ジェンダー平等と女性の経済分野での活躍を促進するための施策が取りまとめられた。我が国からは、丸川珠代内閣府特命担当大臣(男女共同参画)が参加し、我が国の女性デジタル人材の育成の取組や、人生のあらゆる

る場面におけるエンパワーメントの必要性、ジェンダー統計の重要性について発言した。

(OECD)

- OECDにおいては、令和3(2021)年10月にOECD閣僚理事会(第二部)が開催され、「共通の価値」をテーマに議論が行われた。会合では、閣僚声明とともに、「OECD設立60周年ビジョン・ステートメント」が採択された。閣僚声明では、共通の価値としてジェンダー平等が明記され、ビジョン・ステートメントでは、全ての分析、研究及び政策提言においてジェンダー平等の視点を取り入れることが明記された。【内閣府(男女共同参画局)、外務省、経済産業省、関係府省】
- 国際会議や多国間協議において合意文書にジェンダー平等と女性・女兒のエンパワーメントに関する事項を盛り込むよう取り組んだ。【外務省、関係府省】

第3節

ジェンダー平等と女性・女兒のエンパワーメントに関する国際的なリーダーシップの発揮

ア 開発協力大綱に基づく開発協力の推進

- 外務省では、開発協力大綱(平成27年閣議決定)及び「女性の活躍推進のための開発戦略」に基づき、ジェンダー主流化及び女性の権利を含む基本的人権の尊重を重要なものとして考え、開発協力を適切に実施している。コロナ下でジェンダーに基づく暴力が増大する傾向にある中、これまで協力を展開しているメコン地域における人身取引対策支援に加え、南アジアやアフリカにおけるジェンダーに基づく暴力の被害を受けた女性の保護や自立を支援する協力に取り組んでいる。【外務省、関係府省】

イ 女性の平和等への貢献や紛争下の性的暴力への対応

- 外務省では、国連安保理決議第1325号等を踏まえ、女性・平和・安全保障に関する行動計画⁶

を実施し、平和構築及び人道支援・復興・開発等のプロセスへの女性の参画とジェンダー主流化を促進した。【外務省、関係府省】

- 外務省では、紛争下の性的暴力防止について、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）事務所を始めとする関係国際機関との連携の強化を通じて、加害者の訴追増加による犯罪予防や被害者保護・支援等に一層取り組むとともに、紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）へ200万ユーロを拠出し、コンゴ民主共和国、イラクを含む紛争影響地域での活動支援等を行った。また、SRSG-SVC事務所の活動を支援するためのコア拠出として17万7,175ドルを拠出したほか、新型コロナウイルス感染症拡大下のレバノン、ヨルダン、イラクを含む中東における紛争関連の性的暴力やジェンダーに基づく暴力被害者女性の支援を行った。【外務省、関係府省】

ウ 国際的な分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 外務省では、国際機関等の専門職、国際会議の委員や日本政府代表等に、幅広い年齢層、分野の女性がより多く参画することにより、国際的な分野における政策・方針決定過程への参画を一層促進し、国際的な貢献に積極的に努めた。特に、海外留学の促進や平和構築・開発分野における研修等の充実により、将来的に国際機関等で働く意欲

と能力のある人材の育成や、国際機関への就職支援を強化した。例えば、令和3（2021）年度も「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」として、平和構築・開発の分野で文民専門家として活躍できる人材の育成に取り組むとともに、国際機関等でのキャリア構築に向けた支援を実施した。【外務省、文部科学省、関係府省】

- 在外公館における主要なポスト（公使、参事官以上）について、令和2（2020）年40名（女性割合7.4%）から令和3（2021）年43名（女性割合7.5%）に増加した。【外務省】

エ 国際機関、諸外国との連携・協力の強化

- 令和3（2021）年6月には丸川珠代内閣府特命担当大臣（男女共同参画）と駐日女性大使の懇談会を開催し、8月にはノルウェーの文化・平等担当大臣、米国副大統領夫人の訪問を受け、ジェンダー平等の取組についての意見交換を行った。令和4（2022）年3月には、野田聖子内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が駐日米国大使館主催の全米女性史月間記念レセプションでジェンダー平等の達成に向けてスピーチを行った。また、令和4（2022）年3月に、在パラグアイ日本大使館と在ジャマイカ日本大使館でセミナーを開催し、邦人講師から日本の男女共同参画の取組を紹介し、現地の専門家との意見交換を行った。【内閣府（男女共同参画局）、外務省、関係府省】

IV 推進体制の整備・強化

第1節 国内の推進体制の充実・強化

- 第5次男女共同参画基本計画について、目標達成に向けて実効性をもって具体的取組を進めていくため、男女共同参画会議の有識者議員（12名）を改選した。また、男女共同参画会議の専門委員

（16名）を改選した上で、新たに2つの専門調査会（「計画実行・監視専門調査会」及び「女性に対する暴力に関する専門調査会」）を設置した。【内閣府（男女共同参画局）】

- 男女共同参画推進本部（閣議決定により設置。内閣総理大臣及び全ての国務大臣によって構成）、すべての女性が輝く社会づくり本部（閣議

⁶ 女性と平和・安全保障の問題を明確に関連づけた初の安保理決議である「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」（2000年10月、国連安全保障理事会にて採択）を踏まえ、2015年以降、「女性・平和・安全保障に関する行動計画」を策定・実施。現在の第2次行動計画（2019～22年）では、①参画、②予防、③保護、④人道・復興支援、⑤モニタリング・評価の5つの項目について、年次評価報告書を隔年で策定。

決定により設置。内閣総理大臣及び全ての国務大臣によって構成。)については、令和2(2020)年度に引き続き連携を強化し、両本部の合同会議において「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」を決定した。【内閣官房、内閣府(男女共同参画局)、全府省】

- 内閣府は、有識者及び地方6団体・経済界・労働界・教育界・メディア・女性団体等の代表からなる男女共同参画推進連携会議を開催している。同会議が開催した全体会議(令和3(2021)年11月9日)、「聞く会」(令和4(2022)年3月10日)において、男女共同参画に関する施策についての周知及び意見交換を行った。また、経済分野における女性の活躍推進や若年層に対する啓発、女性の経済的自立をテーマとした活動を行っている。【内閣府(男女共同参画局)】
- 国内の推進体制の運営に当たっては、多様な主体(地方公共団体、独立行政法人国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、経済団体、労働組合等)との連携を図り、男女共同参画に識見の高い学識経験者や女性団体、若年層など国民の幅広い意見を反映した。【内閣府(男女共同参画局)】

第2節

男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進

- 男女共同参画会議の下に新たに2つの専門調査会(「計画実行・監視専門調査会」及び「女性に対する暴力に関する専門調査会」)を設置し、令和3(2021)年4月から6月にかけて、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」に関する調査審議を行った。さらに、同年9月以降、第5次男女共同参画基本計画の実行状況の監視や、女性の経済的自立、女性の視点も踏まえた税制や社会保障制度等、各分野における女性活躍の推進などの「女性活躍・男女共同参画の重点方針」策定に向けて集中的に議論すべき課題、女性に対する暴力の防止や被害者支援などについて、各府省の局長・審議官出席の下、計13回調査審議を行った。同年11月29日、岸田内閣発足後初の開催となる男女共同参画会議において、令和4(2022)年

度の「女性活躍・男女共同参画の重点方針」(女性版骨太の方針)の策定に向けて、基本となる4つの柱立て(①女性の経済的自立、②女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現、③男性の家庭・地域社会における活躍、④女性の登用目標達成)を決定した。【内閣府(男女共同参画局)、関係府省】

- 男女共同参画会議及びその下に置かれた計画実行・監視専門調査会の意見を踏まえ、令和3(2021)年6月16日、すべての女性が輝く社会づくり本部(第11回)・男女共同参画推進本部(第21回)合同会議において、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」を決定し、各府省の概算要求に反映させた。【内閣官房、内閣府(男女共同参画局)、全府省】
- 男女共同参画会議において、第5次男女共同参画基本計画の進捗状況を毎年度の予算編成等を通じて検証するため、各府省の男女共同参画関係予算の取りまとめを行った。その際、これまで男女共同参画関係予算として計上されていた、男女共同参画の推進に間接的な効果を及ぼす施策・事業に関連する予算を除外して集計を行うこととし、実態に即した予算を把握するための抜本的な見直しを行った。【内閣府(男女共同参画局)】
- 男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計(ジェンダー統計)の充実の観点から、令和4(2022)年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議(令和3年6月30日統計委員会建議)にジェンダー統計の充実が盛り込まれたことを踏まえ、関連する予算及び人員が拡大されることとなった。また、ジェンダー統計の充実、活用に向けた課題を把握するため、研究者、大学教員等を対象に、ジェンダー統計に関するニーズ調査を実施した。さらに、ジェンダー統計における多様な性への配慮について、現状を把握し、課題を検討するための調査を開始した。業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努めている。また、男女共同参画に関する重要な統計情報は、国民に分かりやすい形で公開するとともに、統計法(平成19年法律第53号)に基づく二次的利用を推進している。【全府省】

- 指導的地位に占める女性の割合の上昇に向けて、モニタリングを行っている。【内閣府（男女共同参画局）】
- 令和2（2020）年9月から「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」を開催し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が女性の性別によって雇用や生活等に与えている影響について、男女別データを活用した調査・分析を行うとともに、議論を進めた。令和2（2020）年11月に同研究会から緊急提言が行われ、令和3（2021）年4月に「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書 ～誰一人取り残さないポストコロナの社会へ～」の取りまとめを行った。緊急提言や報告書については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に盛り込まれるとともに、政府の補正予算や経済対策等に反映された。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】
- 令和3（2021）年5月から「人生100年時代の結婚と家族に関する研究会」を開催し、近年、我が国の結婚と家族にどのような変化が生じているか、データを用いて多面的に明らかにするとともに、それに伴う課題を整理するため、議論を行った。研究会は、令和4（2022）年4月末までに計11回開催し、女性の人生と家族形態の変化・多様化などについて様々な角度から議論を行った。【内閣府（男女共同参画局）】
- 「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査」を実施し、結果を公表するとともに、「人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」を実施した。【内閣府（男女共同参画局）】
- 国民の意識、男女の家事・育児・介護等の時間の把握や、男女別データの利活用の促進等を含め、男女共同参画社会の形成に関する調査・研究を進めている。【内閣府（男女共同参画局）、総務省】
- 政府が後援する行事等においては、登壇者や発言者等の性別に偏りが無いよう努めることとするよう、全府省に対し働きかけ、令和3（2021）年10月までに、全府省において、後援等名義に関する規程等に必要な改正を行い、施行した。また、令和4（2022）年1月に、地方公共団体に対して、主催・後援する行事等において、登壇者や発言者等の性別に偏りが無いよう努めることを要請した。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】
- 男女共同参画施策の情報発信・広報活動
 - 内閣府では、ホームページ・月刊総合情報誌「共同参画」・SNS等を活用し情報発信・広報活動を実施しており、更なる強化を目的として、以下の改善等を実施した。
 - ①ホームページの抜本的な改善
 - ・ 内閣府男女共同参画局のホームページについて、ユーザビリティを考慮し、重要な施策や情報をトップページの「主な政策」のバナーを増やすとともに、整理をすることで情報を探しやすくなるよう抜本的な改善をした。また、ホームページ上のリンクが切れている箇所を適切なリンク先に設定し直した。
 - ・ これまでホームページ内に点在していた「動画」や「パンフレット・リーフレット類」を集約した。
 - ・ 男女共同参画に関する幅広いデータと現状の取組をまとめた「女性活躍・男女共同参画の現状と課題」をホームページに掲載し、毎月更新を行っている。
 - ・ 令和3（2021）年度から、毎週「男女共同参画に関するデータ」を選定し掲載している。
 - ②Twitterの開設
 - ・ SNSの情報発信では、従来からFacebookや内閣府のTwitterを活用していたところ、令和3（2021）年度においては、更なる情報発信の強化を図るため、内閣府男女共同参画局Twitterを開設した。これにより、Twitter上における男女共同参画局の情報が集約され、局が発信した情報について簡単にアクセスすることができるようになった。
 - ・ 配信については、FacebookとTwitterそれぞれの特性を考慮したものとしている。
 - ③メールマガジンの刷新
 - ・ メールマガジンについて、これまでメール本文のみで発信していたところ、ユーザビリティを考慮し、当該方式を改めた。Wordファイルにおいて文章を簡潔に記載するとともに、色文字、画像などを使い、より親しみやすい工夫した。
 - ・ 配信においては、PDFデータに変換したも

のをホームページに掲載し、リンクをメールに貼り、メール本文の記載については、メールマガジンの掲載情報の一覧性を考慮し、簡潔に内容を記載することとした。

④ 広報戦略会議の実施

- ・ 内閣府男女共同参画局では、令和3（2021）年度から、隔週で広報戦略会議を開催することとし、2週間のホームページのアクセス数、SNS分析などについて局内で共有することで、より効果的な広報活動にいかしている。

- 国の各府省や関係機関が実施している男女共同参画に関わる情報を集約・整理した上で、国民、企業、地方公共団体、民間団体等に分かりやすく提供することで、各主体による情報の活用を促進している。【内閣府（男女共同参画局）】

第3節

地方公共団体や民間団体等における取組の強化

ア 地方公共団体の取組への支援の充実

- 市町村男女共同参画計画の策定が進んでいない町村に焦点を当て、都道府県と連携し、策定状況の「見える化」を含む情報提供等により、男女共同参画についての理解を促進し、全ての市町村において計画が策定されるよう促している。【内閣府（男女共同参画局）】
- 地方公共団体が、多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて行う取組を、地域女性活躍推進交付金により支援した。また、各地方公共団体に対して、自主財源の確保を働きかけた。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）】
- 地方公共団体に対し、全国知事会などの関係団体とも連携し、先進的な取組事例の共有や情報提供、働きかけなどを行った。【内閣府（男女共同参画局）】
- 新たな国土形成計画の策定に向けた国土審議会計画部会において、内閣府男女共同参画局長が地域における男女共同参画の現状や取組・課題について、説明を行い、男女共同参画に向けた取組について、理解を深めた。【内閣府（男女共同参画局）】

イ 男女共同参画センターの機能の強化・充実

- 男女共同参画センターが、男女共同参画の視点から地域の課題解決を行う拠点・場として、関係機関・団体と協働しつつ、その機能を十分に発揮できるように、内閣府では、男女共同参画センター等の管理者等に対し、情報交換会（センター長会議）を実施し、関係施策や好事例等の共有を行うとともに、地方公共団体に対して、男女共同参画主管課長等会議等を通じて、それぞれの地域においてこうした機能や強みを十分にいかすよう、男女共同参画センターの果たす役割を明確にし、基本法の理念に即した運営と関係機関との有機的な連携の下、取組を強化・充実するよう促した。【内閣府（男女共同参画局）】
- 男女共同参画センターが広報啓発、講座、相談、情報収集・提供、調査研究等、様々な事業を進めていくために、男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会（センター長会議）を実施し、必要な国の施策に関する情報提供を行うとともに、参加者がグループ討議を通じて、各地域の男女共同参画センター等が抱える課題等について共通認識を深め、他地域の取組の情報の積極的な活用を図った。また、研修の実施や専門家の派遣、関係団体で実施する研修での講演を通じて、男女共同参画センター職員の人材育成の支援を行った。【内閣府（男女共同参画局）】
- 男女共同参画センターの管理運営について、運営形態の違い等の状況をアンケート調査等により把握し、事例の収集を行った。【内閣府（男女共同参画局）】
- 男女共同参画センターに対し、オンラインを活用した男女共同参画センター間の相互支援ネットワークへの参加を促すとともに、オンラインによる事業を行えるよう、専門家の派遣等を通じて支援する措置の活用を促した。【内閣府（男女共同参画局）】
- 令和3（2021）年7月から「災害時の男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク」の運営を開始し、平常時からの男女共同参画センター及び地方公共団体の男女共同参画担当課間のネットワークを構築し、災害時における共助の仕組み

を強化した。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)】

ウ 国立女性教育会館における取組の推進

- 独立行政法人国立女性教育会館は、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、人材の育成・研修の実施や、女性教育に関する調査研究の成果及び会館に集積された情報の提供等を通じ、我が国における男女共同参画のネットワークの中核を担っており、地域における男女共同参画の推進を支援するとともに、地方公共団体、大学、企業等ともより一層の連携を図るなど、機能の更なる充実・深化を促進している。【文部科学省】

エ 男女共同参画の実現に向けた気運醸成

- 内閣府では、平成13(2001)年度から「男女共同参画週間」(毎年6月23日から同月29日まで)を実施している。令和3(2021)年度は、「女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ」をキャッチフレーズとして、「男女共同参画社会に向けての全国会議」を開催し、併せて、「男女共同参画週間キャッチフレーズ表彰(内閣府特命担当大臣(男女共同参画)表彰)」を実施した。

また、「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」(受賞者11名)、「女性のチャレンジ賞(内閣府特命担当大臣(男女共同参画)表彰)」(女性のチャレンジ賞:受賞者5名、受賞団体1件、女性のチャレンジ支援賞:受賞者1名、受賞団体3件、女性のチャレンジ賞特別部門賞:テーマ「困難な状況に置かれているひとり親家庭への支援」、受賞団体2件)を始めとした各種の表彰を行った。【内閣府(男女共同参画局)】